

2023 Hockey Handbook





CONTENTS

- 1 倫理規程
- 8 コンプライアンス規程
- 14 競技運営規程
- 43 登録規程
- 53 ユニフォーム規程
- 57 公認競技役員規程
- 66 施設用具関係規程等
- 93 新型コロナウイルス
対策ガイドライン
- 96 情報共有

倫理規程



公益社団法人 日本ホッケー協会 倫理規程

第一章 総則

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という。）の役員及び職員並びにホッケー競技関係者の倫理に関する基本となるべき事項を定めるとともに、本協会の事業運営及びホッケー競技関係者の清廉性に対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会及びホッケー競技に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、以下に定める者（以下「協会員」という。）に適用する。

- ① 本協会又は本協会の加入団体の会長、副会長、理事、監事、顧問等その他役職、評議員、正会員、委員又は部員（以下「役員等」という。）
- ② 本協会又は本協会の加入団体の職員
- ③ 本協会に登録した指導者又はスタッフ
- ④ 本協会に登録した競技者
- ⑤ 本協会に登録したチーム
- ⑥ 本協会に登録した競技役員

（協会員の基本的責務）

第3条 協会員は、第1条の目的を達成するため、法令及び本協会の規程を遵守し、職務又は競技活動に公正かつ誠実に務めるものとする。

第二章 規律違反行為と処分の内容

（規律違反行為）

第4条 規律違反行為とは、協会員の行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- ① 他者に対する暴力、暴言、差別的言動、いじめ、強要又はパワー・ハラスメント等の粗暴行為
- ② 競技又は指導上の必要を欠いた身体的接触、性的な言動、つきまとい、交際の強要又はセクシュアル・ハラスメント等の行為
- ③ 本協会又は本協会の加入団体を含む他者の名誉又は信用を毀損する行為

- ④ 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与する行為
 - ⑤ 競技会等の円滑な運営又は施設管理を妨げる行為
 - ⑥ 大会又は法令で禁止されている薬物の不当な所持、使用又は取引に関与する行為
 - ⑦ 競技力の向上の観点から、明らかに必要性又は相当性を欠く指導
 - ⑧ その職務に関する不正な利益の授受又はその申込み行為
 - ⑨ 補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与する行為
 - ⑩ 反社会的勢力（暴力団や暴力団員、その準構成員、暴力団関係企業やこれらに準じる者）と関係を持つ行為
 - ⑪ 法令若しくは本協会の定める諸規程に違反し、又は本協会の指示、命令若しくは調査を拒む行為
 - ⑫ 本協会、加入団体又は協会の品位を害する行為
- 2 本規程のほか、ホッケー競技の大会における規律違反行為の詳細については、ホッケー競技運営規程に定める。

（処分）

第5条 本協会は、規律違反行為を行った協会員に対して、規律違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

（1）役員等に対する処分の種類

- ① 注 意：注意を行い戒める。
- ② 嚴重注意：嚴重に注意を行い戒める。
- ③ 降 格：下位の役職へ移行させる。
- ④ 諭旨辞職：諭旨により辞職願いを提出させる。
- ⑤ 解 任：任を解く。なお、本協会の理事・監事にあっては定款第29条に基づき役員の内任を解く。

（2）職員に対する処分の種類

- ① 注 意：注意を行い戒める。
- ② 嚴重注意：嚴重に注意を行い戒める。
- ③ 減 給：報酬又は給与を減額する。
- ④ 出勤停止：一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬又は給与を支払わない。
- ⑤ 降 格：下位の資格・職位等へ移行させる。
- ⑥ 諭旨退職：諭旨により退職願いを提出させる。
- ⑦ 懲戒解雇：予告期間を設けることなく即時に免職（解雇）とする。

（3）指導者、競技者、スタッフ、チーム又は競技役員に対する処分の種類

- ① 注 意：注意を行い戒める。

- ② 厳重注意：厳重に注意を行い戒める。
 - ③ 登録停止：一定期間、本協会の登録者としての資格を停止する。
 - ④ 登録抹消：永久に本協会の登録者としての資格を剥奪する。
- 2 本協会は、前項の処分に代えて、又は前項の処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な措置を課することができる。
 - 3 ホッケー競技の大会における規律違反行為に対する処分については、原則としてホッケー競技運営規程が本規程に優先して適用されるものとする。

第三章 倫理委員会及び調査部

（倫理委員会の構成）

- 第6条 倫理委員会は、3名以上の委員で構成するものとし、うち1名以上は法律に精通した有識者を選任するものとする。
- 2 倫理委員会の委員長は、倫理委員会委員の中から1名を選任する。

（調査部）

- 第7条 本協会における迅速かつ公平公正な調査を確保するため、調査部を置く。
- 2 調査部は、前項の任務のために独立した部署とし、他の全ての部署又は委員会等から何らの指揮命令又は影響を受けない。

第四章 事実調査及び処分審査

（処分の原則）

- 第8条 本協会の協会員は、規律違反行為と疑われる事案があると思料するときは、倫理委員会に対して、書面をもって事実の調査を行うよう請求（以下「事実調査請求」という。）することができる。
- 2 倫理委員会は、前項の事実調査請求があった場合において、明らかに規律違反行為と疑われる事案が存在しないと認める場合その他調査を不相当とする特段の事情が存する場合は、事実調査を開始しない旨の決定を行うことができる。この場合には、事務局は、事実調査請求者に対して、当該決定を通知しなければならない。

（事案解明のための調査）

- 第9条 倫理委員会は、前条第1項の事実調査請求を受けた後、前条第2項の場合を除き、速やかに調査部に事実の調査を嘱託する。

- 2 調査部は、本協会、処分対象者又はその他関係者に対して、事案の解明のために、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。
- 3 協会員は、調査部の任務を尊重し、前項の調査に協力しなければならない。

(倫理委員会の処分審査)

第10条 前条第1項の事実の調査が行われた場合、倫理委員会は、当該調査結果に基づき、中立、公正かつ迅速に審査（以下「処分審査」という。）し、処分意見を作成する。

- 2 倫理委員会の処分審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 当該事案に何らかの形で関与したことがある委員及び当該事案に利害関係を有する委員は、当該事案の審査に加わることができない。
- 4 当該事案に関し審査に加わることができる委員数が3名に満たない場合には、本協会は、審査に加わることができる委員数が3名以上となるまで、特別委員（当該事案限りの委員のことをいう。）を選任しなければならない。

(意見陳述の手続)

第11条 倫理委員会は、次の各号の区分に従い、処分対象者に対して、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- ① 次のいずれかに該当するとき 聴聞
 - イ 解任、懲戒解雇又は登録抹消の処分をしようとするとき
 - ロ イに掲げる場合以外の場合であって倫理委員会が相当と認めるとき
- ② 前号イからロまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

第五章 処分の手続

(処分の決定及び通知)

第12条 本協会は、第10条第1項の処分意見を参考に、処分を決定する。

- 2 本協会は、処分対象者に対して、書面をもって処分決定を通知する。
- 3 前項の処分決定の通知には次の事項を明記しなければならない。
 - ① 処分対象者
 - ② 処分対象行為
 - ③ 処分の内容
 - ④ 処分の理由

⑤ 処分の年月日

- ⑥ 処分決定に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して本協会の行った処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨

- 4 処分決定がなされた場合、事務局は、遅滞なく、事実調査請求者に対して、処分の経過を通知しなければならない。
- 5 事務局は、前項の通知をするときは、処分対象者又は調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないように配慮しなければならない。

(処分決定の効力)

- 第13条 処分決定は、前条第2項の通知が処分対象者に到達した時に効力を生じる。
- 2 第18条第1頂の仲裁申立てがあつた場合でも、本協会又は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構により、処分決定の取消し若しくは変更がなされ、又は処分決定の効力が停止されるまでの間、処分決定は効力を失わない。

(処分の取消し・変更・効力の停止)

- 第14条 本協会は、処分決定後、処分内容の取消し、変更又は効力の停止をすることができる。ただし、処分の変更は、より軽い処分とする場合に限る。
- 2 本協会は、前項の処分の取消し、変更又は効力の停止をした場合は、処分対象者に対し、書面をもってこれを通知する。

(仮処分)

- 第15条 本協会は、回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときは、倫理委員会の承認を得て、第8条ないし第11条の手続を経ることなく、仮に処分を決定することができる。
- 2 本協会は、前項の決定をした後は、速やかに第8条ないし第12条の手続を経なければならない。
- 3 第13条及び前条の規定は、第1項の決定に準用する。

(関係者の守秘義務)

- 第16条 倫理委員会、事務局、調査部その他調査又は処分手続の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、調査又は処分手続の関係者でなくなった後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 本協会は、事実調査請求又はその請求に関する相談若しくは協力をしたことを理由として、当該事実調査請求者又はその通報に関する相談若しくは協力した者に対しいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

第六章 不服申立

(処分決定に対する不服申立)

第18条 第12条第1項の処分決定等に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して本協会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

2 処分対象者は、前項の公益財団法人日本スポーツ仲裁機構への仲裁申立を除き、処分決定に対して不服を申し立てることができない。

3 本協会は、第1項の申立てをしたことを理由として、処分対象者に対して処分決定以外の不利益な取扱をしてはならない。

(ホッケー競技運営規程に基づく処分に対する不服申立)

第19条 ホッケー競技の大会における規律違反行為について、ホッケー競技運営規程に基づく処分（以下「原処分」という。）がなされた場合、原処分を受けた協会員は、倫理委員会に対し、原処分の取消し又は変更を求めて不服を申し立てることができる。2 倫理委員会は、原処分に重大かつ明白な瑕疵がある場合に限り、原処分を取消し又は変更するものとする。

3 第8条ないし第10条、第12条ないし第14条及び第16条ないし第18条の規定は、前2項の不服申立手続に準用する。

第七章 附則

(施行日)

第20条 本規程は、平成30年11月11日より施行する。

(改正) 令和元年5月18日改正

(改正) 令和3年10月25日改正

(改正) 令和4年6月11日改正

(改正) 令和5年4月1日改正

コンプライアンス規程



公益社団法人 日本ホッケー協会 コンプライアンス規程

第一章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るために必要な事項を定め、もって本協会の社会的信用及び業務運営の公平・公正性の確保に資することを目的とし、同時に公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく本協会におけるコンプライアンスの遵守を目的とする通報者の保護、コンプライアンスの遵守を目的とする通報の処理その他必要な事項を定める。

(定義及び適用範囲)

第2条 本規程において協会員とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- ① 本協会又は本協会の加入団体の会長、副会長、理事、監事、顧問等その他役職、評議員、正会員、委員又は部員（以下「役員等」という。）
- ② 本協会又は本協会の加入団体の職員
- ③ 本協会に登録した指導者又はスタッフ
- ④ 本協会に登録した競技者
- ⑤ 本協会に登録したチーム
- ⑥ 本協会に登録した競技役員

2 本規程においてコンプライアンスとは、本協会の協会員が業務遂行において法令及び本協会の倫理規程その他の諸規程等を遵守し、高い倫理観に基づき良識をもって行動することをいう。

(協会員の責務)

第3条 協会員は、本協会におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、本協会の理念並びに目的に基づき、公平かつ公正な職務遂行又は競技活動に努めなければならない。

(管理者等の責務)

第4条 本協会の業務又は競技活動において管理又は指導する立場にある者は、自己の管理又は指導する部門・部署・大会・チームにおいて、コンプライアンスの推進を図られるよう努めなければならない。

第二章 管理体制

（コンプライアンス推進部）

第5条 本協会におけるコンプライアンス体制の推進を図り、公平公正な職務の遂行を確保するため、コンプライアンス推進部（以下「推進部」という。）を置く。

（推進部の任務）

第6条 推進部の任務は、次の各号に掲げる事項とし、総務委員会の承認を得て実施する。

- (1) コンプライアンスの推進に関する基本方針の策定
- (2) コンプライアンスに係る啓発及び教育研修
- (3) コンプライアンスに反する事案の把握及び再発防止策の策定と実施
- (4) リスク管理に関する事項
- (5) その他コンプライアンスの推進及びリスク管理に関する必要な事項

（リスク管理）

第7条 推進部は、本協会におけるリスク管理としてリスクの事前評価、予防及びリスクが現実化した場合の緊急時及びその後の対応をあらかじめ検討し、本協会の協会員全体でリスクを軽減化する取り組みを推進し、本協会に対する社会的信用を保持するよう努めなければならない。

2 協会員は、推進部の任務を尊重し、前項の活動に協力しなければならない。

第三章 通報対応体制等

（コンプライアンス通報）

第8条 コンプライアンスに関する通報は、法令若しくは本協会の規則・規程等に違反し若しくは違反するおそれのある行為、又は本協会若しくは協会員等の社会的信用を失わせ若しくは失わせるおそれのある行為がある場合に、これを発見した協会員が行うことができる。

2 通報の方法、窓口、及び対応の流れは、別紙1「公益社団法人日本ホッケー協会通報相談窓口利用案内」及び別紙2「対応の流れ」に記載するものとする。

3 協会員は、他人の誹謗中傷その他不正な目的の通報や通報に関する相談、及び虚偽の通報や相談等の本規程第1条に定める目的外の不正な通報を行ってはならない。

(通報窓口)

第9条 本協会におけるコンプライアンスに関する通報及び相談に対応するため、通報窓口を本協会事務局内に設置する。

(通報対応体制の周知、運用の確認及び報告)

第10条 推進部は、通報窓口、コンプライアンス通報及びコンプライアンス通報に関する相談の方法その他必要な事項を協会員に周知する。

2 推進部は、コンプライアンス通報及び相談への対応状況並びに事案の処理状況等について定期的に確認し、コンプライアンス委員会と連携し理事会に報告する。

(コンプライアンス通報への対応)

第11条 事務局は、通報窓口においてコンプライアンス通報を受けたときは、速やかにコンプライアンス委員長に報告するものとする。

2 事務局は、コンプライアンス通報の内容について、倫理規程第3条の規律違反行為に該当するおそれがあり、かつ、事実の調査を行う必要があると思料するときは、当該通報者に対し、同規程第8条第1項の事実調査請求を案内するものとする。

3 通報窓口の職員以外の本協会の役員又は職員が、コンプライアンス通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、又は当該通報者に対し通報窓口でコンプライアンス通報するように助言しなければならない。

(関係者の守秘義務)

第12条 推進部、事務局その他通報手続の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、通報手続の関係者でなくなった後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 本協会は、コンプライアンス通報又はその通報に関する相談をしたことを理由として、当該コンプライアンス通報又はその通報に関する相談をした者及び調査に協力した者に対しいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

(平成30年11月10日制定)

この規程は令和5年4月1日から施行する。

以 上

公益社団法人日本ホッケー協会通報相談窓口利用案内

1. 目的

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが国民の権利であることは、スポーツ基本法にも明記されています。

そこで、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」といいます。）は、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見、是正及び再発の防止に努め、もって、スポーツを行う者の権利を保護し、公正な環境のもとでスポーツに親しむ機会を確保するために、下記のとおり JHA 通報相談窓口を設置致します。

2. 通報相談窓口

公益社団法人日本ホッケー協会 坂本幼樹 事務局長

＜連絡先＞ 〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

電 話：03-6812-9200 FAX：03-6812-9210

電話対応時間：平日 10 時～18 時

電子メール：sakamoto@japan-hockey.org

※坂本事務局長が不在の際は、上記事務所の他の職員が対応する場合があります。

※通報に関する関係者の情報は守秘義務により守られ、また、通報により不利益な取り扱いをされることは禁止されております。

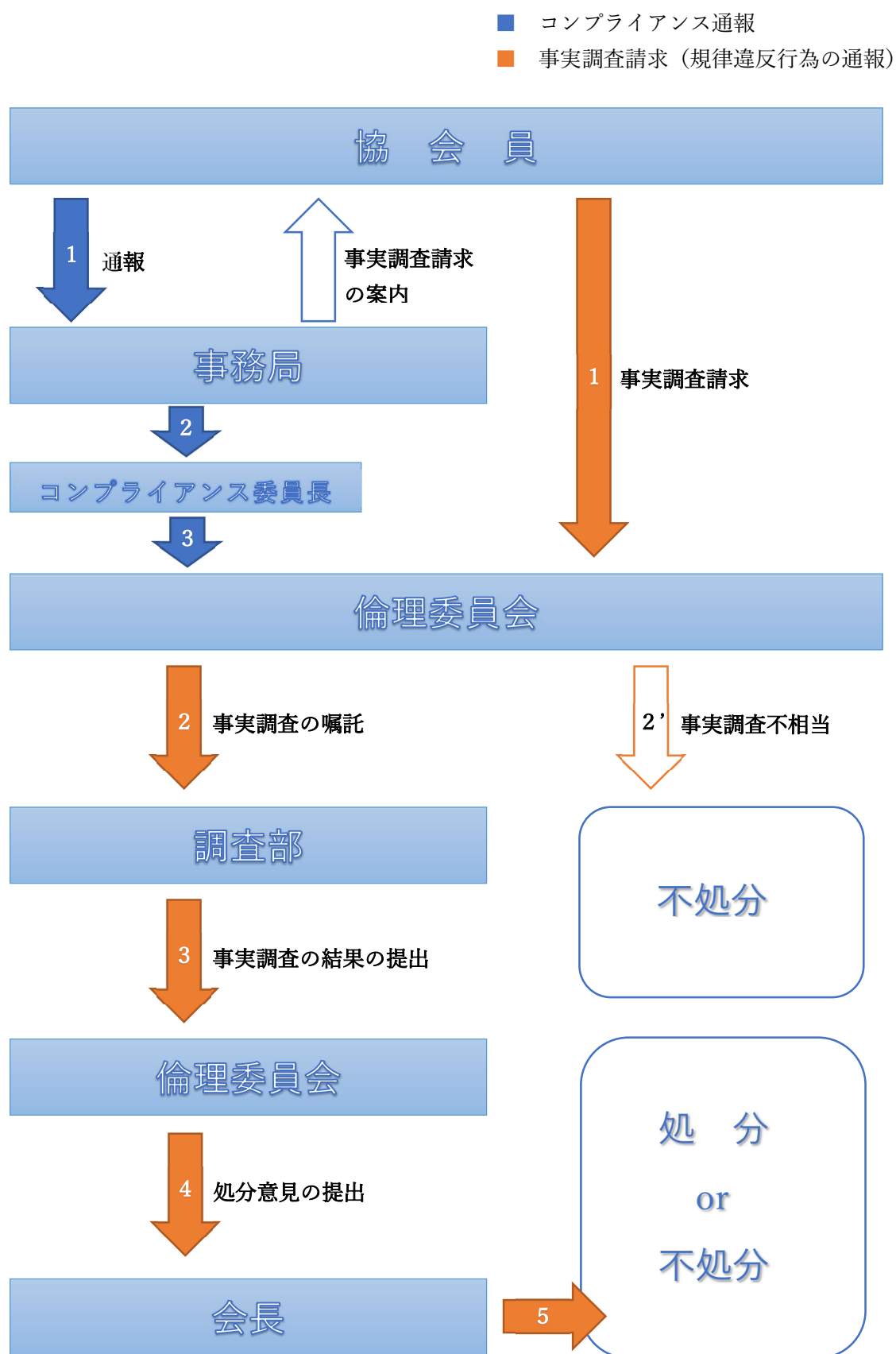
※匿名による通報は、対応しかねる場合もあることをあらかじめご了承ください。

3. その他

JHA 通報相談窓口は、「公益社団法人日本ホッケー協会倫理規程」「公益社団法人日本ホッケー協会コンプライアンス規程」に基づいて運用されています。

2020 年 9 月 17 日時点

対 応 の 流 れ



競技運営規程

2023 年 4 月 1 日改訂

 主要改定箇所 2023. 4



CONTENTS

	序文 目的
1	大会適用規程
2	競技役員
3	参加申込
4	チーム代表者会議
5	スターティングリスト（試合のチーム構成）
6	チームの服装、装具、カラー
7	試合時間
8	プレイヤーの交代
9	フィールドへの入場
10	試合の中断
11	メディカルデータ
12	公式試合記録
13	棄権・失格
14	サジェストションアンパイア及びビデオアンパイア
15	行動規程と処罰
16	抗議
17	アピールジュリー
18	アピールジュリー制度の運用
19	アンチ・ドーピング
20	想定外の事態
21	その他

APPENDICES

付属書 1	ホッケー競技規則に優先する事項
付属書 2	リーグ戦での順位決定方法
付属書 3	シュートアウト戦
付属書 4	行動規範
付属書 5	行動規範における違反と処罰レベルガイドライン
付属書 6	サジェストションアンパイア及びビデオアンパイア
2023 年度の国内大会で実施するレギュレーション一覧	

序文 目的

本規程は、ホッケーの大会が公正かつ安全に滞りなく行われ、チーム関係者、観客、運営者、競技役員等の大会に関わるすべての人々がホッケー競技を通じて、心身の健全な発達、健康の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等を享受し、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進するものである。

1. 大会適用規則

- 1.1 本規程は日本国内で行われるすべての公式試合に適用される。試合は大会開始日に有効なホッケー競技規則と本競技運営規程に則って行われる。本規程の付属書による変更がある場合には、その変更を優先させ、本規程として扱う。ただし、国際大会については、本規程の適用外とする。
- 1.2 大会開催にあたり本規程を補完する大会運営規程を定めることができる。大会運営規程と本規程の定める内容が競合する場合は、大会運営規程を優先させるが、大会運営規程は、大会開始前までに主催者または共催者の承認を得なければならない。
- 1.3 チーム代表者会議でチーム代表者と TD で合意が得られた事項は本規程に優先する。
- 1.4 リーグ戦の場合の順位決定方式は付属書 2 に規定する。
- 1.5 本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）のウェブサイト公表される。本規程の改訂時には各都道府県協会および関係団体に通知される。
- 1.6 行動規範（付属書 4）は、競技に参加する者がホッケー競技への自覚と責任を持つために制定され、適用される。
- 1.7 公式試合とは、JHA、ブロック協会、都道府県協会、ホッケー・ジャパンリーグ、日本社会人ホッケー連盟、日本学生ホッケー連盟およびその傘下団体のブロック学生連盟、全国高等学校体育連盟およびその傘下団体のブロック・都道府県高等学校体育連盟が主催または共催する大会でホッケー競技規則（6 人制、インドア含む）に基づき実施される試合をいう。
- 1.8 JHA が主催または共催する大会（以下、「全国大会」という）の期日、開催地はあらかじめ JHA 理事会の承認を得なければならない。

2. 競技役員

- 2.1 全国大会および国民体育大会ブロック大会のテクニカルデリゲート（以下、「TD」という）、アンパイアマネージャー（以下、「UM」という）は JHA が指名する。TD は本規程の定める範囲における大会運営に関わる JHA としての全権限と決定権を有する。
- 2.2 TD は大会の競技役員として JHA が指名した者の中から、各試合のアンパイア（サジェスションアンパイア、ビデオアンパイアを含む）、テクニカルオフィサー（以下、「TO」という）、ジャッジ（以下、「JG」という）を以下の条件に基づき指名する。
 - a TO、アンパイアの出身チームが行う試合に指名できない（可能な限り他の競技役員についてもこの原則が適用される）。
 - b 参加チームのプレイヤー、役員を大会の競技役員に指名することはできない。
- 2.3 TD は、全参加者が行動規範を確実に遵守するようにしなければならない。そのための行動規範、関係する規程に基づく必要な措置を行う権限を有する。
- 2.4 TD は、JHA 事業本部競技運営部長の同意のもと TD 権限の全部または一部を必要な期間中、競技役員の誰かに委譲することができる。

3. 参加申込

- 3.1 参加チームは別途定められた期日までに大会参加申込書を JHA と大会実行委員会（大会主管者）の両方に提出しなければならない。
- 3.2 大会参加申込書に記載されている者は大会参加申込書の提出により、大会運営規程等の JHA が定める規程に従うことに同意したものとする。
- 3.3 すべてのプレイヤーは、1 から 99 までの数字をつけた背番号により識別され、この数字は大会を通じて同じでなくてはならない。
- 3.4 大会参加申込書には以下の項目が含まれていなくてはならない。
 - a 最大 30 名までのプレイヤーの氏名とその背番号。
 - b 監督の氏名。監督は、ヘッドコーチ等他のチーム役員とは兼務できない。チーム役員とは大会参加申込書に記載されている者のうちプレイヤーを除いた者を指す。
 - c プレイヤーおよびチーム役員全員の JHA 登録番号。
 - d ベンチに入ること希望するヘッドコーチ、アシスタントコーチ、フィジオセラピスト、ドクター、部長（任意数）がいればその氏名。フィジオセラピストまたはドクターの代わりに手当てする者として登録することができる。手当てする者は、大会開始日に 20 歳以上でなければならない。

- e JHA ユニフォーム規程に基づくフィールドプレイヤーのファーストおよびセカンドユニフォームの色。
- f JHA ユニフォーム規程に基づくゴールキーパー（以下、「GK」という）のファーストおよびセカンドユニフォームの色。
- 3.5 JHA は、参加申込書に記載されているプレイヤーの大会参加資格要件（所属、年齢等）および JHA の登録システム上の登録内容の確認をいつでも行うことができる。正当な理由がなく確認を拒否もしくは受けなかったプレイヤーは、当該大会には参加できない。さらに、JHA は当該プレイヤー、所属チーム、関係機関に対する追加の制裁措置を行うことがある。参加申込書に記載されるプレイヤーおよびチーム役員は、大会開始時点で有効な会員証を提示できる状態にしなければならない。
- 3.6 同じ会場で別の大会が同時に開催される場合、監督は別のチームの監督を兼務することはできない。
- 3.7 大会主管者（実行委員会）はチーム代表者会議までに大会参加申込書のコピーを TD に提出しなければならない。
- 3.8 大会参加申込書の記載内容の変更は、チーム代表者会議までに監督が大会主管者（実行委員会）に電子メールで、大会主管者および JHA（info@japan-hockey.org）の両方に通知しなければならない。文書にて通知する場合は、大会主管者の指示に従い提出しなければならない。チーム代表者会議が開催されない場合は、大会最初の試合が行われる日の前日の正午を期限とする。大会主管者が別途期限を定めている場合はそれを期限とする。この期限以後の変更は認められない。
- 3.9 参加チームが出場を辞退した場合、補欠チームの参加については、主催者が決定する権限を有する。決定後、速やかに他の参加チーム、メディアに通知されなければならない。

4. チーム代表者会議

- 4.1 監督とチームの代表者の合計 2 名は、大会開始前に TD が開催するチーム代表者会議に出席しなければならない。2 名は大会参加申込書に記載された者でなければならない。
- 4.2 監督はチーム代表者会議または TD が指定した会議に以下のものを持参しなければならない。
 - a フィールドプレイヤーと GK のファーストとセカンドユニフォームのサンプル。
 - b 試合に用いる用具（スティック、GK のヘッドギア、ハンドプロテクター、レガード、キッカーズ、フィールドプレイヤーが装着するフェイスマスク、ハンドプロテクター等の防具）。TD により用具の点検は試合前等の他の機会に行うと決定された場合を除く。
 - c 参加者全員の JHA 会員証（印刷されたもの又は電子による）。TD により会員証の確認を他の機会に行うと決定された場合を除く。
 - d JHA 行動規範確認書。（電子メールによる PDF での提出を原則とし、TD から紙での提出の指示があった場合）
- 4.3 やむを得ず監督が出席できない場合は、TD の承認により代理者を出席させることができる。ただし、代理者は参加申込書に記載された者でなければならない。
- 4.4 正当な理由なく出席しなかったチームに対し、TD は制裁措置を行うことがある。
- 4.5 チーム代表者会議は TD 及び大会主管者（実行委員会）の判断に基づきオンラインによって開催される。その場合は事前にチーム代表者にオンラインで開催する旨が通知される。
 - a オンラインでの開催の際に出席者は、出席者の音声と映像が TD から確認できる環境で参加しなければならない
 - b TD が事前に指示した場合を除き、試合に用いる用具及び JHA 会員証を準備する必要はない。

5. スターティングリスト（試合のチーム構成）

- 5.1 チームは試合毎に大会参加申込書にプレイヤーとして登録された最大 30 名の中から、最大 18 名までのプレイヤーを試合に出場させることができる。出場させるプレイヤーは試合毎に異なっていてよい。プレイヤーが TD によって出場停止処分を受けた場合には、その試合での出場可能プレイヤー数は出場停止処分を受けた人数分だけ少なくなる。
- 5.2 チーム代表者会議で TD が指定した方法（6 人制の大会を除き、電子メールによる提出を原則とする）で指定された期限までに監督は以下を記載したスターティングリストを提出しなくてはならない。
 - a 試合に先発する 11 名のプレイヤー。
 - b 試合開始時にチームベンチに座る 7 名までのプレイヤー（出場停止者がいる場合は、その氏名を記載し、「S」と印をつける）。
 - c 試合のキャプテンと GK。
 - d 試合の監督。監督がやむを得ない理由により不在の場合は、監督を代行する者の氏名。その場合は、あらかじめ TD の許可を受けなければならない。監督を代行する者は、大会参加申込書に記載された者でなければならない。
 - e 試合のコーチ（ヘッドコーチまたはアシスタントコーチから 1 名が指名される）。
 - f 手当する者（最大 2 名）。手当とする者にはフィジオまたはドクターを指名できる。また、手当とする者には、試合に出場する最大 18 名のプレイヤーと監督を除く者（プレイヤーを含む）を指名できるが、大会開始日に 20 歳以上の者でなければならない。

- g その他、大会参加申込書に記載されたチーム役員1名（役職は問わない。ただし、手当て者は除く。）。
- h 試合で着用するユニフォームの色。
- 5.3 スターティングリストに記載される者は、大会参加申込書に名前が記載されている者の中からのみ行うことができる。ただしTDにより、その試合への出場停止処分を受けた者は除く。
- 5.4 指名されたプレイヤーが試合開始前の練習中にプレイできない状態になった場合には、大会参加申込書記載のプレイヤーの中から変更することができる。監督はTOにこの旨を伝えなくてはならず、TOはこれを対戦相手の監督とメディアに伝える。

6. チームの服装、装具、カラー

- 6.1 TDは、各試合でのフィールドプレイヤーとGKが着用するユニフォームを指定する権限を有する。
- 6.2 試合中にウォームアップする交代プレイヤーは、両チームのカラーとは異なる色のビブス等の服装を身につけなくてはならない。
- 6.3 試合を行うチームは、試合会場にファーストおよびセカンドの両方のユニフォームを持参しなければならない。また、それぞれ2セットの背番号の付いていないフィールドプレイヤー用ユニフォームと、背番号として使える素材を準備しておき、血で汚れたユニフォームを着替えるなどの事態に備えなければならない。
- 6.4 試合の間、全プレイヤーのユニフォームは揃っていて、整然としていなくてはならない。
- 6.5 フィールドプレイヤーは、
 - a 試合中は常にソックスの内側で膝より下にすねあてを着用しなければならない。
 - b 試合中は常にマウスピースを着用しなければならない。ただし、ゴールキーパーは着用を推奨する。（スポーツ少年団ならびにマスターズの大会については、装着を強く推奨する。）
 - c ユニフォームの内側で外面から見えない状態であれば、体を守るための装具を装着してもよい。膝あてはソックスの外側に装着してもよい。ただし、TOによって危険と判断されるものは装着できない。
 - d TDの許可により、医学上の理由による装具を装着できる。
- 6.6 プレイヤーまたはチーム役員が使用するすべての服装、装具には、JHAユニフォーム規程で認められている以外の広告の表示がないこと。
- 6.7 プレイヤーまたはチーム役員が着用する服装、プレイヤーが試合で使用する装具に表示される製造者識別標については、JHAユニフォーム規程に基づき認められる。
- 6.8 フィールド上のプレイヤーは受信装置を装着または使用してはならない。また、TOに危険と判断されるものを装着してはならない。
- 6.9 試合で使用するスティックは、競技規則に記載の仕様に適合し、JHAが認めるスティックシールが添付されていなければならない。
- 6.10 ペナルティコーナー守備時に使用できる保護用手袋の大きさは、圧縮しない状態で長さ270mm、幅160mm、厚さ130mm以内とする。
- 6.11 帽子の着用は認められない。ただし炎天下や大会に応じ、TDの事前の許可に基づき着用できる場合がある。着用可否については、大会の状況、チーム内の統一性や両チームのユニフォームの色との対称性を考慮してTDが判断する。中学生以下の大会についてはTDの許可を得ずに着用を認める（ただし、TDには状況に応じて着用を認めない権限がある）。
- 6.12 喪章はTDの事前の許可に基づき着用できる。その際は選手全員（GKを除く）が同一箇所に着用しなければならない。

7. 試合時間

- 7.1 アンパイアが試合を開始・再開し、中断・再開ごとにテクニカルオフィシャルに合図をする。
- 7.2 試合時間の管理はテクニカルオフィシャルが行い、各クォーターの終了の合図を行う責任がある。ただし、競技規則に規定された各クォーター終了時にPCペナルティコーナーの完遂のための試合時間の延長時は、アンパイアが各クォーターの終了の合図をする。
- 7.3 試合が引き分けて終了した場合に、勝者を決定する必要がある場合は、付属書3に規定するシュートアウト戦を行い、勝者を決定する。

8. プレイヤーの交代

- 8.1 交代は競技規則に従い、公式試合記録に記載されたプレイヤーの中から行う。
- 8.2 交代はTOが管理する。
- 8.3 交代でフィールドを退出したプレイヤーは直ちにチームベンチに戻らなければならない。
- 8.4 交代は監督の責任で行う。

8.5 交代は、ビブス等の手渡しにより行う。

9. フィールドへの入場

- 9.1 コーチは、試合の間はいかなる状況下でもフィールドに入場することはできない。ただしシュートアウト戦実施中は入場することができる。
- 9.2 ベンチに入る者は試合中断中も含め、ベンチに着席していなければならない。ただし TO またはアンパイアの指示があった場合は除く。交代プレイヤーは TO が指定した場所でウォームアップをするためにベンチを離れることができる。手当とする者はチームベンチの端でプレイヤーを手当とするために席を離れることができる。
- 9.3 監督はベンチにいる全員の行動に対して責任をもつ。監督またはコーチはコーチングのためにコーチングエリア（設定されている場合）に入ることができる。ただし、2 名以上が同時にコーチングエリアに入ることはいない。
- 9.4 チームベンチにいるチーム役員、プレイヤーの言動は、競技役員、アンパイア、相手チームのプレイヤーに対するものであってはならない。
- 9.5 監督が TO から警告を受けてもなお、チームベンチでの行動に違反があった場合、TO は、この行為を行った人物に対し、一時的または残りの試合時間中ベンチから退場させ、テクニカルテーブル後方またはロッカールームに止め置く権限を持つ。試合後、TO は TD に経緯を報告し、TD は必要に応じてさらなる制裁措置を行う権限を持つ。
- 9.6 フィールド上での負傷者（GK を除く）の治療は許されない。もしプレイヤーがフィールド上でプレイ不能となった場合、アンパイアは試合を中断し、処置が必要かどうかを判断する。ただし、手当する者は、医学的見地から必要と認められる場合には、アンパイアの許可無しにフィールドに入場することができる。
 - a アンパイアにより処置が必要と判断された場合は、手当とする者の中からの 1 名と監督の最大 2 名がフィールドに入場することを認める。フィールドに入場している間、コーチングを行ってはならない。
 - c 必要に応じてアンパイアはストレッチャーがフィールドに入場することを許可する。
 - d フィールドに入場することを許可された者は、医療上の理由で動かすことが適切でない場合を除き、当該プレイヤーをフィールドの外に出さなければならない。
- 9.7 チームベンチから誰か（ストレッチャーを含む）がプレイヤーの手当のためにフィールド内に入場した場合には、
 - a そのプレイヤーがフィールドプレイヤーである場合は、そのプレイヤーはフィールドを出てから試合時間で 2 分以上、チームベンチエリアに留まらなくてはならない。
 - b 2 分間の計測は、TO が行う。
 - c そのプレイヤーに対する交代はホッケー競技規則に基づき認められる。
 - d ペナルティコーナーまたはペナルティストローク（リファールが行われた場合も含む）の直前に負傷した GK がフィールド内で手当を受けたとしても、その GK はフィールドから離れる必要はない。
- 9.8 フィールドが血液で汚れた場合には、抗生物質耐性菌に対して効果的な非酸性表面洗浄剤を使って直ちに洗浄を行う。これがない場合には、80%アルコール溶液を使用する。この洗浄作業中は試合を中断する。
- 9.9 フィールド内で給水および摂食してはならない。試合中断中を含め、試合中に摂食するプレイヤーはフィールドを出なくてはならない。GK はゴール直近のフィールドから出入りしてよい。
- 9.10 チーム役員とプレイヤーはハーフタイムの間、TO の許可によりフィールド周辺の競技エリアから離れることができる。
- 9.11 TD の指示があった場合は、すべての選手とチーム役員は試合終了後にミックスゾーンを通過しなければならない。
- 9.12 コーチングはチームベンチ、コーチングエリアまたは競技場の指定されたエリアからのみできる。

10. 試合の中断

- 10.1 アンパイアまたは TO が天候、フィールドのコンディション等の理由により試合を中断した場合には、以下の条件に基づきできるだけ速やかに試合を再開するが、同じフィールド、同日とは限らない。
 - a 試合は規定の時間を完了させなくてはならない。再開時のスコアは中断した時点のものとする。
 - b 再開時には試合の中断はなかったもの見なし、8. に規定されるプレイヤー交代手順が適用される。

11. メディカルデータ

- 11.1 JHA は、大会中の怪我に関する情報を収集することができる。これは、選手の安全と健康のために行われる。
- 11.2 チームは情報収集に協力するものとする。集められた情報は統計的に処理される。

12. 公式試合記録

- 12.1 試合が終了した時点で公式試合記録がテクニカルテーブルで作成される。これは試合の要約であり、プレイヤー全員とチーム役員、試合に指名された競技役員全員の氏名と試合結果を含む主要な統計値が記録される。
- 12.2 両チームの監督は抗議を行う場合でも試合終了後 10 分以内に公式試合記録に署名しなくてはならない。

- 12.3 試合の競技役員は、両チームの監督が署名した公式試合記録に署名しなくてはならない。
- 12.4 全員の署名が完了した後の記録の修正はできない。ただし、全員の署名完了後に記録内容の明らかな誤りが発見された場合は、両チームの監督、TD、TO、アンパイアの6名全員の合意に基づきTDが修正できる。その際は、特記事項欄に修正内容、修正日時を補記する。合意は口頭（電話）で求めることができる。

13. 棄権・失格

13.1 リーグ戦の場合

- a 公認される事由なく試合を棄権したチーム、試合拒否ないし試合を終了させることを拒否したチーム、公式試合記録への署名を試合終了後10分以内に完了しなかったチームは、大会を棄権したものと見なす。
- b チームが上記の理由により棄権となった場合、
- i それまでにチームが行ったすべての試合、およびこれから行う予定だった試合について0-5の敗戦と記録される。
 - ii そのチームは失格とし、大会での順位は付与されない。
 - iii そのチームが所属するリーグ内の全チームの試合結果が修正されて、順位が決定される。
 - iv そのチームが行った試合のチーム記録(13.1.b iの得点記録を除く)とプレイヤーの個人記録は有効となる。

13.2 トーナメント戦の場合

- a 公認される事由なく試合を棄権したチーム、試合拒否ないし試合を終了させることを拒否したチーム、公式試合記録への署名を試合終了後10分以内に完了しなかったチームは、大会を棄権したものと見なす。
- b チームが上記の理由により棄権となった場合
- i チームはその試合において0-5の敗戦とする。
 - ii チームは失格とし、大会での順位は付与されない。
 - iii チームのそれまでの試合のチーム成績および個人記録は保持される。

13.3 棄権が発生したタイミングに応じてTDは大会における順位決定方法を定める権限を有する。

13.4 JHAは棄権したチームに対し更なる処罰を科す権限を有する。

13.5 不可抗力の事象によって、試合を実施または完了できない場合、チームは棄権したものとみなされない

13.6 不可抗力の事象とは、予測不可能で避けがたく、チームによって回避不可能な事象であり以下を含むが、これらに限定されない。

- a 自然災害（火事、爆発、地震、干ばつ、高潮、洪水など）。
- b 戦争、侵略、敵対国家の行為等。
- c 暴動、騒動、ストライキ、ロックアウト等
- d テロ行為；
- e 政府または政府当局の行為（法令、条例による移動制限等）。
- f コロナウィルス感染拡大防止に関連する、JHA、大会組織委員会、自治体による規制（大会運営規程に明記されてる）

14. サジェスションアンパイア及びビデオアンパイア

14.1 サジェスションアンパイア及びビデオアンパイア制度の運用方法については付属書6に規定する。

15. 行動規定と処罰

15.1 JHA行動規範はJHAが主催または共催する大会の競技役員を含めたすべての参加者に適用される。TDは、大会期間中の競技役員の言動に責任を負う。監督は、大会期間中のチーム役員、プレイヤーの言動に責任を負う。

15.2 本規定の付属書4で行動規範およびこれに関連するガイドラインを規定する。

15.3 出場停止期間の決定については、大会終了までの残りの試合に限る必要はなく、大会終了後の試合を含んだ出場停止処分を科すことができる。

15.4 出場停止処分を受けた者は、出場停止処分を受けた試合が終了するまで、フィールド、テクニカルエリア（チームベンチ、ビデオタワーを含む）に立ち入ることはできない。

16. 抗議

16.1 試合終了後またはシュートアウト戦の後に試合に関する抗議を行う場合、監督は、

- a 公式試合記録に署名する際に、署名のすぐ下に抗議の意向を直ちに記入しなくてはならない。
- b 抗議理由を文書にして試合終了またはシュートアウト戦の後30分以内にTOに提出しなくてはならない。
- c 同時に5万円をTOに供託しなければならない。

16.2 抗議が行われた場合、TOは直ちにTDに報告しなくてはならない。

16.3 本規定の内容にかかわらず、試合中の判定に関する抗議は行うべきではないし、TDによって考慮されない可能性がある。

16.4 チームは大会期間中のTDの決定(16.1に基づく抗議に対する裁定を除く)ないし本規定の適用についてTDに抗議

を行うことができる。その場合、監督は、

- a 抗議理由を文書にしたものを抗議の対象となる通知や公表が行われてから 30 分以内に TD に提出しなくてはならない。
 - b 抗議文書と同時に 5 万円を TD に供託しなければならない。
- 16.5 TD は抗議の提出から 2 時間以内に決定を下し、公表しなくてはならない。参加資格に関する疑義で調査が必要な場合は、決定を保留できる。TD は決定直後に、抗議を行った監督に決定内容を直接伝えることが望ましい。
- 16.6 監督は、TD が抗議に対する決定内容を伝える機会を作らなくてはならない。
- 16.7 本規定の抗議手順が完全に遵守されなかった場合、抗議は却下される。
- 16.8 抗議が正当なものと認められた場合には供託金は返還される。抗議が認められなかった場合でも、大会後の JHA 事業本部競技運営部会の検証や新規認定事項に基づき、JHA 事業本部競技運営部長は供託金の全部または一部を後日返還することがある。
- 16.9 抗議が行われた場合、TD は経緯と決定内容について JHA 事業本部競技運営部長に速やかに報告しなければならない。
- 16.10 抗議が行なわれた場合
- a. 当該試合終了後に予定されている表彰式、式典等は試合終了時点の結果に従い実施される。
 - b. 抗議を行っているチームは大会主催者の指示に従うこと。
 - c. 抗議が認められた場合、決定内容に従い後日改めて表彰等が行われることがある。

17. アピールジュリー

- 17.1 アピールジュリーは日本国内では設置しない。

18. アピールジュリー制度の運用

- 18.1 アピールジュリー制度は日本国内では採用しない。

19. アンチ・ドーピング

- 19.1 ドーピング検査は、大会開始時点で施行されている日本アンチ・ドーピング規程に基づいて行われる。
- 19.2 すべての公式試合がドーピング検査の対象となる。
- 19.3 すべてのプレイヤーは試合後、ドーピング検査の対象となりえる。これには試合時間を通じてチームベンチにいたプレイヤーも含まれる。大会で 1 名のプレイヤーが 2 回以上のドーピング検査の対象となることがある。
- 19.4 検査対象に選ばれたプレイヤーは、基準に合致する尿または血液検体を提出する前にシャワー、バス、アイスバス等に入ってはならない。

20. 想定外の事態

- 20.1 本規程に記されていない事態が生じた場合、TD は必要な処置を決定する権限を有する。
- 20.2 TD の決定（16.1 に基づく抗議に対する決定を除く）により影響を受けたチームが抗議をする場合には、規定 16.4 に決められた手順で行わなくてはならない。

21. その他

- 21.1 大会会場には自動体外式除細動器（AED）を設置しなければならない。
- 21.2 TD の許可により、サイドラインから 2m 以上離れたチームベンチ前にコーチングエリアを設置することができる。
- 21.3 6 人制、インドアの試合による大会にも本競技運営規程が適用されるが、チームエントリー人数等の変更箇所は大会運営規程に記載する。
- 21.4 1.2 で定める大会運営規程は本規定からの変更および追加事項のみを記載したものを大会運営規程として定めることを推奨する。
- 21.5 本規定は、国際ホッケー連盟の競技運営規程（2022 年 5 月改定）に基づき作成されたものである。国際ホッケー連盟が行う規程の変更や国内の状況を踏まえて JHA は本規程を適宜変更する。その際は、1.5 に基づき公表される。
- 21.6 本規程は、2023 年 4 月 1 日に改定され効力を有する。

付属書1 ホッケー競技規則に優先する項目

付属書1に規定する以下の項目は、ホッケー競技規則に優先する。

1. チームキャプテン

- 1.1 キャプテンはアームバンドかそれに類するものを上腕部、肩、ソックスの上部のいずれかに身につけなければならない。アームバンドかそれに類するものは、単色のはっきりと認識の出来る色（黒以外）でなければならない。

2. 試合時間

- 2.1 試合は、15分間の4クォーターと10分間のハーフタイムからなる（クォーター制）。ただし、ハーフタイムの時間は、大会運営規程で変更して良い。クォーター制の実施方法は下記のとおりとする。
- a 試合は、15分間の4クォーターからなる。
 - b 第1クォーターと第3クォーターの終了後に2分間のインターバルを設ける。その間は、チームはフィールドから離れてはならない。チームの準備ができていなくても、2分経過と同時に試合を再開する。プレイヤーから見える位置に時間の経過が明示される設備（デジタルタイマー等）が設置されなければならない。タイマーがない場合は、審判員またはTOから試合再開時間が近づいていることを適切なタイミングでチームに伝える。
 - c 第2クォーター終了後に10分間のハーフタイムを設ける。その間、チームはTOの許可によりフィールドおよびテクニカルエリアを離れても良い。チームの準備ができていなくても、10分経過と同時に試合を再開する。プレイヤーから見える位置に時間の経過が明示される設備（デジタルタイマー等）が設置されなければならない。タイマーがない場合は、審判員またはTOから試合再開時間が近づいていることを適切なタイミングでチームに伝える。
 - d 第1クォーターでセンターパスを行ったチームが第2クォーターのセンターパスを行う。第1クォーターでセンターパスを行わなかったチームが第3クォーターと第4クォーターのセンターパスを行う。
 - e 各クォーター終了時間は、ペナルティコーナー、引き続いてのペナルティコーナーおよびペナルティストロークを完遂するために引き延ばされる。
 - f ペナルティコーナーが与えられたとき、試合時間は停止され、ペナルティコーナーの準備のために40秒間（リファールが行われた場合を除く）が与えられる。ペナルティコーナーの開始の際はアンパイアが笛を吹き、この合図をもって試合時間の計時を再開する。両チームの準備ができていれば40秒経過を待たずにアンパイアは笛を吹いてペナルティコーナーの開始の合図を行う。
 - g 連続して与えられたペナルティコーナーとチャレンジ権を行使した後のペナルティコーナー時には試合時間は停止されるが、チームに40秒間を与えられたものではなく、アンパイアはできるだけ速やかにペナルティコーナーを開始しなければならない。
 - h 上記f、gにおける時間停止は、大会の規模や試合の種類に応じて採用しなくても良い（ノンストップ方式）。また、TDは試合ごとに採否を変更する権限を有する。ただし、採否についてはチーム代表者会議までに決定され、参加チームに通知されなければならない。（原則として、大会実施要項に「ストップ方式」又は「ノンストップ方式」を記載することを推奨する。予選リーグはノンストップ方式、決勝トーナメントはストップ方式といった大会内での使い分けも可能とする。）

3. グリーンカード（2分間の退場）

- 3.1 反則を犯したプレイヤーは警告され、さらに競技時間中に2分間の退場処分が科せられる（グリーンカードで指示される）。
- a 退場の間、チームは1名少ないプレイヤー数で試合を行う。
 - b フィールドプレイヤーにグリーンカードを提示する場合、アンパイアは試合を止め（時間を止めなくてもよい）、カードを提示する。時間を止めた場合は、カード提示後直ちに再開する。
 - c GKにグリーンカードを提示する場合、アンパイアは時計を止め、そのプレイヤーがフィールドから出た直後に再開する。
 - d カードを提示されたプレイヤーは直ちにフィールドから退場しなければならない。指定された場所に移動する途中でプレイを妨害した場合には、アンパイアは競技規定に沿って罰則を追加する。
 - e 退場時間は、プレイヤーが指定された場所に着席した時点から計時する。
 - f 退場時間の管理はTOが行う。
 - g プレイヤーは、TOが退場時間の完了を告げた時にプレイを再開することが許される。
 - h 退場者がGKであった場合は、TOが一時退場時間の終了をアンパイアに伝達する。アンパイアはその直後のプレイが止まった時に時計を止め、当該プレイヤーがフィールドに戻る時間を与える。

4. イエローカード（一時退場）

- 4.1 反則を犯したプレイヤーは、競技時間中に最低5分間の退場処分が科せられる（イエローカードで指示される）。
- a 退場時間の長さはカードを提示したアンパイアから TO に伝えられる。
 - b 退場の間、チームは1名少ないプレイヤー数で試合を行う。
 - c フィールドプレイヤーにイエローカード提示する場合、アンパイアは試合を止め（時間を止めなくてもよい）、カードを提示する。時間を止めた場合は、カード提示後直ちに再開する。
 - d GK にイエローカードを提示する場合、アンパイアは時計を止め、そのプレイヤーがフィールドから出た直後に再開する。
 - e カードを提示されたプレイヤーは直ちにフィールドから退場しなければならない。指定された場所に移動する途中でプレイを妨害した場合には、アンパイアは競技規則に沿って罰則を追加する。
 - f 退場時間は、プレイヤーが指定された場所に着席した時点から計時する。
 - g 退場時間の管理は TO が行う。
 - h プレイヤーは、TO が退場時間の完了を告げた時にプレイを再開することが許される。
 - i 退場者が GK であった場合は、TO が一時出場停止時間の終了をアンパイアに伝達する。アンパイアはその直後のプレイが止まった時に時計を止め、当該プレイヤーがフィールドに戻る時間を与える。

5. ペナルティコーナークロック

- 5.1 ペナルティコーナーの判定が下された時点から40秒以内にペナルティコーナーを再開しなければならない。
- 5.2 ペナルティコーナーが与えられたとき上記4.に基づき試合時間は40秒間停止される（**守備側プレイヤーのフェイスマスク、保護用グローブ、膝あて等の着用の時間として**）。アンパイアは両チームに40秒の経過が近づいていることを必要に応じて伝える。40秒経過時にアンパイアは笛を吹いてペナルティコーナーの開始を合図する。両チームの準備ができていれば、40秒経過前であっても笛を吹いてペナルティコーナーの開始を合図する。笛の合図により試合時間の計測が再開される。
- 5.3 これはボールがサークルから5m以上離れる前に連続して与えられたペナルティコーナーには適用しない。
- 5.4 遅延行為があった場合は、当該プレイヤーに個人的罰則を科す（グリーンカード）。たび重なる遅延行為には更に重い個人的罰則を科す（イエローカード）。
- 5.5 遅延行為による個人的罰則が守備側プレイヤーに与えられた場合は、そのペナルティコーナーおよびその後の連続して実施されるペナルティコーナーは、1人少ない人数で守ることになる。もし当該プレイヤーが守備側の GK の場合は、そのペナルティコーナーは1人少ない人数で守ることになるが、個人的罰則は、他の守備側プレイヤーに科す（守備側チームが罰則を受けるプレイヤーを守護についているフィールドプレイヤーの中から選択できる）。
- 5.6 遅延行為による個人的罰則が攻撃側のプレイヤーに与えられても、そのプレイヤーが除かれた状態で、ペナルティコーナーは実施される。

付属書2 リーグ戦での順位決定方法

1. リーグ戦での順位決定方法

1.1 各試合について次のポイントが付与される。

- － 勝者に3ポイント
- － 引き分けた場合には両チームに1ポイント
- － 敗者に0ポイント

1.2 リーグ戦終了時に、獲得したポイント数が最も多いチームから順に上位とする。

1.3 2チーム以上のチームのポイント数が同じ場合には、勝ち試合数が多い順に上位とする。

1.4 1.3でも2チーム以上のチームが同位の場合には、得失点差の多い順に上位とする。

1.5 1.4でも2チーム以上のチームが同位の場合には、得点数の多い順に上位とする。

1.6 1.5でも2チームが同位の場合には、この同位チーム同士の試合の勝ちチームを上位とする。

1.7 1.5でも3チーム以上が同位の場合には、同位チームだけの試合結果に基づき、1.1から1.6までを適用して順位を決定する。

1.8 1.7でも2チームが同位である場合には、これらチームによるシュートアウト戦により順位を決定する。

1.9 1.7でも3チーム以上が同位の場合には、それらのチームによりリーグ戦の試合順序と同じ順序でシュートアウト戦を行う。ただし各チームのシュートアウト数は5回のみとする。

1.10 1.9により、シュートアウト戦の結果だけに基づいてランキングが決定される。1回の対戦において勝者に3ポイント、引き分けには両チームに1ポイント、敗者には0ポイントを付与する。

1.11 1.10でも同位である場合には、シュートアウト戦で記録されたゴール数に1.3から1.7を適用して順位を決定する。

1.12 1.11でもなお3チーム以上が同位である場合には、各チームの順位が決定するまで同じ過程をくりかえす。再度のシュートアウト戦が必要な場合には、TDが対戦順序を決めるくじ引きを行う。

付属書3 シュートアウト戦

シュートアウト戦では、両チームの5名ずつのプレイヤーが交代で相手チームの守備者と1対1のシュートアウトを行う。
以下の競技規則と実施手順に基づき実施される。

- 1 試合終了後にシュートアウト戦を行う場合は、試合終了後5分間以内に開始しなくてはならない。
- 2 両チームの監督は公式試合記録用紙に記載されているプレイヤーの中から、攻撃を行う5名のプレイヤーと守備を行う1名のプレイヤーを指名する。守備を行うプレイヤーが攻撃を行うプレイヤーを兼ねても良い。下記に規定する場合を除き、シュートアウト戦での選手交代は認められない。(攻撃の順番を予め申告する必要はない)
- 3 シュートアウト戦実施時に TD より出場停止処分を受けているプレイヤーや試合終了後に続けて行われるシュートアウト戦の当該試合でレッドカード処分を受けているプレイヤーは参加できない。試合終了時にグリーンカードやイエローカードで退場処分中のプレイヤーは参加することができる。
- 4 TD は施設等の状況を考慮して時間計測方法を決定する。必要に応じてタイマーをフィールド内に設置してもよい。
- 5 TD は使用するゴールを決定する。
- 6 コイントスによって、先攻か後攻を決定する。
- 7 試合終了後に続けて行われるシュートアウト戦の当該試合でレッドカード処分を受けているプレイヤーを除き、スターティングリストに記載されている者はハーフライン近傍のフィールドに入ることができる。
- 8 GK または守備者はサークル外のバックラインの外で待機しても良い。
- 9 シュートアウトを行うプレイヤーと守備者のみが23m エリア内に入ることができる。
- 10 攻撃を行うプレイヤーで守備も行う場合は、そのプレイヤーの防具の取り外しや装着のための適切な時間が与えられる
- 11 両チーム5名のシューターが交互にシュートアウトを行い合計10回のシュートアウトが行われる。
- 12 シュートアウトの実施方法は下記のとおりとする。
 - a. GK または守備を行うプレイヤーはゴールポスト間のゴールライン上またはゴールラインの後ろに位置する。
 - b. ボールをゴールの中心から最も近い23m ライン上に置く。(23m ラインの中心)
 - c. 攻撃を行うプレイヤーは23m エリア外のボールの近くに位置する。
 - d. アンパイアが笛を吹く。
 - e. テクニカルテーブルにいる競技役員が計時を開始する。(またはTD によって決められた方法で計時を開始する)
 - f. 両プレイヤーはどの方向に動いてもよい。
 - g. シューター又はGK または守備を行うプレイヤーが、アンパイアが笛を吹く前にプレイを開始した場合、シュートアウトはやり直しとなる
 - h. シュートアウト戦は次の該当する場合に終了する。
 - i. 開始の合図から8秒が経過したとき
 - ii. ゴールとなったとき
 - iii. 攻撃するプレイヤーが反則したとき
 - iv. GK または守備するプレイヤーがサークル内外で故意でない反則をしたとき。この場合は同じプレイヤーにより再びシュートアウトが行われる。
 - v. GK または守備するプレイヤーがサークル内外で故意の反則をしたとき。この場合はペナルティストロークがあたえられる。
 - vi. ボールがバックラインかサイドラインを越えたとき。GK または守備するプレイヤーが故意にバックラインを越えるようにボールをプレイすることは許される。
- 13 PS が与えられた時は、
 - a. 17、18、19 項に基づき公式試合記録に記載されているプレイヤーが PS の攻撃または守備を行うことができる。
 - b. スティックが規則上の仕様に適していない場合を除き、PS が与えられてから完遂するまでの間に、スティックを交換してはならない。
- 14 得点の多いチームが勝者となる。たとえ10名のプレイヤー全員がシュートアウトを終了していなくても、勝敗が決まった時点でシュートアウト戦は打ち切られる。
- 15 シュートアウト戦実施中にイエローカード、レッドカードを提示されたプレイヤーは退場となるが、グリーンカードでは退場とならない。
- 16 シュートアウト戦実施中にイエローカードまたはレッドカードが提示された場合
 - a. 当該プレイヤーはその後のシュートアウト戦に参加することができずGK または守備を行うプレイヤー以外は交代できない。
 - b. GK または守備を行うプレイヤーに対する交代はそのシュートアウト戦に参加している5名の攻撃するプレイヤーの

中からのみ許される。交代プレイヤーは交代しようとする GK または守備を行っていたプレイヤーと同様の防具の装着のための適切な時間が与えられる。そのプレイヤーが自分の攻撃を行うときは防具の取り外しに適切な時間が与えられる。その後に守備を行うために防具を装着する時にも適切な時間が与えられる。

- c. 退場となったプレイヤーが行うことになっていたシュートアウトは実施されずに無得点とされるが、退場時に既に得点となっているものについては、有効とする。
- 17 シュートアウト戦実施中に GK または守備するプレイヤーがプレイ不能となった場合は、退場処分となっているプレイヤー以外の公式試合記録に記載されているプレイヤーの中から交代させることができる。交代プレイヤーは交代しようとする GK または守備を行っていたプレイヤーと同様の防具の装着のための適切な時間が与えられる。交代プレイヤーを5名のシューターから選ぶこともでき、その際は自分の攻撃を行うときは防具の取り外しに適切な時間が与えられる。その後に守備を行うために防具を装着する時にも適切な時間が与えられる。
 - 18 シュートアウト戦実施中にシューターがプレイ不能となった場合は、退場処分となっているプレイヤー以外の公式試合記録に記載されているプレイヤーの中から交代させることができる。
 - 19 プレイ不能となり交代されたプレイヤーはそれ以降のシュートアウト戦に参加できない。
 - 20 両チーム5名によるシュートアウトが終了した時点でゴール数が同じだった場合は
 - a. 同じプレイヤーにより両チーム5回のシュートアウトを行う第2シリーズを実施する。
 - b. 攻撃を行う順番は第1シリーズと同じでなくてよく、シュートアウトごとに監督が指名する。
 - c. 先攻と後攻を入れ替える。
 - d. 同数のシュートアウトを行った時、どちらかのチームがゴール数を上回っていた場合はそのチームを勝者としシュートアウト戦は終了する。
 - 21 第2シリーズ終了時点でもゴール数が同じであった場合、同じプレイヤーによる両チーム5回の新たなシリーズを行う。
 - a. 攻撃を行う順番は前のシリーズと同じでなくてよく、シュートアウトごとに監督が指名する。
 - b. 先攻と後攻を入れ替える。
 - 22 20に定める新たなシリーズ終了時点でもゴール数が同じであった場合は、更に新たなシリーズを繰り返す。その際シリーズ毎に先攻と後攻を入れ替える。
 - 23 本規程の規定事項を除き、ホッケー競技規則が適用される
 - 24 シュートアウト戦の5回（6人制、インドアの場合は3回）の攻撃を行う各シリーズにおいて、同一人物が2回以上のシュートアウトの攻撃を同一シリーズ内で行った場合（ペナルティストロークは除く）は、2回目以降の攻撃結果は無効とし、失敗と記録される。
 - 25 TO は、同一シリーズで同一人物が2回目のシュートアウトの攻撃を行おうとしていると気が付いた場合には、注意を与えることができる。ただし、適正な攻撃順序の遵守はTOでなくチームの監督に責任がある。
 - 26 同一シリーズ内に同一人物が2回以上の攻撃を行っていたことを攻撃実施後に相手チームまたは当該競技役員による明確な指摘があった場合には、TO は攻撃結果を失敗に修正する（当該シュートアウトが失敗の場合は失敗のまま）。この修正は次のシュートアウトが開始されるまで可能とし、次のシュートアウトの開始の笛が吹かれた時点で修正することはできなくなる。2回以上の攻撃を行ったシュートアウトが成功し、それが勝敗を決定した最後のシュートアウトであった場合は、両チームの監督が公式記録用紙にサインを完了する時点まで修正が可能とし、修正する場合は、結果を修正した時点の状態からシュートアウト戦を再開することになる。期限を過ぎてからの上記に関する指摘は受け付けない。

付属書4 行動規範

- 1 JHA は、日本国内におけるホッケーの試合が公正かつ安全に行われるための大会運営およびホッケーをプレイすることに関するすべての権限を有する。したがってホッケー競技に関わる者は、JHA の定める規程と指示を遵守することに同意するものとする。
- 2 行動規範はJHA が主催または共催する大会およびJHA が認定した全試合の参加者に適用される。
- 3 以下が参加者と見なされる。
 - a 参加チームのチームメンバーとチーム役員。これにはプレイヤー、監督、コーチ、テクニカルスタッフを含むコーチングスタッフ、医療担当者が含まれる。
 - b 全ての競技役員。これには JHA 代表、TD、TO、JG、UM、アンパイア、メディア担当者、医療担当者、JHA または実行委員会が指名する役員が含まれる。
 - c 実行委員会委員。
- 4 行動規範は大会に参加する者が、ホッケー競技の安全性の向上と振興のための責任と自覚を持つために制定される。
- 5 すべての参加者は自らの行動と態度に責任を持ち、自らの言動の正当性が説明できなければならない。
- 6 大会に参加するチームのプレイヤーとチーム役員に必要な指示を行うのは監督の責務である。JHA が定める規程に違反した場合は、プレイヤー、チーム役員とともに監督も責任を負う。
- 7 大会中の違反行為およびJHA が定める規程等に関わる疑義は、大会開催中はTD が対応する。大会の終了後は原則としてJHA 競技運営部会が対応し、必要に応じてJHA 倫理委員会で審議される。
- 8 JHA は、大会参加者が最高水準の行動と規律を保つよう努めなければならない。
- 9 大会参加者は、競技フィールド上、会場、宿舎で適切に行動しなければならない。ホッケー競技の評判を損なう行為、ホッケー競技への不信を招く行為および不正行為を行ってはならない。
- 10 以下は不適切あるいは許容されない行為と見なされる。
 - a 他の参加者、一般観衆に対する暴言、暴行、敵意
 - b アンパイアの判定や役員の決定に対して挑発的または批判的に、不適切なやり方で論争、抗議、反発すること
 - c アンパイアまたは競技役員に攻撃的な態度で向かって行くこと
 - d 罵りや無礼な発言や身振り
 - e 装備、衣服、会場の施設、備品を乱暴に扱うこと
 - f ドーピング検査官に対する暴言、暴行、敵意
- 11 監督、キャプテン、TD が指名するプレイヤーは、要請に応じてメディアとの会見に出席しなければならない。
- 12 公式発言は適正、建設的で分別があるものでなくてはならない。他のプレイヤー、アンパイア、競技役員や大会実行組織の個人を攻撃する内容であってはならない。
- 13 JHA は公式発言を以下のように定める。

発言の全部、一部または要旨が一般に公表された発言。公表された媒体（新聞、雑誌、定期刊行物、電子刊行物（インターネット、e メール、SNS 等）、テレビ、ラジオ等）は問わない。
- 14 プレイヤー、チーム役員はドーピング検査官に対し暴言、暴行、敵意ある行為を行ってはならない。日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が禁止する薬物または薬物関連物質を所持したり、薬物に関する規定を犯したりしてはならない。
- 15 薬物に関する規則により処罰中のプレイヤー、チーム役員はホッケー競技に関与することはできない。
- 16 大会参加者はいかなる場合においても賭博行為を行ったり、賭博行為を誘導する行為をしたりしてはならない。これにはインターネットを通じた賭博行為、他の大会参加者との賭博行為が含まれる。
- 17 大会参加者は賭博、汚職に関わるいかなる行為も行ってはならない。（試合結果の操作、賄賂の受け取りや誘導、賭博のために内部情報を利用または提供すること等。）

付属書5 行動規範における違反と処罰レベルのガイドライン

レベル1

レベル1の違反に対する処分は、その個人に対する訓戒または（および）最低1試合の出場停止とする。

レベル1の処分対象となる行為の例

- － 他の参加者、一般観衆に対する暴言、敵意
- － アンパイアの判定または競技役員の決定に対する挑発的ないし批判的な論争、抗議、反発（試合中に、リアルタイムで撮影した映像を使用して異議を唱える行為も含む）
- － 攻撃的な態度でアンパイアまたは競技役員に向かうこと
- － アンパイアの判定に対し過剰または、複数名で囲んでアピールをすること
- － スティックやボールをプレイヤー、アンパイアまたは競技役員の付近へ不適切または危険な方法で投げること
- － プレイ中に他のプレイヤーに対し不適切または意図的な身体的接触をすること
- － 卑猥、攻撃的、侮辱的とされる無礼な発言、罵詈雑言、身ぶり、手振り
- － 不適切な方法でのホッケー装具及び服装の使用、会場の施設や設備の損壊
- － 公的な発言の場で、他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、大会実行組織の個人に関する不公正、非建設的、不適または分別のない発言をすること
- － 要請されたメディアとの会見を欠席すること

レベル2

レベル2の違反に対する処分は、その個人に対する最低2試合の出場停止とする。

レベル2の処分対象となる行為の例

- － アンパイアに対する威嚇ないし攻撃行為
- － 他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、大会実行組織の個人、観客に対する負傷に至らない暴行
- － フィールド上での暴力行為
- － 人種、宗教、性別、肌色、祖先、国籍、出身民族に関する侮辱、恫喝、侮蔑、中傷の発言または身振り
- － レベル1の処分対象行為のくり返し

レベル3

レベル3の違反に対する処分は、その個人に対する最低5試合の出場停止とする。

レベル3の処罰対象となる行為の例

- － 他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、大会実行組織の個人、観客に対する負傷を伴う暴行
- － レベル2の処分対象行為のくり返し

付属書6 サジェスションアンパイア及びビデオアンパイア

1. サジェスションアンパイア及びビデオアンパイアの概要

- 1.1 サジェスションアンパイア制度とは、両方のゴール付近のフィールド外にサジェスションアンパイアを配置し、アンパイアが下した、又は、下さなかった判定に対しサジェスションアンパイアに助言を求め、参考にすることができる制度である。
- 1.2 ビデオアンパイア制度とは、試合中にリアルタイムでビデオリプレイを確認出来る装置およびビデオアンパイアを配置し、アンパイアが下した、又は、下さなかった判定に対しビデオアンパイアに助言を求め、参考にすることができる制度である。
- 1.3 チームリファール権とは、試合中のアンパイアに対して、サジェスションアンパイアやビデオアンパイアの助言を参照しアンパイアに判定の再考を要求することをチームに認めることである。
- 1.4 審判員のみがサジェスションアンパイアやビデオアンパイアに助言を求めることができる。このことをアンパイアリファールという。
- 1.5 アンパイアリファールはプレイヤー、チーム役員の抗議、アピール、圧力によって行われてはならない。規定された手順に基づく要求がなされなければならない。
- 1.6 審判員のみがリファールを行うために試合時間を止めることができる。サジェスションアンパイア、ビデオアンパイア、その他の競技役員は時間を止めることはできない。
- 1.7 サジェスションアンパイア制度は、大会規模、会場施設等を考慮した上で採用される日本独自の制度である。

2. 制度を適用する試合

- 2.1 サジェスションアンパイア制度とビデオアンパイア制度を同時に採用することができる。その場合でもチームは1試合に1回、チームリファールを行うことが出来る。アンパイアは、サジェスションアンパイアとビデオアンパイアの両方からのアドバイスを同時に参考にして判定を行う。
- 2.2 サジェスションアンパイアまたはビデオアンパイア制度の採用は大会運営規程またはチーム代表者会議にて事前に通知される。ただし、TDは、天候、施設、要員等の要因により、試合毎に採否を変更する権限を有する。変更する場合は、チームがスターティングリストを提出するまでにチームに通知されるものとする。

3. チームリファール

- 3.1 両チームは試合中 1 回のチームリファールを行える。シュートアウト戦においては、シュートアウト戦の前に行われていた試合終了時における両チームのチームリファールの結果に関わらず、両チームは改めてそれぞれ 1 回のチームリファールを行える。
- 3.2 得点、ペナルティストローク、ペナルティコーナーに関わる 23m エリア内の判定（または判定しなかったこと）に対してのみチームリファールを行うことができる。シュートアウト戦においては、すべての判定（または判定しなかったこと）を対象にできる。カード提示に対するチームリファールはできない。
- 3.3 フィールド上にいる全てのプレイヤーがチームリファールを求めることができる。ただし、シュートアウト戦の場合は、攻撃または守備を行っているプレイヤーのみとする。（ベンチからは受け付けない。）
- 3.4 チームリファールを行いたいプレイヤーは、判定がなされた（または判定されなかった）直後に両手を使って片方の手のひらにもう一方の手の指先をまっすぐのばし「T」の字を作るゼスチャーをアンパイアに示すと同時に、口頭でその意思を伝えなければならない。
- 3.5 対象となる判定（または判定しなかったこと）から時間が経過した後になされた要求は受け付けない。
- 3.6 試合時間内にチームリファールの対象となる事象が発生し、直後にクォーターの規定時間終了のホーンが鳴った場合、速やかに行われたチームリファールは受け付ける。
- 3.7 アンパイアがチームリファールを受け付ける場合は、試合時間を停止し、「テレビスクリーン」のシグナルの後、T 字のシグナルを示すことによりチームリファールであることを明確にする。
- 3.8 チームリファールを行うプレイヤー（1 名）は 20 秒以内にアンパイアに対してどの判定（または判定しなかったこと）に対し、どのように判定を変更する要求かを明確に伝えなければならない。
- 3.9 11 20 秒以内に明確な内容がアンパイアに伝えられない場合は、当初の判定（または判定されなかったこと）は変更されず、要求したチームのチームリファールは喪失する。
- 3.10 アンパイアは、要求の内容を確認した後、
 - a. サジェスションアンパイア制度の場合は、当該サイドのサジェスションアンパイア及び相手アンパイアに助言を求める。
 - b. ビデオアンパイア制度の場合は、ビデオアンパイアに助言を求める。

3. 11 サジェスションアンパイアやビデオアンパイアは可能な限り短い時間で以下の助言を行う。
 - ゴールかどうか
 - ペナルティストロークかどうか
 - ペナルティコーナーかどうか
 - シュートアウトリテイク（やり直し）かどうか
 - ノードバイス
 - 対象プレイの前後に起こった反則や状況
3. 12 対象プレイの前後に起こった反則や状況についての助言が行われた場合には、アンパイアは最終的な判定を行う際にそれを考慮する。
3. 13 ノードバイスとは、サジェスションアンパイアの位置から明確に確認できなかったり、ビデオ映像に判断の根拠となる状況が映っていなかったり、十分な解像度でなかったり、機器の問題があり、アンパイアに有効な助言ができない場合を意味し、その場合、アンパイアによって下された当初の判定（または判定をしなかったこと）がそのまま維持され、**チームリファール**は喪失しない。
3. 14 **チームリファール**の維持または喪失は以下のとおりである
 - a. 判定が認められた場合又は有利な判定となった場合は、維持される
 - b. ノードバイスの場合は、維持される
 - c. アンパイアの判定を変更する明確な理由がない場合は、喪失する
3. 15 チームリファール後に下された判定に対して、相手チームは**チームリファールを行うことはできない**。
3. 16 協議中にプレイヤーは、アンパイアの付近に近づいてはならない。この違反に対してはカードの提示による個人的罰則が適用される。
3. 17 対象となった判定（または判定しなかったこと）の変更の有無に関わらず、アンパイアは最終判定を明確に示さなければならない。また、ノードバイスの場合は、両チームにその旨を伝えなければならない。

4. アンパイアリファール

- 4.1 得点、ペナルティストロークに関わる判定（または判定しなかったこと）に対して疑義が有る場合のみアンパイアは、自分でリファールできる。シュートアウト中においてはすべての事象を対象とできる。
- 4.2 リファールはルールに基づきゴールとなったかどうか、ペナルティストロークがルールに基づき与えられたかどうかについてのみ行われる。
- 4.3 すなわち、アンパイアは以下の場合に、リファールできる。
 - a. ボールが完全にゴールラインを超えたか。
 - b. ボールがサークルの中で攻撃側のプレイヤーによって正しくプレイされたか、又は、攻撃側のプレイヤーのスティックに触れた後にゴールラインを超えたか。
 - c. ペナルティコーナー時に、攻撃側のプレイヤーによるシュートの前に、ボールが完全にサークルの外に出たか。
 - d. 得点を決めたプレイヤー又はゴールを防いだプレイヤーにより、23m エリア内で判定に関わる反則が行われたか。
 - e. 守備側のプレイヤーによるサークル内の反則で、そのことによりおそらく入っていたと思われる得点が妨げられた又は故意の反則で、攻撃側のプレイヤーが実際にボールを保持したり、保持しようとしていたりしているのを妨げられたか。
- 4.4 アンパイアリファールを行うときは、「テレビスクリーン」のシグナルを示したのちにアンパイア自身の胸に手を当てるシグナルをする。
- 4.5 サジェスションアンパイアやビデオアンパイアは可能な限り短い時間で以下の助言を行う
 - ゴールかどうか
 - ペナルティストロークかどうか
 - ノードバイス
 - 対象プレイの前後に起こった反則や状況
- 4.6 対象プレイの前後に起こった反則や状況についての助言が行われた場合には、アンパイアは最終的な判定を行う際にそれを考慮する。
- 4.7 ノードバイスとは、サジェスションアンパイアの位置から明確に確認できなかったり、ビデオ映像に判断の根拠となる状況が映っていなかったり、十分な解像度でなかったり、機器の問題があったりして、アンパイアに有効な助言ができない場合を意味し、その場合、アンパイアによって下された当初の判定（または判定をしなかったこと）がそのまま維持される。
- 4.8 アンパイアリファール後に**下された**判定に対して、チームは**チームリファールを行うことはできない**。
- 4.9 協議中にプレイヤーは、アンパイアの付近に近づいてはならない。この違反に対してはカードの提示による個人的罰則が適用される。
- 4.10 対象となった判定（または判定しなかったこと）の変更の有無に関わらず、アンパイアは最終判定を明確に示さなければ

ばならない。また、ノーアドバースの場合は、両チームにその旨を伝えなければならない。

5. チームリファール回数

- 5.1 サジェスションアンパイア/ビデオアンパイア制度を採用する試合においては、両チームはそれぞれ1回チームリファールを行うことが出来る。
- 5.2 3.16 に従い、維持又は喪失される
- 5.3 シュートアウト戦においては、シュートアウト戦の前に行われていた試合終了時における両チームのチームリファールの成否に関係なく、両チームがそれぞれ1回のチームリファールを保有した状態で開始する。
- 5.4 アンパイアは、何回でもアンパイアリファールができる。

6. リファール後の再開方法

- 6.1 協議の結果、判定が変更された場合は、変更された判定に基づき試合が再開される。
- 6.2 協議を行っても判定が変更されなかった場合（ノーアドバースを含む）は
 - a 時間が停止された時がインプレー中だった場合、守備側のフリーヒットで試合が再開される。
 - b 時間が停止された時がアウトプレー中だった場合、時間が停止された時点の状態から試合が再開される。

7. その他

- 7.1 状況の解釈を含める最終的な判断はアンパイアが行い、サジェスションアンパイア又はビデオアンパイアは判定を下す権限を持たない。
- 7.2 その他の全ての判断はアンパイアが行う。
- 7.3 リファールのために時間が停止されている間は、選手交代できない。協議の結果、ペナルティコーナー以外の判定となった後は選手交代が可能となる。

2023年度の国内大会で実施するレギュレーション一覧表

レギュレーション項目	対象となる大会・試合	実 施 方 法 ・ 留 意 点
一時退場者の退場時間と再入場	国内の大会すべて	11人制は、イエローカードが提示された場合の一時退場時間は5分間か10分間（6人制は2分間以上）とする。審判員は、イエローカードを提示した後、テクニカルテーブルに向かって、5分間の場合は手を広げて片手をあげる。10分間の場合は、手を広げて両手をあげる。 一時退場時間が完了した時点でPC実施中の場合は、再入場はフットボール競技規則18.5に定めるPC完全後となる。
サジェスションアンパイア制度 ビデオアンパイア制度のどちらかまたはその両方を採用する。	①インターハイ：準決勝以上 ②高校選抜：準決勝以上 ③大学王座：準決勝以上 ④全日本社会人：準決勝以上 ⑤全日本学生選手権：準決勝以上 ⑥国民体育大会：全種別準決勝以上 ⑦男女全日本選手権：すべての試合 ⑧ 日本リーグ：すべての試合	サジェスションアンパイア制度またはビデオアンパイア制度を採用し（両制度を同時に採用する場合もあり得る）、チームに判定に対する リファール権 を与える。 アドバンス、時の対処方法等を含め、詳細は競技運営規程参照のこと。 対象大会、試合以外でもTDの判断により配置することができ。 日本リーグについては、ビデオアンパイア制度を採用する。
リファール時等の選手交代	国内の試合すべて	リファールが行われた場合やPC・FS・得点に関わる異議があり、審判が時間を停止した際は、その後判定が行われるまで選手交代ができない。判定が行われた後は競技規則に則って選手交代が行われる。 選手交代はTOが管理する。
通訳者のベンチ入り	すべての国内の試合	日本語での意思疎通ができない監督に対してチームは通訳を行う者をベンチに入れることができる。通訳者は規定されているベンチ入りできるチーム役員に追加してベンチに入ることができる。通訳者はチーム選手に対する監督の指示内容を日本語でワールドに向かって発声することができ。コーチングエリアが設定されている場合は、その中で立って指示を与えることができるが、コーチングエリアには同時に2名以上入ることはできない。SO戦時にはベンチから出ることではない。 通訳者は下記項目をすべて満たしている場合に限りベンチに入ることができる。ベンチ入りに際してはスターティングリストへの通訳者氏名の記載は不要であるが、毎試合、スターティングリスト提出までに通訳者をベンチ入りさせる旨の連絡をTOに行わなければならない。 ・大会参加申込書の送付と同時に通訳者をベンチ入りさせたい旨の連絡をTDおよび主催者に行っている。 ・TDが求める通訳者に関する情報をチーム代表者会議までにTDに提供している。 ・監督は日本語による意思疎通を行う能力を有していない。（外国人コーチに対する通訳者のベンチ入りは不可） ・通訳者は監督が話す外国語および日本語に堪能である。 ・通訳者はJHAが発行する登録証を所持している。（種別は問わない） 通訳は国際化の流れを鑑み、あくまでも監督の外国語による発言内容を日本語に変換して選手に伝える役割として特別にベンチ入りを認めるものであり、通訳の業務を逸脱した行為（選手の手当て、監督の発言に基づかないコーチング、指導、応援、審判・相手チームへの発言等）をしてはならない。違反した場合は、TDまたはTOから退場処分を与える場合がある。言語能力等の判断はTDが行う。大会運営規程で関連する定めが別途ある場合は、それに従う。
スライディングブレイ	すべての大会で実施する	スライディングを伴うブレイの結果、相手選手の身体やスティックに触れた場合、個人的罰則はイエローカードによる10分間の退場とする。2回目はレッドカードとする。 スリップ等故意で無いが、結果的にスライディングを伴うブレイの形になり、相手選手の怪我を誘因してしまった場合も厳正に対処する。その際は、審判員は状況に応じた罰則内容を適用する。
上げられたボール（スクープ）	すべての大会で実施する	落下地点でレシーブしようとしているブレイヤーに対し、5mより離れた地点から近づいてボールをインターセプトすることができ。ただし、ブレイヤー同士がブレイ可能範囲内に近づかないこと、インターセプト後もブレイ可能範囲にならないこと（レシーブしようとしていた相手ブレイヤーから離れる方向にインターセプトしたボールと共に動いていくこと）が条件となる。
スターティングリストに記載する選手の人数制限について	大学王座決定戦、全日本学生選手権、全日本社会人選手権、全日本選手権	スターティングリストに記載できる選手の人数について、大学王座決定戦及び全日本学生選手権は、上限を22名とし、全日本社会人選手権、全日本選手権は、上限を18名とする。このことは、実施要項に明記して周知を図ることとする。 その他の大会においても、エントリー人数並びにスターティングリストに掲載する人数の上限については、実施要項に明記して周知することとする。

2023 年 3 月 27 日

都道府県ホッケー協会 御中
ホッケージャパンリーグ 御中
日本社会人ホッケー連盟 御中
日本学生ホッケー連盟 御中
全国高等学校体育連盟ホッケー専門部 御中
マスターズ部会 御中
中学校部会 御中
スポーツ少年団部会 御中
各ブロック、各都道府県競技長・審判長 各位

公益社団法人 日本ホッケー協会
事業本部競技運営部 部長 千野 雅人

2023 年度 競技規則ならびに競技運営規程等について（通達）

平素より多大なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。
さて、2023 年度 競技規則ならびに競技運営規程等に関し下記の通り通達いたします。

記

- 1 通達事項
- 1) 競技者の人数についてのガイドライン
- 2) 競技者の人数についてのガイドライン
- 3) 6 人制ホッケー競技規則 及び 試験的規則等
- 4) 競技にかかわる規程類の改定について

【お問合せ先】
公益社団法人 日本ホッケー協会
事業本部競技運営部 西澤 英一郎
E-mail: technical-com.ihg@outlook.jp

競技者の人数についてのガイドライン（通達）

2023 年度適用の競技運営規程において、棄権・失格の事由として、出場選手の下限についての内容を削除しております。これは国際ホッケー連盟の規程に沿う形での改訂となりますが、国内における競技の安全性、公平性を考慮し、他の競技の規則規程を参考にガイドラインを制定いたしました。
関係各位におかれましては、ご理解をいただき、大会運営規程策定時にガイドラインを参考に对应いただきますようお願い申し上げます。

- 1 2023 年度競技運営規程 (2 重取り消し線を削除)
13. 棄権・失格
13.1 と 13.2
a 公認される事由なく、試合開始時に試合に出場する選手が 11 名に満たないチーム、試合を棄権したチーム、試合拒否ないし試合を終了させることを拒否したチーム、公式試合記録への署名を試合終了後 10 分以内に完了しなかったチームは、大会を棄権したものと見なす。
- 2 競技者の人数についてのガイドライン
いずれかのチームが 7 人未満（6 人制は 4 人未満）の場合、試合は開始も続行もされない。
試合中の負傷（その試合で引き続きプレイする可能性がある場合）や、一時退場で 7 人未満（6 人制は 4 人未満）となった場合、試合は続行される。
① 参加申込時は、選手 11 名（6 人制は 6 名）以上であること
② 試合前のメンバーチェックを受けていない選手は、その試合でプレイすることは出来ない
- 3 大会運営上の注意点
① 競技者の人数については、大会の状況と安全面を考慮して各部会、連盟等の大会統括団体に協議して決定すること。決定内容について大会実施要項又は大会運営規程に明記し参加全チームに周知すること。
② 試合中の負傷（その試合でプレイする可能性がある場合）、一時退場で 7 人未満（6 人制は 4 人未満）となった場合についても、その対応を明記すること。
- 4 適用開始日
2023 年 4 月 1 日

熱中症対策ガイドライン（通達）

猛暑時の競技実施における安全性向上を目的として熱中症対策ガイドラインを制定いたしました。関係各位におかれましては、ご理解をいただき、大会運営規程策定時にガイドラインを参考に検討いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 熱中症対策ガイドライン
 - ① 猛暑が予想される時期に実施される大会においては、試合開始直前及び3 Q開始直前に、WBGT 測定器により暑さ指数(WBGT)の確認を行う。
 - ② WBGT の値に従い1 Qと2 Q及び3 Qと4 Qのインターバル時間について下記の通り延長を行う。
 - 1) WBGT が28℃以上 (厳重警戒) -----直近インターバルを3分間
 - 2) WBGT が31℃以上 (危険) -----直近インターバルを4分間
 - 3) WBGT が35℃以上 (危険) -----直近インターバルを4分間
- 2 大会運営上の注意点
 - ③ 熱中症対策については、大会の状況と安全面を考慮して各部会、連盟等の大会総括団体が協議して決定すること。決定内容について大会運営規程に明記またはチーム代表者会議において参加全チームに周知すること。
 - ④ 大会開催地の自治体等から別途の指示がある場合はその指示に従うこと。

3 参考 環境省 熱中症予防情報サイト：<https://www.wbgt.env.go.jp/>

4 適用開始日
2023 年4月1日

6人制ホッケー競技規則 及び 試験的規則等（通達）

2022年は日本国内では2019年版ホッケー競技規則の全面改定による新規発行が行わず、下記の通り該当箇所を通知することにより周知いたしました。2023年は、6人制ホッケーについても本通知にて周知することといたしました。

また、6人制ホッケーにおいては試験的規則を導入いたします。試験的規則の実施については、各部会、連盟等の大会総括団体が協議し決定してください。あわせて、参加チームには、周知して大会を実施することを願っています。

I 【競技規則】

1 競技フィールド

1.2

原文：

すべてのラインは75mm であり、フィールドの一部である。規程の長さを実践で描く。

試験的規則：

すべてのラインの幅は50mm 又は75mm であり、フィールドの一部である（プレイに影響がなければ50mm と75mm が混在してもよい）。規程の長さを実践で描く。

1.3 その他のマーク

原文

a. センターラインは全長を直線で引く。

試験的規則

a. センターラインは全長を直線で引くが、150～300 mm のセンタースポットとサイドライン上にフィールドの外側に向かって150～300 mm のセンターマークをする。

原文

b. バックラインより12 m のサイドライン上に、フィールドの外側に向かって長さ300 mm のマークをする。（4ヶ所）

試験的規則

b. バックラインより12 m のサイドライン上に、フィールドの外側に向かって150～300 mm の12m マークをする。（4ヶ所）

原文

b. ペナルティコーナーを行う時のために、各バックラインの外側に向かって長さ300 mm のマークがされる。

試験的規則

c. ペナルティコーナーを行う時のために、各バックラインの外側に向かって長さ150～300 mm の8m および4m マークをする。

原文

d. コーナーを行う時のために、バックラインから16 m のサイドライン上にフィールドの内側に向かって300 mm のマークをする。また、ゴールラインから16 m のフィールド中央部にも長さ300 m のマークをする。

試験的規則

e. コーナーを行う時のために、バックラインから16 m のサイドライン上にフィールドの外側に向かって150～300 mm の16m マークをする。また、ゴールラインから16 m のフィールド中央部にも長さ150～300 mm の16m スポットをする。

原文

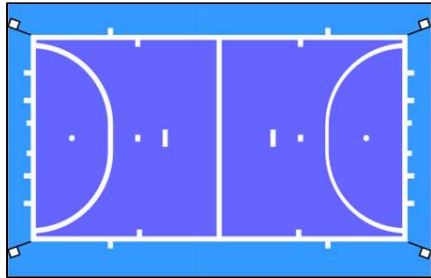
- f. シュートアウトを行う時のために、各ゴールラインからフィールド内中央 20 m の地点に長さ 1 m のラインをする。これは、ゴールラインの外側の線からシュートアウトラインの中央に近い 線までの長さを 20 m とする。

試験的規則

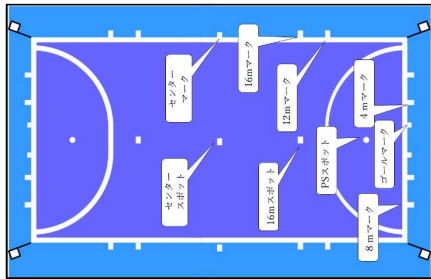
原文削除

図 1 競技場 (試験的規則の導入)

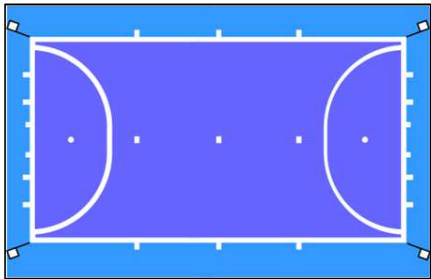
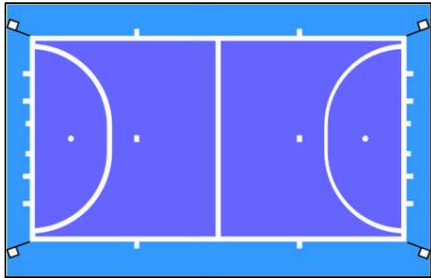
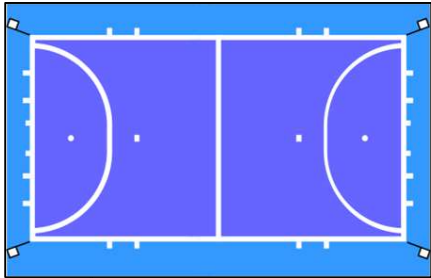
原文



マークの呼称



試験的規則



4 プレイヤーの服装と装備

4.2

原文

ベナルティコーナー及びベナルティストロークの実施中、サークル内でその守備をおこなう場合、顔に密着するようなフェイスマスクの装着が許される。フェイスマスクは、表面がなめらかなものか、顔の形に添った金属製の網 (ガード) のついたもので、色は透明か白、ほかの色の場合は単色であればよい。フェイスマスクの着用は、そもそもベナルティコーナーの守備を安全に行うことが主たる目的であって、その根本となる精神に即って着用が許されていることを常に認識しておくなければならない。

変更後

ベナルティコーナー及びベナルティストロークの実施中、サークル内でその守備をおこなう場合、顔に密着するようなフェイスマスクの装着が許される。フェイスマスクは、表面がなめらかなものか、顔の形に添った金属製の網 (ガード) のついたもので、色は透明か白、ほかの色の場合は単色であればよい。守備者が PC 用の防虫を取り外す適切な機会が無かった場合、自陣エリアにいる間、ベナルティ無しで防具を着用し続けることができる。すべてのプレイヤーは、自陣エリアから出る前、または審判から指示されたときに、すべての保護具を外さなければならない。

6 試合の開始と再開

6.5

原文

d. 他のプレイヤーは、全員、ボールから少なくとも 4 m 以上離れていなければならない。(自陣側にいる必要はない)

変更後

d. 他のプレイヤーは、全員、ボールから少なくとも 4 m 以上離れていなければならない。(自陣側にいる必要はない)

<文言追加> ベナルティコーナー実施中に、ブリーが与えられた場合はベナルティコーナーが再び与えられる。

9 プレイの細則：プレイヤー

9.10

原文

上げられたボールが落下してくる時、そのボールを受けたり、コントロールしたり、グラウンド上に戻そうとしていたりしているプレイヤーがいる時は、相手側そのプレイヤーから 4 m 以内の距離に近づいてはならない。

変更後

上げられたボールが落下してくる時、そのボールを受けたり、コントロールしたり、グラウンド上に戻そうとしていたりしているプレイヤーがいる時は、相手側そのプレイヤーから 4 m 以内の距離に近づいてはならない。落下地点でレンジアップしようとしているプレイヤーに対し、4 m より離れた地点から近づいてボールをインターセプトすることができる。ただし、プレイヤー同士がプレイ可能範囲内で無いこと且つ、安全にプレイできる状態であること。

13 罰則の実施手順

13.3 ベナルティコーナーは、以下のように実施される。

原文

g. 残りの守備プレイヤーは、センターラインの向こう側にいなければならない。

試験的規則

g. 残りの守備プレイヤーは、相手チームのバックラインから 16 m 以内にいないなければならない。

13.5 ベナルティコーナーは以下の場合に完遂されたこととなる。

原文

g. ブリーが与えられた時。

変更後

原文削除

付録

6 人制のシュートアウト戦

1 シュートアウト戦の人数

原文

…3名のシュートアウト実施プレイヤーと1名のゴールキーパーは、シュートアウト戦の始まる前に監督から当該テクニカルオフィサーに申し出て、シュートアウトを行わなければならない。

変更後

原文削除

5 シュートアウト戦の開始線と規定タイム (試験的規則の導入)

原文

シュートアウト戦は、ゴールラインからフィールド中央の 20 m 地点に引かれたライン上にボールを置いて、シュートアウトを行うプレイヤーとゴールキーパーにより、1 対 1 の攻防を行う。シュートアウトは、8 秒以内にボールがゴールラインを完全に通過したときに、その得点が認められる。シュートアウトを行うための開始線は、ゴールラインのフィールドの内側の縁から 20 m ラインのセンターラインに近い縁までを 20 m とする。

試験的規則

シュートアウト戦は、ゴールラインからフィールド中央の 16 m 地点に引かれた 16m スポット上にボールを置いて、シュートアウトを行うプレイヤーとゴールキーパーにより、1 対 1 の攻防を行う。シュートアウトは、6 秒以内にボールがゴールラインを完全に通過したときに、その得点が認められる。シュートアウトを行うための開始線は、ゴールラインのフィールドの内側の縁から 16 m スポットのセンターラインに近い縁までを 16 m とする。

II 【適用開始日】

2023 年 4 月 1 日

競技にかかわる規程類の改廃について (通達)

現在運用されている競技運営に関わる規程類につきまして、下記のとおりご連絡いたします。
関係各位におかれましては、ご理解をいただき、周知および対応いただきますようお願い申し上げます。

1 改訂される規程類

①競技運営規程 ②ユニフォーム規程 ③公認競技役員規程

最新の規程は JHA ホームページに掲載されています。「2023 Hockey Handbook」を参照ください。
<https://www.hockey.or.jp/rules/regulations/>

2 継続適用される通達 (参考)

①【ホッケー競技フィールドのライン変更について】(2016 年 12 月 27 日発信)
補足：引き続き適用します。

②【TD, LM 配置に関する通知】(2018 年 6 月 26 日発信)

補足：引き続き適用します。ほぼすべての大会において TD, LM を配置して開催するようになりました。ご協力に感謝いたします。新型コロナウイルス対策の重要性が引き続き高い状況でもありますので、責任体制を明確にして大会を運営頂くようお願いいたします。

③【行動規範確認書の変更について (通達)】(2020 年 9 月 15 日発信)

補足：新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、本通達の適用期間 (2021 年 3 月 31 日まで) をさらに 1 年間延長し、2024 年 3 月 31 日までとします。

3 廃止される通達

無し

4 適用期日

2023 年 4 月 1 日

印刷範囲が設定してあります。プリンタに合わせて出力縮尺を調整ください。

大

下記のとおりに参加申し込みいたします。

【ユニフォーム】

(※1) 手当者がいない場合は、本申込書記載でベンチ入りしない選手（20歳以上）から選出できる。但し、スターティングリスタートに記載する事

(※1) 手当者がいない場合は、本申込書記載でベンチ入りしない選手（20歳以上）から選出できる。但し、スターティングリスタートに記載する事

役職名	氏名	公認持牌者資格	役職名	氏名	保有資格(※1)
ふりがな	にほん いちろう	有(下段に名称)・無	ふりがな	にほん さぶろう	有(下段に名称)・無
JHA登録No.			手当者氏名	日本 三郎	有
	監督		JHA登録No.	1235678	
ふりがな	にほん じろう	有(下段に名称)・無	上級コーチ	日本 三郎	
JHA登録No.			有	1235679	
コーチ	日本 二郎	有(下段に名称)・無	手当者氏名	にほん しろう	有(下段に名称)・無
JHA登録No.			JHA登録No.	日本 四郎	無
ふりがな	にほん さぶろう	有(下段に名称)・無	1235677	1235680	
JHA登録No.			有(下段に名称)	日本 三郎	有(下段に名称)・無
部長	日本 三郎	無	無		
JHA登録No.	1235669				

[illegible]

※主将の番号を○で囲んでください。

參加申認書記入例：GAMEAPPLICATION 11 Rev 20210301

印刷範囲が設定してあります。プリンターに合わせて出力縮尺を調整ください。

出場停止処分のプレイヤー：背番号と名前を記入し、先発欄に「S」を記載する

スターティングリスト

日本ボウダー協会

試合番号	試合日	試合時間	チーム名
1	12月3日(木)	10:00□	▲▲▲チーム

先発	背番号	出場選手		
		氏名	(C/GK)	ふりがな
✓	1	日本 太郎	(C)	にほん たらう
✓	2	日本 一郎	(GK)	にほん いちろう
✓	3	日本 次郎	(C/GK)	にほん じろう
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
S	18	日本 三郎		にほん さぶろう

学生は学年
社会人は年齢

GKは「(GK)」、キャプテンは「(C)」を選択する

6人制・インターハイ・国体は必要に応じて非表示にしたい

学生は学年、年齢、性別、社会人か否かを記入する。

6人制・インターハイ・国体は、必要に応じて非表示にしてください。

6人制・インターハイ・国体は、必要に応じて非表示にしてください

出場停止者は「S」を付けること

「IDが認めた役員」

高体連：ペンチスタッフ等

First	Second
FFシヤツ	FFシヤツ
ペン/スエート	ペン/スエート
ソックス	ソックス
GRシヤツ	GRシヤツ
ライトブルー	イエロー

↑ ※ 試合に着用するユニフォームに「R」を配

STARTING LIST Rev. 2023

使用上の注意

印刷範囲が設定してあります。プリンターに合わせて出力縮尺を調整ください。

負傷・事故報告書(医療機関治療拒否確認書)



公益社団法人 日本ホッケー協会

大会名: _____

日時 2023年 月 日 ()

天候 _____

ピッチの状況 _____

当該チーム名 _____

対戦チーム名 _____

試合番号 _____

発生時刻	事故の状況	負傷の状況	負傷後の指示
:			

選手自筆署名	年 月 日	チーム名(都道府県名)	選手氏名

監督自筆署名	2019年 月 日	チーム名(都道府県名)	監督氏名

当該試合TO署名 _____

当該試合医療関係者署名 _____

大会TD署名 _____

INJURYTROUBLE REPORT Rev. 2023

使用上の注意

印刷範囲が設定してあります。プリンターに合わせて出力縮尺を調整ください。

負傷・事故報告書



公益社団法人 日本ホッケー協会

大会名: インターハイ

日時: 2019年1月1日(月)

天候: 晴

ピッチの状況: ドライ

当該チーム名: 日本ホッケー協会A

対戦チーム名: 日本ホッケー協会B

試合番号: 9

負傷・事故当該選手名

氏名(<u>日本 太郎</u>)NO(<u>9</u>)	氏名()NO()	氏名()NO()
----------------------------------	------------	------------

NO	事故の状況	事故後の処置	負傷の状況	負傷後の処置
9	スティックによる頭部打撲・裂傷	救急搬送にて〇〇病院搬送	頭部左側に裂傷	3針縫う縫合処置及びアイシング

監督署名 _____

TO署名 _____

TD署名 _____

INJURYTROUBLE REPORT Rev. 2023

抗議文

チーム名 _____ VS 対戦相手 _____

試合番号 _____ 日付 _____ 抗議文提出時間 _____

提出者氏名: _____

連絡先携帯番号: _____

☐ 本抗議文と共に5万円を供託いたします。

日本ホッケー協会競技運営規程抜粋

16.1 試合終了後はシュートアウト戦の後に試合に関する抗議を行う場合、監督は、

- a 公式試合記録に署名する際に、署名のすぐ下に抗議の意向を直ちに記入しなくてはならない。
- b 抗議理由を文書にして試合終了またはシュートアウト戦終了後、30分以内にTOに提出しなくてはならない。
- c 同時に5万円をTOに供託しなければならない。

16.5 TD は抗議の提出から2時間以内に決定を下し、公表しなくてはならない。参加資格に関する疑義で調査が必要な場合は、決定を保留できる。TD は決定直後に、抗議を行った監督に決定内容を直接伝えることが望ましい。

抗議内容

以下に抗議内容を記載すること（足りない場合は裏面に記載しても良い）

署名: _____

TO/ジャッジ/アンパイア/アポイントメントシート

大会名: _____

日 時: _____

会 場: _____

協会 _____



試合 No.	時間	種別	チーム名	—	チーム名	テクニカル オフィサー	スコアリングジャッジ タイミングジャッジ	アンパイア	R. アンパイア	サジェスションアンパイア ビデオアンパイア
1			— シャツ ヘルメット ソックス GKシャツ							
2			— シャツ ヘルメット ソックス GKシャツ							
3			— シャツ ヘルメット ソックス GKシャツ							
4			— シャツ ヘルメット ソックス GKシャツ							
5			— シャツ ヘルメット ソックス GKシャツ							

TD: _____

(参加チーム用)

行動規範 確認書

1. 私は、大会に参加するにあたり、大会に参加するチームの監督として、公益社団法人日本ホッケー協会が定める競技運営規程、倫理規程等の規程および日本アンチ・ドーピング機構が定める日本アンチ・ドーピング規程を確認しました。
2. 私は、私が監督をするチームが大会に参加するにあたり、プレイヤーおよびチームスタッフの全員が公益社団法人日本ホッケー協会が定める競技運営規程、倫理規程等の規程類および日本アンチ・ドーピング機構が定める日本アンチ・ドーピング規程を確認したことに責任を負います。
3. 私は、私が監督をするチームが大会に参加するにあたり、プレイヤーおよびチームスタッフの全員が公益社団法人日本ホッケー協会および主催者・管理者の定める新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン、諸規制を確認し、規定されている体温測定等の体調管理を実施することに責任を負います。

大会名： _____

チーム名： _____

監督署名： _____

署名日：西暦 年 月 日

(競技役員用)

行動規範 確認書

1. 私は、大会に参加するにあたり、大会のテクニカルデリゲートとして、公益社団法人日本ホッケー協会が定める競技運営規程、倫理規程等の規程および日本アンチ・ドーピング機構が定める日本アンチ・ドーピング規程を確認しました。
2. 私は、大会競技役員の全員が公益社団法人日本ホッケー協会が定める競技運営規程、倫理規程等の規程および日本アンチ・ドーピング機構が定める日本アンチ・ドーピング規程を確認したことに責任を負います。
3. 私は、大会競技役員全員が、公益社団法人日本ホッケー協会および主催者・管理者の定める新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン、諸規制を確認し、規定されている体温測定等の体調管理を実施することに責任を負います。

大会名： _____

TD名： _____

TD署名： _____

署名日：西暦 年 月 日

2023
登録規程



登 録 規 程 （2023年度版）

公益社団法人 日本ホッケー協会

＜登録の義務＞

1. 公益社団法人日本ホッケー協会（以下「J H A」という）に所属するチーム及び構成員（監督、コーチ、選手、その他役員）は、2. に規定する種別に大会申込時までに登録を完了しなければならない。未登録のチーム及び構成員は、J H A 主催の大会及びそれに準じる大会（国民体育大会ブロック大会等）に出場することはできない。

構成員（監督、コーチ、選手、その他役員）の登録は、「選手」もしくは「チームスタッフ」の2種類とし、そのどちらかまたは両方に登録することができる。

なお、チームの構成が通常活動するチームと編成が異なる可能性のある、国民体育大会（ブロック大会を含む）、中学11人制大会、ジャパンリーグにおいては、【別表（追加登録の具体例）】に従い登録を行う。平成29年度まで認めていた「一般男女」の登録者が、全日本マスターズ大会に参加する場合の登録免除は廃止し、必ず「マスターズ」種別にも登録すること。

また、「手当者」の兼務については、【別紙「監督・選手・コーチの兼務について（2018.7.7.通知）」】に則り行うこと。

＜登録の種別＞

2. 登録の種別は次のとおりとする。

- | | | |
|----------|--------------|---------------|
| (1) 一般男子 | (7) 中学男子 | (13) 国体（成年種別） |
| (2) 一般女子 | (8) 中学女子 | (14) 国体（少年種別） |
| (3) 大学男子 | (9) スポ少男子 | (15) 中学11人制 |
| (4) 大学女子 | (10) スポ少女子 | (16) マスターズ |
| (5) 高校男子 | (11) マスターズ男子 | (17) ジャパンリーグ |
| (6) 高校女子 | (12) マスターズ女子 | |

※(13)から(17)は個人登録用の種別

※(13)(14)の国体は、ブロック大会も該当する

※H J Lに参加していないチームの者がH J Lチームに所属する場合は、

(17)ジャパンリーグで登録する

＜登録の手続＞

3. 本年度の登録（以下「年度登録」という）は新登録システムにより、5月31日までにJHAへの登録を完了しなければならない。年度登録は、別に定める電子登録と登録料の納入（コンビニ決済もしくはクレジットカード決済のいずれか）によって完了する。

＜追加登録・登録変更＞

4. 追加登録・登録変更は次のとおりとする。
- （1）新しく結成されたチームは、都道府県協会がその事実を審査のうえ証明書を添えてJHAへ登録することができる。
 - （2）登録構成員に追加あるいは変更のある場合は、前項3.〈登録の手順〉と同様の方法により、電子登録と登録料の納入（コンビニ決済もしくはクレジットカード決済のいずれか）によって遅延なくJHAに届け出ること。
 - （3）選手の移籍については、別に定めるところによる。

＜外国人選手＞

5. 外国人の取り扱いは次のとおりとする。
- 外国人選手（以下「外国人」という。）の登録手続は、次の通り行うものとする。
- （1）外国人とは、日本国の国籍を持たないものをいう。
ただし、日本の学校教育法に基づく中学校または高等学校を卒業した者を除く。
 - （2）全日本選手権およびホッケージャパンリーグに出場する外国人選手は、次のいずれかの書類の写しを試合に出場する3日前までにJHAへ提出すること（電子メールで可）。
ただし、ホッケージャパンリーグについては、当該年度のHJL・レギュレーションに従って登録手続きを行うこと。
 - ① 所属先の記された書類と就労ビザの写し
 - ② 居住する市町村が発行する外国人登録証もしくは在留カードの写し
 - ③ 登録学校の在学証明書の写し
 - ④ 留学ビザの写し
 - （3）年度登録の外国人数は、無制限とする。
 - （4）外国人の全国大会参加に係る大会実施要項の取扱い
外国人の大会参加については、次のとおり大会実施要項に明記する。
「大会エントリーの外国人数は無制限とし、スターティングリストは2名以内とする。」
 - （5）全国高等学校選抜大会及び全国高等学校総合体育大会については、全国高等学校体育連盟の規定に基づく。

＜その他、登録の留意事項＞

6. その他、登録の留意事項

- (1) 年度登録に関しては、人数および登録者居住地の制限はない。
- (2) 選手は同一種別に属する複数のチームに登録することはできない。
- (3) 選手の複数種別の登録については、一般種別とマスターズ種別のみ認める。
- (4) 大学生が一般種別に登録することを認める。
- (5) 選手が同一年度内に、登録種別を変更することはできない。

(※例:年度当初に一般種別に登録した選手が、同一年度内に大学種別に登録変更できない。)

- (6) 国民体育大会（ブロック大会含む）・中学11人制大会について、いずれかの《登録の種別》に登録していれば参加可能である。ただし、「選手」登録していた者が「チームスタッフ（監督・コーチ・その他役員）」として出場する場合や、その逆に「チームスタッフ（監督・コーチ・その他役員）」として登録していた者が「選手」として出場する場合には、【別表（追加登録の具体例）】に従い《登録の種別》（13・14）国体の部、（15）中学11人制、（17）ジャパンリーグに登録しなければならない。

※ 全国スポーツ少年団大会、全日本中学生大会、インターハイ、高校選抜大会において、学校代表者（学校長等）については特例として各大会の実行委員会に申請することによりベンチ入りができる。その場合、実行委員会がADカードを発行する。

※ 全国スポーツ少年団大会、全日本中学生大会、インターハイ、高校選抜大会における「チームスタッフ」の制限については、所轄団体等との規程を踏まえて、実施要項もしくは大会レギュレーションで定める。

- (7) H J Lに参加していないチームの者がH J Lチームに所属する場合のために、登録種別(17)「ジャパンリーグ」を設けている。

<年度登録料>

7. 年度登録料は、チーム登録料、役員・選手個人登録料からなる。

種 別	チーム登録料	役員・選手個人登録料（1人当たり）	
① 一般男子・一般女子	45,000円	チームスタッフ1,400円	選手1,400円
② 大学男子・大学女子	35,000円	チームスタッフ1,400円	選手1,300円
③ 高校男子・高校女子	30,000円	チームスタッフ1,400円	選手 200円
④ 中学男子・中学女子	6,000円	チームスタッフ1,400円	選手なし
⑤ スポーツ少年団男子・スポーツ少年団女子	1,000円	チームスタッフ1,400円	選手なし
⑥ マスターズ男女	なし	チームスタッフ1,400円	選手1,400円
⑦ 国体（成年種別）	個人登録用種別	チームスタッフ3,000円	選手3,000円
⑧ 国体（少年種別）	個人登録用種別	チームスタッフ3,000円	選手1,000円
⑨ 中学11人制	個人登録用種別	チームスタッフ3,000円	選手1,000円
⑩ マスターズ	個人登録用種別	チームスタッフ3,000円	選手3,000円
⑪ ジャパンリーグ	個人登録用種別	チームスタッフ3,000円	選手3,000円

※ ①～⑥に属さない場合は、⑦～⑩に登録する（⑪は除く）。

手数料（システム利用料）

支払い単価	1～2,000円	2,001～10,000円	10,001円～
手数料(システム利用料)	180円	290円	4.9%

※ 納入時には手数料（システム利用料）が必要となる。

<審 査>

8. 登録に関する審査はこの規程にもとづいて都道府県協会が行い、JH Aの承認を得るものとする。

＜チーム移籍＞

9. チーム移籍は次のとおりとする。

(1) 一般種別（ホッケージャパンリーグ加盟チームを除く）の移籍について

年度内に選手が所属チームを変更する場合（移籍）は、新所属チームは旧所属チームの同意書を添付して、JHAに通知しなければならない。

※全国大会の予選会の大会参加申込書に記載されている選手は、その全国大会に別のチームで出場することはできない。

※全日本社会人選手権大会、全日本学生ホッケー選手権大会の大会参加申込書に記載されている選手は、同年度内に開催される全日本選手権大会に別のチームで出場はできない。

(2) ホッケージャパンリーグ加盟チーム間の選手移籍について

ホッケージャパンリーグにおいて、別途定めるものとする。

(3) その他

移籍に関する疑義については、JHAが決定する（HJLは除く）。

＜その他＞

10. ここの規程に定めのないものについては、その都度JHAが決定する。

＜付 則＞

11. この規程は、2023年4月1日より施行する。



大会			備考		
国民体育大会 (日本スポーツ協会共催大会)	対象役員	監督	国民体育大会における指導者資格の義務付けは、日本スポーツ協会の承認のもとに実施される		
	必要資格	コーチ3以上			
日本社会人ホッケー連盟主催大会 (日本ホッケー協会共催)	対象役員	監督			
	必要資格	コーチ3以上			
日本学生ホッケー連盟主催大会 (日本ホッケー協会共催)	対象役員	監督			
	必要資格	コーチ3以上			
高等学校体育連盟ホッケー専門部主催大会 (日本ホッケー協会共催)	対象役員	監督もしくはコーチ	当該校の教員が監督を務める場合は、資格義務付けの対象外とするが、 <u>スタートコーチ(教員免許状所持者)の取得することが望ましい</u>		
	必要資格	コーチ3以上			
中学校部会主催大会 (日本ホッケー協会共催)	対象役員	監督もしくはコーチ	当該校の教員が監督を務める場合は、資格義務付けの対象外とするが、 <u>スタートコーチ(教員免許状所持者)の取得することが望ましい</u> (但し、都道府県対抗においては、この限りではない)		
	必要資格	コーチ3以上			
スポーツ少年団部会主催大会 (日本ホッケー協会共催)	対象役員	監督もしくはコーチ <u>コーチングアシスタント、</u> <u>または、スタートコーチ(スポ少)</u> <u>以上</u>	<u>経過措置として、2023年度まで認定員を必要資格として認める。</u> <u>監督はコーチ1以上を取得していることが望ましい</u>		
	必要資格	コーチ4			
ホッケージャパンリーグ主催・主管大会	対象役員	監督			
	必要資格	コーチ4			
日本ホッケー協会主催大会 (上記大会及びマスターズを除く主催大会)	対象役員	監督			
	必要資格	コーチ3以上			
上記以外の大会	対象役員	監督もしくはコーチ	<u>監督はコーチ1以上を取得していることが望ましい</u>		
	必要資格	<u>スタートコーチ以上</u>			
日本代表	シニア	ジュニア(U21)	ユース(U18)	ジュニアユース(U16・15)	備考
監督及びスタッフ	コーチ4	コーチ4	コーチ3	コーチ3	

別表(追加登録およびチームスタッフ特例の具体例)

母体チームでの登録 (善後活動しているチームでの役割)	→	当該大会における登録 (合同・選抜チーム等)	追加登録	登録料
所属チーム	チームスタッフ	個人登録用種別 国体(少年の成年種別)	不要	—
		個人登録用種別 国体(成年種別)	登録要	¥3,000—
	選手	個人登録用種別 国体(少年種別)	登録要	¥1,000—
		個人登録用種別 国体(成年種別)	登録要	¥3,000—
未登録者	選手	個人登録用種別 国体(少年の成年種別)	不要	—
		個人登録用種別 国体(成年種別)	登録要	¥3,000—
	選手	個人登録用種別 国体(少年種別)	登録要	¥3,000—
		個人登録用種別 国体(成年種別)	登録要	¥1,000—
所属チーム 中学チーム	チームスタッフ	個人登録用種別 中学11人制	不要	—
		個人登録用種別 中学11人制	登録要	¥3,000—
	選手	個人登録用種別 中学11人制	不要	—
		個人登録用種別 中学11人制	登録要	¥3,000—
未登録者	選手	個人登録用種別 中学11人制	登録要	¥1,000—
		個人登録用種別 中学11人制	登録要	¥1,400—
	選手	所属の マスターズチーム	登録要	¥1,400—
		所属の マスターズチーム	登録要	¥3,000—
HJLに登録して いないチーム	チームスタッフ	個人登録用種別 マスターズチーム	登録要	¥3,000—
		個人登録用種別 マスターズチーム	登録要	¥3,000—
	選手	個人登録用種別 マスターズチーム	登録要	¥3,000—
		個人登録用種別 マスターズチーム	登録要	¥3,000—
HJLに 登録している チーム	チームスタッフ	個人登録用種別 マスターズチーム	登録要	¥3,000—
		個人登録用種別 マスターズチーム	登録要	¥3,000—
	選手	個人登録用種別 マスターズチーム	登録要	¥3,000—
		個人登録用種別 マスターズチーム	登録要	¥3,000—
チームスタッフ 特例	チームスタッフ	インターハイ 高校選抜	不要	—
		社会人大会 全日本選手権	不要	—
	選手	大学王座 インカレ	不要	—
		全日本選手権	不要	—

所屬都道府県協会の承認後 → 日本ホッケー協会事務局宛にメール送信してください。

公益社団法人 日本ホッケー協会 事務局 御中

touroku@japan-hockey.org

新規登録チーム申請届

必須項目		I D	Password
申請日			
都道府県			
所属協会			
新規登録チーム名			
チーム名フリガナ			
登録種別			
チーム登録者氏名			
メールアドレス (PC)			

↑ JHA事務局使用欄 JHA事務局使用欄

* 申請届は複数シートにせず、1 チーム登録毎に1 ファイルでお送り下さい。

* 必須項目は全て記入してください。

JHA事務局	
所属協会	承認者 登録者
承認日	承認日 登録日

所屬都道府県協会の承認後 → 日本ホッケー協会事務局宛にメール送信してください。

公益社団法人 日本ホッケー協会 事務局 御中

touroku@japan-hockey.org

登録チーム名変更届

必須項目		I D	Password
申請日			
都道府県			
所属協会			
旧チーム名			
新チーム名			
チーム名フリガナ			
登録種別			
チーム登録者氏名			
メールアドレス (PC)			
変更事由 (任意)			

↑ JHA事務局使用欄 JHA事務局使用欄

* 申請届は複数シートにせず、1 チーム登録毎に1 ファイルでお送り下さい。

* 必須項目は全て記入してください。

チーム代表者氏名

所属協会名

会長名

JHA事務局	
所属協会	承認者 登録者
承認日	承認日 登録日

監督、選手、コーチ、手当者の兼任の徹底について（通知）

2021年6月24日発信
さて、「監督、選手、コーチ、手当者の兼任について（通知）」（2018年7月7日付け）を「ホッケーハンドブック」や「全国統一研修会」を通して周知を図って参りました。しかし、本会の確認ミクスも重なり「1 選手、コーチ、監督の兼任の可否について（1）と（3）」が一部の大会で実施されていないことが確認できました。

つきましては、次のことを通知します。

- ①「選手、コーチ、監督の兼任の可否について（1）（3）」を大会実施要項に明記すること。
- ②現在、徹底されていない大会については2022年度より完全実施します。
- ③各連盟、部会等において別途に兼任規程を定める場合には、本会の承認を得て大会実施要項に明記すること。

関係各位におかれましては、ご理解とご協力をいただき、周知及び対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

【監督、選手、コーチ、手当者の兼任について（通知）】（2018年7月7日発信）

1 選手、コーチ、監督の兼任の可否について

- （1）同一大会の場合は、複数のチームにわたる監督・コーチ・選手の兼任は認めない。ただし、自身の所属するチーム内で選手兼コーチ、選手兼監督の兼任は認める。その場合は、「選手」「チームスタッフ」の両方での登録が必要。（従前から変更なし）

（例1）社会人大会で同じチームの監督兼選手として大会参加することは可能。

- （例2）社会人大会で、男子チームでは選手、女子チームのコーチという参加は認められない。同一大会で複数チームでの参加となるため認められない。（男子・女子の種別は異なるが同一大会とみなす）

（2）別大会の場合は、兼任を認める。

- （例3）インターハイで監督をし、インカレで監督することは認める。ただし、大学チーム、高校チームのそれぞれに「チームスタッフ」としての登録が必要。

- （例4）インカレで監督をして、社会人大会で選手をすることは認める。ただし、大学チームで「チームスタッフ」として登録し、社会人チームで「選手」としての登録が必要。

- （3）全国大会の予選会もその同一大会とみなす。すなわち、社会人大会のブロック大会で男子チームの選手で大会参加登録した人は、たとえブロック予選会で敗退したとしても、女子を含む他の社会人大会（本大会含む）に参加するチームの監督、コーチ、選手として登録することはできない。

- （例5）社会人大会関東ブロック予選会の男子チームの選手で大会参加登録された人が近畿ブロック予選会の女子チームのコーチとして大会参加登録することは認められない。

2 手当者の兼任の可否について

手当者は、同一大会内であっても制限なく兼務を認める。ただし、選手として登録をしている者が、他のチームで手当者に従事する場合は、別途チームスタッフ登録を完了しておくこと。同一チームであればチームスタッフ登録の必要はない。また、手当者は成人でなければならない。なお、同一種別の別チームに同時に登録することも可能であるが、当該チーム同士が対戦する場合は、どちらか一方のチームでしかスターティングリストにエントリーできない。

（例6）インカレに男子チームの「手当者」として参加登録し、同時に参加している別のチーム（男女関係なく）の「手当者」として参加することができる。

（例7）インカレに男子チームの「監督」として参加登録し、同時に参加している別のチーム（男女関係なく）の「手当者」として参加することができる。

3 団体出場にかかる制限

- 全ての役職において、同一都道府県での出場しか許されない。すなわち、「手当者」を含め全ての役職において、同一都道府県以外での兼務はできない。

- 監督・コーチ・選手では、種別をまたいだでの兼務は認められない。ただし、「手当者」についてのみ、同一都道府県内であれば兼務を認める。

（例8）A県少年男子チームの「監督」はA県少年女子チームの「手当者」として参加できる。

4 その他

- 「チームスタッフ」の制限について、全国スボ少大会・全日本中学選手権・中学11人制大会およびインターハイについては、実施要項もしくは大会レギュレーションで定める。

- この規程は、ブロック予選会も同様の扱いとする。

年 月 日

公益社団法人日本ホッケー協会 御中

選手移籍同意書

前所属チームから、下記選手が移籍する事に同意致します。

記

移籍選手名 : 以上

下記のとおり、選手の移籍に同意致します。

移籍前チーム部長 (または代表者)
チーム名
役 職
氏 名 印

移籍後チーム部長 (または代表者)
チーム名
役 職
氏 名 印

本人 印
氏 名

※未成年者の場合は保護者も含む
保護者氏名 印

ユニフォーム規程

2023 年 4 月 1 日改訂

(第 7 次改訂)

 主要変更箇所(2023. 4)



序文 目的

本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が主催または共催する大会に参加するチームのユニフォームに関する基準を定めるものである。

1. ユニフォーム登録

- 1.1 大会に参加するチームは、ファーストユニフォームおよびセカンドユニフォームとしてのフィールドプレイヤーのシャツ、パンツ/スコート、ソックスとゴールキーパーのシャツの色を大会参加申込書にて登録しなければならない。大会期間中はユニフォームの色柄を変更することができない。

2. フィールドプレイヤーのユニフォーム

- 2.1 ファーストおよびセカンドユニフォームのうちのひとつのセットは、シャツ、パンツ/スコート、ソックスそれぞれの80%以上が単色でなければならない、もうひとつのセットは他のセットとは全く違う色でなくてはならない。大会参加にあたり登録したファーストおよびセカンドユニフォームの色が似ているとTDにより判断された場合は、TDはチームに対しユニフォームの色を変更させることができる。そのため、判断に迷う場合は、事前にJHA 事業本部競技運営部長または大会TDに確認を取っておくことを推奨する。
- 2.2 ソックスの色は、2.1 の条件を満たす限り、何色でも良い。ただし、膝にかかるように着用することは認められない。
- 2.3 背番号は、はっきりと塗り潰された（輪郭線でない）数字で次の2か所に明示する。
 - a 上下16cm以上、30cm以下の文字でプレイヤーのシャツの背面
 - b 上下7cm以上、9cm以下の文字でプレイヤーパンツ/スコートの前面で太ももの高さ
- 2.4 プレイヤーの名前を表示する場合、プレイヤーの名前は、
 - a シャツの背面に表示されていること
 - b はっきりと塗り潰された（輪郭線でない）上下が6cm以上、10cm以下の文字であること
 - c プレイヤーの背番号より上に配置し、背番号が明瞭に見えるようにすること
- 2.5 ユニフォームの袖の長さ、襟の有無の制限はないが、試合を通じて全員が同じ仕様のユニフォームを着用しなければならない。長袖、半袖、袖無しユニフォームの選手が混在していても良い。
- 2.6 アンダースパッツは、ユニフォームの内側で立った姿勢で外面から見えない範囲に着用するものや、立った姿勢でスコートの下に外面から見えない範囲を着用してもよい。スコートの下にアンダースパッツを着用する場合は、全員が同じ素材で同色のものを着用しなければならないが、スコートと同色である必要はない。
- 2.7 ユニフォームの袖からはみ出るアンダーシャツを着用してよい。その場合、着用する選手全員がユニフォームの色と同色かつ、同じ仕様のものを着用しなければならない。着用と非着用の選手が混在していても良い。
- 2.8 襟元や袖口からはみ出てユニフォームの原型を変えるような下着・インナーウェアは着用してはならない。
- 2.9 上項に関わらず、宗教上および医師の指示による健康上の理由による着用物に制限はないが、事前にTDの承認を必要とする。

3. フィールドプレイヤーの装具

- 3.1 フィールドプレイヤーは、ソックスの内側で膝より下にすねあてを試合中常時着用しなければならない。
- 3.2 フィールドプレイヤーは、マウスピースを、試合中常時着用しなければならない。ただし、ゴールキーパーは着用を推奨する。（スポーツ少年団ならびにマスターズの大会については、装着を強く推奨する）
- 3.2 フィールドプレイヤーは、ユニフォームの内側で外面から見えない状態であれば、体を守るための装具を装着してもよい。膝あてはソックスの外側に装着してもよい。ただし、TOによって危険と判断されるものは装着できない。

4. ゴールキーパーのユニフォーム

- 4.1 ファーストおよびセカンドユニフォームのシャツは、フィールドプレイヤーのファーストおよびセカンドユニフォームのシャツの色と全く違う色でなくてはならない。
- 4.2 背番号は、はっきりと塗り潰された（輪郭線でない）数字で次の2か所に明示する。
 - a 上下16cm以上、30cm以下の文字でシャツの背面
 - b 上下7cm以上、20cm以下の文字でシャツの前面
- 4.3 プレイヤーの名前を表示する場合、プレイヤーの名前は、
 - a シャツの背面に表示されていること
 - b はっきりと塗り潰された（輪郭線でない）上下が6cm以上、10cm以下の文字であること
 - c プレイヤーの背番号より上に配置し、背番号が明瞭に見えるようにすること

5. シューズの色

5.1 シューズの色は何色でも良い。

6. ゴールキーパーの装具の色

6.1 ゴールキーパーの装具の色は何色でも良い。

7. メーカー識別商標

- 7.1 メーカー識別標章（マニファクチャールロゴ）はシャツ、パンツ/スカート/スkortについて、それぞれに一箇所かつ、面積が 30 cm²以下としなければならない。ソックスについては、左右それぞれに一箇所かつ、面積が 10 cm²以下としなければならない。
- 7.2 製品に使用されている技術的な商標ロゴについては、面積が 10 cm²以下で 1 箇所とする。
- 7.3 ロゴの大きさが上記のサイズを超過する場合は広告とみなし、「9. チームが希望する広告」に従って広告掲載の手続きを行わなければならない。
- 7.4 国民体育大会等、別途規程が定められている場合には、そちらが優先される。

8. 大会主催者が希望する広告

- 8.1 大会主催者は、大会に参加するプレイヤーのユニフォームに広告を表示させる権利を有し、その要請があった場合は、チームはユニフォームの指定の位置に広告を貼付しなければならない。貼付する広告は、主催者がチームに無償で提供する。

9. チームが希望する広告

- 9.1 大会開始日の 3 日前までに表示する広告の図柄、大きさ、位置を主催者に申請しなければならない。
- 9.2 アルコール類およびたばこ商品名の広告は許可されない。
- 9.3 主催者は、公序良俗に反する場合や大会スポンサーに競合する等の理由により、申請を却下することができる。
- 9.4 主催者は、許可にあたり広告の大きさ、位置を変更する権利を有する。
- 9.5 広告の表示が認められた場合、チームは、広告 1 か所につき 10,000 円を JHA に納入しなければならない。

10. 競技役員ウェアへの広告

- 10.1 大会主催者は、大会に参加する競技役員の公式ウェア（アンパイアシャツ、大会ジャンパー等）に広告を表示させる権利を有する。

11. 大会協賛広告

- 11.1 大会に参加する競技役員の公式ウェア（アンパイアシャツ、大会ジャンパー等）に広告を提供し、表示させることを、誰でも希望することができる。その場合は、以下に基づき主催者に申請を行わなければならない。
- 11.2 大会開始 15 日前までに、表示する広告の図柄、大きさ、表示させるウェアおよび位置を主催者に申請しなければならない。
- 11.3 アルコール類およびたばこ商品名の広告は許可されない。
- 11.4 主催者は、公序良俗に反する場合や大会スポンサーに競合する等の理由により、申請を却下することができる。
- 11.5 主催者は、許可にあたり広告の大きさ、位置を変更する権利を有する。
- 11.6 広告の表示が認められた場合、申請者は、広告 1 か所につき 50,000 円を JHA 特別協賛金として納入しなければならない。金額は JHA との協議により変更することができる。また、表示する広告を主催者に無償で提供しなければならない。広告の表示（貼付）に係わる費用は原則として申請者が負担する。
- 11.7 大会主催者は、大会に参加する競技役員の公式ウェア（アンパイアシャツ、大会ジャンパー等）に広告を表示させる権利を有するが、アルコール類およびたばこ商品名の広告は表示できない。

12. 本規程に係わる疑義および定めのない事項は、JHA 競技運営部長が関係機関と協議のうえ決定する。

<付則>

13. 本規程は、2023 年 4 月 1 日より効力を有する。

ユニフォームに表示するメーカー識別標章の大きさについて (再通知)

平素より多大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、ユニフォームに表示するメーカー識別標章（メーカー名又は製造メーカーロゴマーク）の大きさについて、2021 年 4 月 20 日付けで通知しておりますが、2023 年 3 月 31 日をもって、経過措置期間が終了致しますので、再度通知いたします。

ユニフォームを新たに作る際は、このことを十分配慮し、新調して下さい。関係各位におかれましては、ご理解をいただき、周知及び対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 通知内容
- メーカー識別標章（以下「マニファクチャロゴ」という）の表示について、FIH の規程に従い、シャツ、パンツ/スカート/スコートについては、それぞれに一箇所かつ、面積が 30 cm²以下としなければならない。また、ソックスについては、左右それぞれに一箇所かつ、面積が 10 cm²以下としなければならない。また、製品に使用されている技術的な商標ロゴについては、面積が 10 cm²以下で 1 箇所とする。
- ロゴの大きさが既定の大きさに収まらない場合は広告は広告とみなし、ユニフォーム規程に沿って広告掲載の手続きを行うものとする。
- 国民体育大会等、別途規程が定められている場合には、そちらが優先される。

2. 適用開始日
- 2021 年 4 月 20 日
- (2023 年 3 月 31 日までを経過措置期間としておりました)
3. その他
- 全国大会の予選に当てはまらない大会については適用外とする。
 - ユニフォーム規程における広告については、国際規定及び国内他競技団体の規定等を踏まえて、適応するものとする。
 - チーム代表者会議でマニファクチャロゴを確認し不適合と思われるものについては、マスキング等の処置をして、出場するものとする。

ユニフォーム広告申請書

申請日	年	月	日
申請区分（いずれかに○）	新規 ・ 前年度より継続		
チーム名			
チーム種別			
企業名			
企業業種			
図柄（文字・ロゴ等）			
大きさ			
位置			

※新規の場合は、デザイン画を添付してください。

※広告の表示が認められた後に、広告料をJHAに納入してください。

公認競技役員規程

2023 年 4 月 1 日改訂

(7 次改訂)

 主要変更箇所(2023. 4)



(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が認定する競技役員の地位の確立と責任の範囲の明確化を目指すとともに、技能向上や円滑な大会運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 公認競技役員 第3条によって区分される資格を有する者をいう。
2. 公式試合 JHA、ブロック協会、都道府県協会、一般社団法人ホッケー・ジャパンリーグ、日本社会人ホッケー連盟、日本学生ホッケー連盟およびその傘下団体のブロック学生連盟、全国高等学校体育連盟およびその傘下団体のブロック・都道府県高等学校体育連盟が主催または共催する大会でホッケー競技規則（6人制含む）に基づき実施される試合をいう。
3. 全国大会 JHA が主催または共催する大会。

(公認競技役員資格の種類)

第3条 公認競技役員資格は、その活動範囲、必要な資質・技能に応じて次のとおり設置する。

1. テクニカルデリゲート（以下「TD」という）
2. テクニカルオフィサー（以下「TO」という）
3. ジャッジ（以下「JG」という）
4. アンパイアマネージャー（以下「UM」という）
5. 国際審判員
6. A級公認審判員（以下「A級」という）
7. B級公認審判員（以下「B級」という）
8. C級公認審判員（以下「C級」という）
9. D級公認審判員（以下「D級」という）
10. サジェスションアンパイア
11. ビデオアンパイア
12. インドア公認審判員（以下「IU」という）

なお、上項1から3までを公認テーブルオフィシャル、5から12までを公認審判員と総称する。また、公認競技役員は必ずどこかの都道府県協会に所属し、所属協会は、居住地または勤務地の位置する都道府県協会か都道府県協会の役員である場合はその協会とする。

(公認競技役員の資質)

第4条 公認競技役員資格を有する者に求められる資質を次のように定める。

1. TD は、競技会の運営・競技運営規程・競技規則・審判に関する知識を熟知し、競技会を統括する見識・技能を有し、公認競技役員の模範となり指導を行い得る見識・技能を有する者。
2. TO は、競技会の運営・競技運営規程、競技規則・審判に関する知識があり TD を補佐する見識・技能を有し、試合を円滑に運営、管理するための十分な見識、技能を有する者。
3. JG は、大会の競技運営規程、競技規則に関する見識を有し、公式試合記録の作成および TO と協力し試合の運営、管理を行い得る者。
4. UM は、大会およびホッケーに係わる活動を通じて、審判員の育成指導、評価、支援を行い得る見識、技能を有し、競技規則およびその解釈に対する解明が行える者。
5. 国際審判員は、公認審判員の資格を有する者のうち、国際ホッケー連盟（以下「FIH」という）により国際審判員資格を認定された者。
6. A級は、国際試合の審判を行い得る見識、技能を有し、公認審判員の模範となり得る者。
7. B級は、全国大会の試合の審判を行うに十分な見識、技能を有する者。
8. C級は、公式試合の審判を円滑に行うための必要な知識、技術を有する者。
9. D級は、公式試合の審判を行い得る者。
10. サジェスションアンパイアは、公式試合のサジェスションアンパイアを行うに十分な見識、技能を有する者。
11. ビデオアンパイアは、公式試合のビデオアンパイアを行うに十分な見識、技能を有する者。
12. IU は、インドアホッケーの公式試合の審判を行い得る者。

(公認競技役員に係わる役職の権限と責任)

第5条 公認競技役員の活動に関係する役職の権限と責任は、次のとおりとする。

1. JHA 事業本部競技運営部長（以下「事業本部競技運営部長」という）は、公認競技役員を統括する。また、公認競技役員の活動環境の向上、技能向上、国内外への競技役員の派遣、関係規則の制定・定着等に係わる活動を監督し、そのための必要な指示を公認競技役員に行う。
2. JHA 競技運営部競技部長（以下「競技部長」という）は、公認テーブルオフィシャルの技能向上、活動実績管理、活動者数の増加および競技会運営の円滑化等に資する必要な施策を策定し、ブロック競技長と共に実行する。
3. JHA 競技運営部審判部長（以下「審判部長」という）は、公認審判員の技能向上、活動実績管理、活動者数の増加および競技規則・判定に係わる解釈の浸透等に資する必要な施策を策定し、ブロック審判長と共に実行する。
4. JHA 競技運営部競技役員派遣室長（以下「競技役員派遣室長」という）は、全国大会に参加する競技役員を指名する。また、国民体育大会ブロック大会のTD、UM、ニュートラル審判員（ブロック外から派遣）を指名し、表-1のブロック予選会におけるブロックが指名するTD、ニュートラル競技役員（TO、審判員）の通知を受ける。
5. JHA 競技運営部資格審査室長（以下「資格審査室長」という）は、講習会等の受講者の成績、実績を踏まえて第3条に定める資格を認定または承認する。また、第17条に定める剥奪、抹消、降格、停止を決定する。
6. ブロック競技長は、所属ブロック内の公認テーブルオフィシャルへの指導、情報伝達、活動実績の把握、TO 昇格試験受験者の推薦、ブロック予選会（表-1）のTD、TO、JGの指名（JHAが指名した者を除く）、競技役員の発掘、その他競技部長の依頼する事項を遂行する。ブロック予選会（表-1）において、所属ブロック外からTD、TOを指名する場合は、競技役員派遣室長に通知する。
7. ブロック審判長は、所属ブロック内の公認審判員への指導、情報伝達、活動実績の把握、B級昇格試験受験者の推薦、ブロック予選会（表-1）の審判員の指名（JHAが指名した者を除く）、審判員の発掘、その他審判部長の依頼する事項を遂行する。ブロック予選会（表-1）において、所属ブロック外からUM、審判員を指名する場合は、競技役員派遣室長に通知する。
8. 都道府県競技長は、所属都道府県内の公認テーブルオフィシャルへの指導、都道府県内大会のTD、TO、JGの指名、競技運営役員の発掘、その他ブロック競技長の依頼する事項を行う。
9. 都道府県審判長は、所属都道府県内の公認審判員への指導、C級昇格試験、D級認定講習会受験者の推薦、都道府県内大会の審判員の指名、審判員の発掘、その他ブロック審判長の依頼する事項を行う。
10. 上項6から9に定める役職は、ブロックまたは都道府県内の理事会等の承認手続きを経て決定されることが望ましい。
11. 上項6から9に定める役職者が交代する場合は、速やかに事業本部競技運営部長に通知しなければならない。また、その役職者の本規程に定める権限は、通知された時点から効力を有する。
12. 上項2から9に定める役職者（5を除く）の本規程に定める権限は、当該役職者がいずれかの競技役員資格を保有している場合に効力を有する。

（公認競技役員の責務）

第6条 公認競技役員に求められる主な責務を次のとおり定める。

1. 本規程に定める事項を遵守しなければならない。
2. 公式試合への参加に際しては、移動中も含め、定められた服装もしくは職務にふさわしい服を着用しなければならない。審判を行うときは公認審判服を着用しなければならない。
3. TDは、大会のTD（アシスタントTD含む）を3年間に1回以上担当しなければならない。または、公式試合のTOまたはJGを3年間に8試合以上担当しなければならない。
4. TOおよびJGは、公式試合のTOまたはJGを3年間に8試合以上担当しなければならない。
5. A級は全国大会の試合の審判を3年間に6試合以上担当しなければならない。
6. B級は全国大会、表-1に定めるブロック予選会、日本社会人ホッケー連盟、日本学生ホッケー連盟およびその傘下団体のブロック学生連盟が主催する大会の試合の審判を3年間に6試合以上担当しなければならない。
7. C級は公式試合の審判を3年間に6試合以上担当しなければならない。
8. TD、UM、A級は、第19条に定める講習会を毎年受講しなければならない。TO、JG、B級、C級、D級は、第19条に定める講習会を3年に1回以上受講しなければならない。
9. TD、TO、UM、A級、B級は、指定期日までに大会派遣希望調査に回答しなければならない。また、JHAの求めに応じて活動実績を報告しなければならない。
10. A級、B級はJHAが指定する体力測定を毎年1回以上実施しなければならない。
11. 国際公式試合の競技役員を担当する場合は、事前に事業本部競技運営部長の承認を得なければならない。
12. 全国大会でTDに指名された者は、所定期日以内に大会報告書をJHAに提出しなければならない。
13. 公認競技役員は、JHAの指定する活動に協力しなければならない。
14. 公認競技役員は、競技会場において受動喫煙が生じないように細心の注意を払わなければならない。

(公認競技役員の活動可能範囲)

第7条 公認競技役員の活動を行うことができる範囲は次のとおりとする。

1. TD は、公式試合が行われる大会の TD を担当できる。また、公式試合の TO、JG を担当できる
2. TO は、公式試合の TO、JG を担当できる。また、所属ブロック競技長の指名または承認により全国大会以外の大会の TD を担当できる。
3. JG は、公式試合の JG を担当できる。また、全国大会以外の試合の TO を担当できる。6 人制の試合においては、全国大会の TO を担当できる。
4. A 級は、公式試合および事業本部競技運営部長の承認により国際試合の審判を担当できる。さらに、取得後 10 年以上経過した者は、所属ブロック審判長の指名または承認により全国大会以外の UM を担当出来る。また、公式試合の JG を担当できる。
5. B 級は、公式試合および審判部長の推薦と事業本部競技運営部長の承認により国際試合の審判を担当できる。また、公式試合の JG を担当できる。
6. C 級は、全国大会以外の公式試合の審判を担当できる。ただし、所属ブロック以外の場所で行われる試合の場合は、所属ブロック審判長の承認を要する。
7. D 級は、全国大会および表-1 に定めるブロック大会以外の公式試合の審判を担当できる。ただし、所属ブロック以外の場所で行われる試合の場合は、所属ブロック審判長の承認を要する。
8. サジェスションアンパイアは公式試合のサジェスションアンパイアを担当できる。
9. ビデオアンパイアは公式試合のビデオアンパイアを担当できる。
10. IU はインドアホッケーの公式試合の審判を担当できる。
11. 大会に参加するチームに登録されている役員、選手は所属するチームの試合の競技役員（JG を除く）を担当することができない。
12. 上項にかかわらず、6 人制およびインドアホッケーの試合では全国大会含むすべての公式試合で C 級および D 級が審判を担当できる。
13. 上項にかかわらず、マスターズ（40 歳以上）の公式試合では C 級および D 級が審判を担当できる。
14. 上項にかかわらず、講習会または昇格試験受講中の競技役員は保有資格に関わらず大会 TD の指名する業務を担当できる。
15. 上項にかかわらず、日本国外から派遣された日本国籍を持たない競技役員は、事業本部競技運営部長と大会 TD の承認により公式試合の競技役員業務を担当できる。

(公認競技役員の認定手順)

第8条 公認競技役員資格の認定は、次のとおりとする。

1. (TD) TO 資格を有し、全国大会で十分な実績があり、競技運営部会が指名した者は、表-1 の大会において TD を担当し、競技運営部会の指定講師の審査により TD としての資質が認められるとして、責任講師から上申された者を資格審査室で審議して TD として認定する。
2. (TO) JG 資格を有し、全国大会およびブロック大会で実績がある者で所属ブロック競技長の推薦により TO 昇格試験を受験し、その試験により TO としての資質が認められるとして、責任講師から上申された者を資格審査室で審議して TO として認定する。また、A 級（過去に A 級資格を有していた者も含む）で、競技部長の指名により TO 講習会を受講し、TO としての資質が認められると責任講師から上申された者を資格審査室で審議して TO として認定する。試験および講習会の責任講師は、競技運営部会の指名する講師でなければならない。
3. (JG) 所属都道府県協会の競技長の推薦により、ブロックまたは都道府県協会が主催するジャッジ認定講習会を受講した者で責任講師が認定した者を資格審査室が JG として承認する。講習会の責任講師は、競技運営部会公認の認定講師でなければならない。講習会の開催について事前にブロック競技長の承認を得なければならない。
4. (国際審判員) 事業本部競技運営部長の指名により FIH 主催または公認の国際大会に審判員として派遣され、国際審判員としての資質があるとの評価を TD から受けた者は、資格審査室の承認により JHA から FIH に国際審判員登録申請を行い、FIH で国際審判員として登録された時点で、資格審査室が国際審判員として認定する。
5. (UM) A 級または B 級で（過去に A 級または B 級資格を有していた者も含む）審判部長の指名により UM 認定講習会を受講し、UM としての資質が認められると責任講師から上申された者を資格審査室で審議して UM として認定する。講習会の責任講師は、競技運営部会の指名する講師でなければならない。
6. (A 級) B 級保有者で、全国大会で十分な実績があり、JHA が公表する A 級審判員昇格候補者リストの中から指名され、JHA が開催する A 級審判員昇格試験を受講し、その試験により A 級審判員としての資質が認められるとして、責任講師から上申された者を資格審査室で審議して A 級として認定する。試験の責任講師は、競技運営部会の

指名する講師でなければならない。

7. (B 級) C 級保有者でブロック審判長の推薦により JHA、ブロック協会または連盟が開催する B 級審判昇格試験を受験し、その試験により B 級審判員としての資質が認められるとして、責任講師から上申された者を資格審査室で審議して B 級として認定する。試験の責任講師は競技運営部会が指名する講師でなければならない。試験の開催について事前に事業本部競技運営部長の承認を得なければならない。
8. (C 級) D 級保有者で、ブロック審判長または都道府県審判長の推薦によりブロック協会または連盟が開催する C 級審判昇格試験を受験し、その試験により責任講師が認定した者を資格審査室が C 級として承認する。試験の責任講師は、競技運営部会公認の認定講師でなければならない。試験の開催について事前に事業本部競技運営部長の承認を得なければならない。
9. (D 級) ブロック協会、連盟、都道府県協会が開催する D 級審判認定講習会を受講した者で、責任講師が認定した者を資格審査室が承認する。講習会の責任講師は、競技運営部会公認の認定講師でなければならない。講習会の開催について事前にブロック審判長の承認を得なければならない。
10. (サジェスションアンパイア) A 級、B 級、C 級、UM 資格保有者は、サジェスションアンパイアの資格を同時に保有するものとする。過去に A 級、B 級、C 級資格を保有していた者で何らかの公認競技役員資格を保有している者は、サジェスションアンパイアの資格を同時に保有する。
11. (ビデオアンパイア) A 級、B 級、C 級、UM 資格保有者は、ビデオアンパイアの資格を同時に保有する。過去に A 級、B 級、C 級資格を保有していた者で何らかの公認競技役員資格を保有している者は、ビデオアンパイアの資格を同時に保有する。
12. (IU) A 級、B 級、C 級、D 級資格保有者は、インドア審判員の資格を同時に保有する。
13. A 級、B 級は引退する時点(自己申告)で、資格審査室で審議のうえ JG として認定する。認定にあたり、上記の講習会等の受講と認定料の納入を要しない。
14. 公認競技役員の資格認定にあたり、被認定者が未成年の場合は、親権者の同意書を必要とする。
15. 公認テーブルオフィシャルと公認審判員の資格をそれぞれの認定手順に従い受験又は受講することにより、同時に保有することを認める。

(公認競技役員認定証)

第 9 条 第 8 条に定める公認競技役員に認定され、第 11 条に定める登録手続きを完了した者に JHA から認定証を交付する。ただし、認定証の交付はデジタル会員証をもってこれに代える。

(公認競技役員登録証、管理)

第 10 条 新規に取得した資格の登録が完了した者にデジタル会員証を即時交付する。登録または更新の際に JHA に通知された個人に関わる情報は、JHA の円滑な運営を目的としてのみ利用される。目的の範囲内で業務委託先に提供する場合および日本国内の法令に基づく場合を除き JHA は個人情報第三者に開示・提供しない。公認競技役員は、登録情報を変更する場合は、JHA に速やかに通知しなければならない。公認競技役員が所属協会を変更する場合は、事業本部競技運営部長の承認を得なければならない。

(登録手続き)

第 11 条 公認競技役員の新規登録手続きについては、次のように行う。

1. TD、TO、UM、A 級、B 級資格の登録手続き
資格審査室は認定後、新規登録申請書を JHA に提出する。その後、認定者に通知される案内に従い、認定者本人が新規登録手続きおよび認定料を納入しなければならない。資格審査室で認定された日を登録日とするが、指定期間内に新規登録手続きおよび認定料の納入がなされない場合は、認定を取り消す。
2. JG、C、D 級資格の登録手続き
資格審査室は承認後、新規登録申請書を JHA に提出する。その後、認定者に通知される案内に従い、認定者本人が新規登録手続きおよび認定料を納入しなければならない。資格審査室から JHA へ新規登録申請がなされた日を登録日とするが、認定者本人が指定期間内に新規登録手続きおよび認定料の納入がなされない場合は、認定を取り消す。何らかの理由で、資格審査室が認定を承認しなかった場合は、認定は無効となる。
3. 認定料
各資格の新規認定料の金額は表-2 のとおりとする。
4. 配付物
各資格新規登録手続き後に次に定めるものを JHA より配付する。エンブレム、カード、リング等の資格に応じた必要物品は、各自で購入する。
TD : TD バッジ

TO : TO バッジ
JG : JG バッジ
A 級 : A 級 バッジ
B 級 : B 級 バッジ
C 級 : C 級 バッジ

(有効期間と更新手続き)

第12条 公認競技役員（引退者を含む）の有効期間と年度登録（更新手続き）を次のように定める。

1. 競技役員資格の有効期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、新規登録された資格は、登録日から次の3月31日までとする。
2. ブロック競技長および審判長は、都道府県競技長、審判長と連携して所属ブロックの公認競技役員の資格保有者リストの確認、修正を行い、必要に応じてJHAに通知しなければならない。
3. 競技役員は指定された期間内に定められた方法で更新手続きを行わなければならない。
4. 年度登録料は表-3のとおりとする。複数の資格を保有している者は、それらのうち最も高額な年度登録料のみをJHAに納入すればよい。D級の年度登録料はJHAが受領した金額を年度末に一括してそれぞれの所属するブロック協会に配賦する。配賦金はブロック内の競技役員にかかわる育成等の活動に利用されることが望ましい。第16条4項に該当する場合の年度登録料は免除するが、停止が解除された時点で該当する登録料を納入する。

(資格の失効)

第13条 公認競技役員は、次に該当するときにはその資格を喪失する。既に納入されている登録料は返還しない。

1. 第12条に規定する年度登録料を納入しなかった場合は、資格が失効する。
2. 資格を失効させた者が再度競技役員資格を取得しようとする場合は、それまでの実績は喪失されたものとして扱う。

(資格の剥奪および抹消)

第14条 公認競技役員は、次に該当するときにはその資格を喪失する。既に納入されている登録料は返還しない。

1. 公認競技役員として著しく不適切な行動や言動があった場合は、資格を剥奪する。
2. 本規程を著しく逸脱する行動や言動があった場合は、資格を剥奪する。
3. 死亡または失踪宣告を受けた場合は、資格を抹消する。

(降 格)

第15条 公認競技役員は、次に該当するときには降格する場合がある。ただし、JGおよびD級は降格しない。既に納入されている登録料は減額しない。

1. 第6条に規定する活動を行う意思が認められないとき。
2. 第6条に規定する研修会を理由無く受講しなかったとき。
3. 各資格で必要とする見識、技能を有していないと認められたとき。

(資格の停止)

第16条 公認競技役員は、次に該当するときにはその資格の効力の一部または全部が期間を定めて停止する場合がある。既に納入されている登録料は返還しない。

1. 公認競技役員として不適切な行動や言動があった場合。
2. 本規程を逸脱する行動や言動があった場合
3. 競技会等において故意または重大な過失により円滑な運営を著しく妨げた場合。
4. 海外赴任や長期療養等の事情により本人より活動休止の申し出であった場合。最長で3年間とする。

(資格の剥奪および抹消、降格、停止手続き)

第17条 資格の剥奪および抹消、降格、停止は、次のように行う。

1. 第14条、第15条、第16条に該当すると認められる場合は、**競技運営部会**で審議のうえ資格の剥奪または抹消、降格、停止の仮決定を行う。
2. **競技運営部会**は仮決定の内容を当該者（死亡または失踪宣告の場合は、所属ブロック競技長、審判長）に通知して状況を確認し、本人が希望する場合は、弁明の機会を設ける。
3. 前項において、海外駐在等やむを得ない事由等を勘案して**競技運営部会**は仮決定内容を変更または取消することができる。
4. 第2項を実施後、**事業本部競技運営部長**は資格審査室にその内容を諮問する。資格審査室で審議を行い、資格の剥奪または抹消、降格、停止を決定する。

5. 競技運営部会は決定後に本人（死亡または失踪宣告の場合は、所属ブロック競技長、審判長）および所属ブロック競技長、審判長にその内容を通知する。

（公認競技役員引退者の扱い）

第18条 公認競技役員引退者の活動範囲等については次のとおり定める。

1. 51歳以上の公認審判員が表-5に定める体力基準を達成できない場合は、第7条に定める審判員としての活動を行うことはできず、引退者として扱う。
2. 公認競技役員は引退届を資格審査室に提出し、受理された時点で引退者として扱う。
3. 公認競技役員引退者は、大会TDの承認により全国大会を含む6人制の試合を担当することができる。また、マスターズ（40歳以上）の試合を担当できる。
4. 公認競技役員引退者は、大会TDの承認により全国大会以外の試合を担当できる。ただし、表-1に定める大会の試合の場合は、競技部長または審判部長の承認を要する。
5. 公認審判員引退者は、全国大会を含むすべての試合のサジェスションアンパイア、ビデオアンパイアを担当できる。

（講習会等の実施）

第19条 公認競技役員は競技規則、競技運営規程に関する知識、解釈、技能向上を図るために実施される講習会等に積極的に参加しなければならない。実施される講習会と受講料は表-4のとおりとする。

（その他）

第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、競技運営部会が関係箇所と協議のうえ決定する。

1. 公認競技役員は、この規程に関わる事項に疑義が生じた場合に事業本部競技運営部長へ照会を行うことができる。

（附 則）

1. この規程は、公認TD・TO・J規程と公認審判員規程を統合し、2016年4月1日から施行する。それに伴い、公認TD・TO・J規程と公認審判員規程は廃止する。
2. この規程は、2017年4月1日に改訂する。
3. 規程変更の移行措置として、2016年4月1日より2017年3月31日までにD級登録された資格の有効期限は、2018年3月31日とし、2017年度の年度登録料（更新）は免除する。
4. この規程は、2018年4月1日に改訂する。
5. この規程は、2019年4月1日に改訂する。
6. この規程は、2020年4月1日に改訂する。
7. 定年制度廃止の移行措置として、2020年3月31日現在に登録されている定年者の年度登録料は3,000円として変更しない。
8. この規程は、2021年4月1日に改訂する。
9. この規程は、2022年4月1日に改訂する。
10. この規程は、2023年4月1日に改訂する。

表-1 全国大会ブロック予選会

全国高等学校ホッケー選手権大会ブロック予選
全日本中学生ホッケー選手権大会ブロック予選
全日本社会人ホッケー選手権大会ブロック予選
国民体育大会ホッケー競技ブロック大会
全国高等学校選抜ホッケー大会ブロック予選

表-2 認定料

資格	認定料(円)
TD	5,000
TO	4,000
JG	3,000
UM	5,000
A級	5,000
B級	4,000
C級	3,000
D級	2,000

表-3 年度登録料（更新時）

資格	年度登録料(円)	資格	年度登録料(円)
TD	5,000	UM	5,000
TO	4,000	A級	5,000
JG	3,000	B級	4,000
引退者	3,000	C級	3,000
		D級	2,000

表ー４ 講習会および受講料

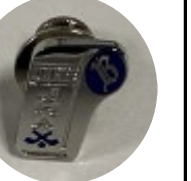
講習会名等	受講料（円）	備考	講習会名等	受講料（円）	備考
1. JHAが主催するもの			2. ブロック協会、各競技連盟が主催するもの		
全国統一ルール研修会	5,000	JHAに納入	ルール研修会	※5,000	主催者に納入
TO昇格試験	5,000	JHAに納入	JG認定講習会	※3,000	主催者に納入
TO講習会	5,000	JHAに納入	B級審判昇格試験	※5,000	主催者に納入
UM認定講習会	5,000	JHAに納入	C級審判昇格試験	※3,000	主催者に納入
A級昇格審判講習会	5,000	JHAに納入	D級審判認定講習会	※3,000	主催者に納入
B級審判昇格試験	5,000	JHAに納入	必要に応じた技能向上のための講習会	主催者が決定	主催者に納入
必要に応じた技能向上のための講習会	都度決定	JHAに納入	3. 都道府県協会が主催するもの		
※印の受講料は目安です。ブロック協会、各競技連盟、都道府県協会が主催する研修会、試験及び講習会の受講料は、主催者が実情に応じて決定すること。			D級審判認定講習会	※3,000	主催者に納入
			JG認定講習会	※3,000	主催者に納入
			必要に応じた技能向上のための講習会	主催者が決定	主催者に納入

表ー５ 審判員体力測定項目と基準（20mシャトルラン）

年齢・性別	往復回数	年齢・性別	往復回数
29歳以下男性	84（レベル10）	29歳以下女性	73（レベル 9）
30歳代男性	73（レベル 9）	30歳代女性	62（レベル 8）
40歳以上男性	62（レベル 8）	40歳以上女性	52（レベル 7）

上記は最低限求められる基準であり、男性は84回、女性は73回を上回ることを強く要請する。

表ー６ 公認競技役員バッジ

					
TD	TO	JG	A級	B級	C級

所属協会・住所・変更届

申請日	
旧所属協会(都道府県名)	
新所属協会(都道府県名)	
競技役員ID	
氏名	
フリガナ	
新住所	
旧住所(任意)	
電話番号(携帯可)	
メールアドレス(PC)	
生年月日	
補足事項(任意)	

・都道府県・ブロック審判長、競技長にもご連絡をお願いします。

旧所属協会 承認者	新所属協会 承認者	事務局	
		承認者	登録者
承認日	承認日	承認日	登録日

➡登録完了後、関係各位宛にメールにてお知らせいたします。

*承認者の氏名を入力してください。

施設用具関係規程等



主要改定箇所 (2023. 4)



JHA ホッケー競技場施設基準

第1条 (目的)

本競技場施設基準の目的は、次の通りとする。

- (1) 競技会に参加するチームが公平にプレイできる環境を整えるため。
- (2) 常に快適なプレイ条件を整え、選手の危険を抑えるため。
- (3) チームおよび選手の実力を公平に反映させるため。
- (4) 選手の競技力および技量を向上させ、選手はもとより観客にも満足を与え、普及に貢献させるため。
- (5) 日本ホッケーの国際的な競技力の向上を図るため。

第2条 (検討及び変更)

本競技場施設基準の検討及び変更は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）の意向を体して、JHA 事業本部競技運営部（以下「競技運営部」という）が当たるものとする。

第3条 (競技場施設の規格)

競技会の実施にあたっては、原則として下記の競技場施設の規格を満たすものでなければならない。

- (1) 競技フィールド
競技フィールドの規格は、JHA 発行「ホッケー競技規則」の「競技フィールド」と「フィールド及びフィールド備品」に定めるところによる。
- (2) 競技場施設
競技場施設の規格は、「JHA 競技場施設計画」による（図1参照）。
- (3) 散水施設（散水を要するホッケー・ターフ・フィールド）
 - 1) プレイフィールドとランオフエリアに試合前10分以内に十分な散水ができ、またハーフタイムの10分以内に十分な再散水ができる容量を有すること。ただし、試合前に散水したフィールドをハーフタイム時にメーカー指定要件を満たす状態に確実に戻せるのであれば、可動式散水システムを使用して散水を行うことができる。
 - 2) 国際委ホッケー連盟（FIH）標準散水量（集水皿を最大10m間隔で置く）は、10分以内に平均 $3\ell/\text{m}^2$ で $2\ell/\text{m}^2$ 未満の個所がなく、隣接する個所の水深差が2倍より深くないこと。
 - 3) 減水湿潤製品については、10分以内に平均散水量がメーカー指定の散水量以上とし、隣接する個所の水深差が2倍より深くないこと。
 - 4) 散水する水の水質は、人体への健康被害を及ぼさないよう配慮すること。
 - 5) 散水を必要としないホッケー・ターフ・フィールドにおいては、熱中症や足底部の低温やけど対策として人工芝表面温度を下げるために散水施設の設置を強く推奨する。

第4条 (競技会フィールド規程)

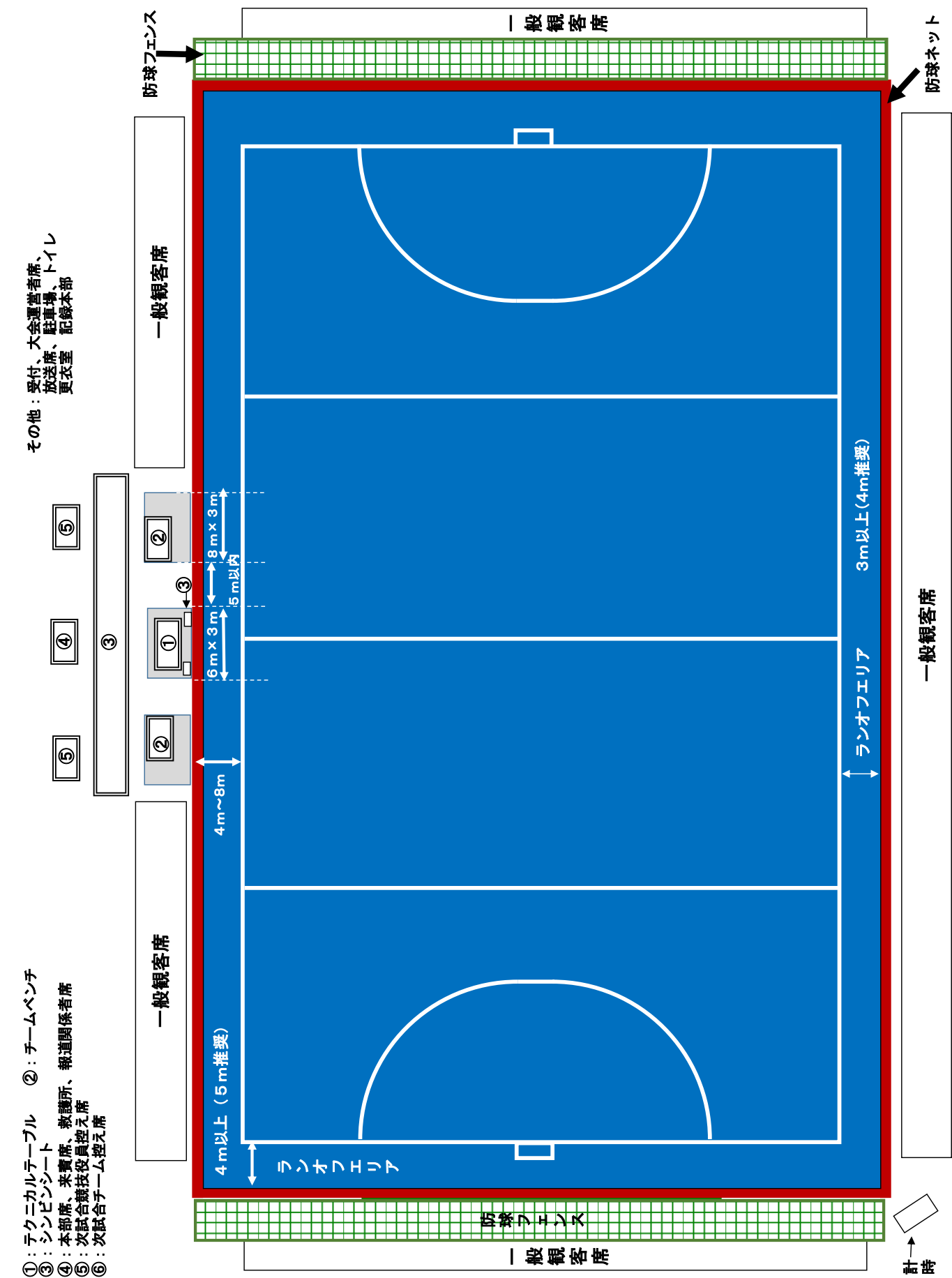
国際ホッケー界の趨勢を考慮し、下記の国内競技会は公認フィールドにより実施する。

- (1) JHA主催・共催による競技会（表1）
規程以外のフィールドで実施する場合は、JHAの承認を得ること。
- (2) 日本国内に於いて実施される国際競技会で、国際水準にあると認められる競技会（ただし、国際ホッケー連盟等により指示のある場合は、その指示に従う）
- (3) 上記以外の競技会についても、公認フィールドで実施することを推奨する。

第5条 本競技場施設基準に定めない事項については、競技運営部において検討しJHAで決定する。

- 付則
- | | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1) 平成元年6月17日制定 | 2) 平成6年4月1日改正 | 3) 平成17年1月1日改正 | 4) 平成18年1月1日改正 |
| 5) 平成24年4月1日改正 | 6) 平成26年4月1日改正 | 7) 平成27年6月7日改正 | 8) 平成29年4月1日改正 |
| 9) 平成30年4月1日改定 | 10) 2019年4月1日改正 | 11) 2020年4月1日改定 | 12) 2022年4月1日改定 |
| 13) 2023年4月1日改定 | | | |

図1 JHA 競技場施設計画



注 1) 競技場施設計画では、観客、選手、大会関係者に対して①快適な環境（快適性）、②安全な環境（安全性）、③周辺環境及び住民への影響（適合性）、④ユニバーサルデザイン、バリアフリーなどを考慮すること。

2) ランオフエリア内側はプレイフィールドの表面と同質素材で、その範囲はバックライン側が最小3m、サイドライン側が最小2mとする。それ以外の材質でもよいが、その外側（ランオフエリア外側）に試合運営のために最小1mのエリアを確保すること。これはあくまで必要最低限であって、バックライン側は内側3m＋外側2m、サイドライン側は内側2m＋外側2mを強く推奨する。

3) フィールドは完全にフェンスで覆うことを強く薦める。フェンスの網目はホッケーボールが通過せず、観客の視界の妨げにならないこと。バックライン側（防球フェンス）、サイドライン側（防球ネット）ガイドラインは、表2の通りとする。

4) シニアの国際大会を実施する場合は、サークルから5m外側の破線が必須です。

表1 競技会フィールド規程

競技会	公認フィールド
高円宮杯日本リーグ	グローバル規格以上
全日本選手権	グローバル規格以上
全日本社会人大会	1面はナショナル規格クラスⅠ以上
国民体育大会	1面はナショナル規格クラスⅠ以上
全日本学生選手権大会	1面はナショナル規格以上で、ベスト4以上はグローバル規格以上
全日本大学王座決定戦・東西交流戦	1面はナショナル規格以上で、ベスト4以上はグローバル規格以上
全国高等学校選手権大会	1面はナショナル規格クラスⅠ以上
全国高等学校選抜大会	1面はナショナル規格クラスⅠ以上
全日本中学生選手権大会	ナショナル規格以上を推奨
全日本中学生都道府県対抗11人制	ナショナル規格以上を推奨
スポーツ少年団交流大会	ナショナル規格以上を推奨
全日本マスターズ大会	公認フィールドを推奨
全国大会のブロック予選会	公認フィールドを推奨

表2 フェンスに関するガイドライン

バックネット（ランオフの外側）の高さ		
観客等が入る場合 (人が通るような場合等)	バックラインランオフ側	H7.0m 以上
人が立ち入らない場合	シューティングサークルの内側	H4.5m 以上
	シューティングサークルの外側	H3.0m 以上
サイドネット（ランオフの外側）高さ		
	サイドラインランオフ	H1.0m 以上

注) ホッケーのボールがフィールドから飛び出て怪我、損傷、破損等の事故を引き起こす可能性を考慮して決定すること。

*規程以外のフィールドで実施する場合は、JHA の承認を得ること。

国民体育大会ホッケー競技場施設基準

第1条 名 称

名称は、「公益社団法人 日本ホッケー協会（以下「日本ホッケー協会」という） 国民体育大会ホッケー競技場施設基準」（以下「国民体育大会競技場施設基準」という）とする。

第2条 国民体育大会競技場施設基準設置の目的

本競技場施設基準は、国民体育大会ホッケー競技の安全な実施と、競技の発展を目的とする。

第3条 国民体育大会競技場施設基準の内容検討・変更

国民体育大会競技場施設基準の内容検討・変更は、日本ホッケー協会の意向を体して、同協会 **事業本部競技運営部** が当てることとする。

第4条 国民体育大会競技場施設基準の規格

国民体育大会競技場施設基準の規格は、下記の通りとする。

ア) プレイフィールド

競技場のフィールドは、人工芝競技場2面（うち JHA ナショナル規格クラスⅠ以上の公認フィールド1面）とする。もう1面は、JHA マルチスポーツ格クラスⅡ同等以上のフィールドを推奨とする。

イ) 競技フィールドの規格

競技フィールドの規格は、最新の日本ホッケー協会発行「ホッケー競技規則」の「フィールド」と「フィールド及びフィールド備品」に定めるところによる。

ウ) 競技場施設の規格

競技場施設の規格は、「公益社団法人 日本ホッケー協会ホッケー競技場施設設計画」によることとする。

エ) 照明

天候状況や試合進行状況等により暗くて安全上から試合継続不可能な時に備えて大会競技場に照明施設（クラスⅡ以上）の設置を強く推奨する。

オ) 散水施設（散水を要するホッケー・ターフ・フィールド）

1) プレイフィールドとランオフエリアに試合前10分以内で十分な散水ができ、ハーフタイムの10分以内に十分な再散水ができる容量を有すること。また、散水する水の水質は、人体への健康被害を及ぼさないよう配慮すること。

2) 散水を必要としないホッケー・ターフ・フィールドにおいては、熱中症や足底部の低温やけど対策として人工芝表面温度を下げるために散水施設の設置を強く推奨する。

上記の詳細については、最新の日本ホッケー協会発行「Hockey Handbook」を参照。

第5条 本基準に特に定めない事項については、公益社団法人 日本ホッケー協会並びに公益財団法人 日本スポーツ協会で決定する。

付則 1)平成元年6月17日施行 2)平成26年4月1日改正 3)平成27年6月7日改定 4)平成29年4月1日改定
5)平成30年4月1日改定 6)2019年4月1日改正 7)2020年4月1日改定 8)2022年4月1日改定
9)2023年4月1日改定

JHA フィールド公認規程

第1条 (目的)

JHA フィールド公認規程の制定の目的は、次の通りとする。

- (1) 競技会に参加するチームの実力を公平に反映させるため。
- (2) 参加選手が持てる技量を十分に発揮でき、その優劣を公平に反映させるため。
- (3) 常に快適なプレイ条件を整え、選手の危険を抑えるため。
- (4) 悪天候下で行われる競技会であっても、開催を可能にさせるため。
- (5) 選手の競技力および技量を向上させ、選手はもとより観客にも満足を与え、普及に貢献させるため。

第2条 (ホッケー・ターフ製品の種類と製品規格)

ホッケー・ターフ製品の種類と製品規格は、表1、表2の通りである。

第3条 (JHA 公認ホッケー・ターフ製品)

- (1) JHA 公認フィールドは、JHA 人工芝製造・販売指定企業が製造あるいは販売する FIH 公認ホッケー・ターフ製品が敷設されているフィールドとする。ホッケー・ターフ製品とは、ターフ・カーペットと充填材（使用されている場合）そしてショックパッドからなるホッケー・ターフシステムである。
- (2) FIH 非公認ホッケー・ターフ製品の場合は、JHA 指定性能検査機関（一般財団法人カケンテストセンター）による製品検査（ラボテスト）により JHA ホッケー・ターフ製品検査基準（表3～5）を満たしていることを証明（「試験報告書」）すること。FIH (JHA) 公認ホッケー・ターフ製品の一部仕様変更品（たとえばターフ・カーペット、充填材＜使用されている場合＞、ショックパッドの異なる組合せ、ターフパイルの色など）については、JHA が指定する製品検査項目を JHA 指定性能検査機関において検査し、JHA ホッケー・ターフ製品検査基準を満たしていることを証明（「試験報告書」）と FIH 指定検査機関発行の「試験報告書」など）すること。
- (3) 製品検査を受けようとする JHA 人工芝製造・販売指定企業は、JHA ホッケー・ターフ製品検査申請書（様式1）、ホッケー・ターフ製品仕様（様式2）および必要と思われる書類等を JHA に提出し、ホッケー・ターフ製品のサンプルを JHA 指定性能検査機関へ提出すること。なお、製品検査に要する費用は、製品検査を受けようとする JHA 人工芝製造・販売指定企業が JHA 指定性能検査機関へ支払うこと。

第4条 (公認フィールド規格)

- (1) JHA 公認規格は、国際ホッケー連盟(以下 FIH という)基準をもとにした、JHA フィールド公認現地検査要求基準（※表6、表7）とする。（表6はナショナル規格以上）
- (2) 現地検査は、FIH 及び JHA で定められた検査方法によって行われる。ただし、照明設備、散水むら検査は行わない。
- (3) この基準は、FIH が基準・方針・解釈等を変更した場合、これに合せて変更することがある。

第5条 (公認手続き、費用負担)

競技場管理者が公認を受けようとする場合は、次に定める通り JHA に公認申請するものとする。

- (1) JHA フィールド公認申請書（様式3）により、JHA へ申請する。
- (2) JHA は、(1) の申請を受理したら、JHA 指定性能検査機関(一般財団法人カケンテストセンター)に検査を依頼する。
- (3) 指定性能検査機関は、※「現地検査（人工芝敷設前の下部構造特性）報告書」「現地検査（フィールドテスト）報告書」を JHA へ提出する。（※ナショナル規格以上）
- (4) JHA は、(3) の報告書により、競技場管理者へ「検査結果通知」を送付する。
- (5) 競技場管理者は、「検査結果通知」を受けたら、通知に基づき表8の公認料（税別）を JHA へ納付する。
- (6) 現地検査に要する費用は、競技場管理者が指定性能検査機関へ支払う。

第7条 (公認期間)

- (1) 指定性能検査機関の「現地検査（フィールドテスト）報告書」の日付から10年間とする。
- (2) 完成日から1年を超えている場合は、完成日から10年間とする。

第8条 (公認の取扱)

- (1) 全面張り替えの場合は、本規程にもとづいて公認する。
- (2) 公認期間中であっても、その状況・状態等から JHA 公認フィールドとして不適合であると JHA が判断した場合

は、公認規格の決定や公認の取り消しをする。

- (3) JHA 公認フィールドで公認期間が過ぎた場合は、自動的に公認が取り消される。公認を更新する場合は、JHA フィールド公認申請書(様式3)により、JHA へ申請を行い、JHA 指定性能検査機関により現地検査要求基準の FOP の性能要件を満たしていることを証明し、更新料を JHA に納付すれば公認を更新することができる。この更新による公認有効期間は2年間とする。

第9条 (免 責)

- (1) 本規程は、競技場のフィールドが指定の要求を満たしていることを認証する制度であり、競技場を公認するものではない。
- (2) JHA は、フィールド及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。
- (3) フィールドおよびホッケー・ターフの瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、競技場管理者が一切の責任を負うものとする。

第10条 本競技場施設基準に定めない事項については、競技運営部において検討し JHA で決定する。

第11条 (その他)

- (1) 高温対策として、日陰や風通しが十分ある休憩所、また充填式においても散水施設を設置することが望ましい。
- (2) 人工芝の全面張り替えなどで人工芝を廃棄する場合は、各自治体の規則に従うこと。
- (3) ホッケー・ターフの性能を保ち、また安全に長期間使用するためにも、メーカーや施工業者と十分に相談し定期的なメンテナンスを推奨したい。
- (4) FIH フィールド公認を申請する場合は、必ず JHA フィールド公認を取得すること。この場合の JHA フィールド公認のための現地検査(フィールドテスト)報告書は、FIH 公認性能検査機関発行の報告書で代用することができる。
- (5) JHA 競技運営部より要請があるとき、申請者は、公認取得に関する情報・試料・資料等を提供しなければならない。

付則 1) 平成10年4月1日施行 2) 平成13年4月1日改正 3) 平成15年4月1日改正 4) 平成16年11月2日改正
5) 平成23年4月1日改定 6) 平成23年12月17日改定 7) 平成26年4月1日改定
8) 平成27年6月7日改定、平成28年4月1日施行
9) 平成30年4月1日改定し、JHA ピッチ公認規程と JHA ピッチ公認規程施行細則を廃止する。
10) 2021年4月1日改定 11) 2023年4月1日改定 (*印は2024年4月1日施行)

<指定性能検査機関>

一般財団法人 カケンテストセンター
大阪事業所 資材ラボ
〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀 2-5-19
TEL 06-6441-0315 FAX 06-6441-2420

<公認に関するお問い合わせ先>

公益社団法人 日本ホッケー協会
事業本部競技運営部
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号
Japan Sport Olympic Square
TEL 03-6812-9200 FAX 03-6812-9210

表1 ホッケー・ターフ製品の種類

種類	無充填	サンドトレスト	サンドフィルド	テキスタイル	ロングパイル
	人工芝	人工芝	人工芝	サーフェイス	人工芝
	Non-filled 'wet' synthetic Turf	Sand Dressed synthetic Turf	Sand Filled synthetic Turf	Textile Surface	Long Pile synthetic Turf
カーペットタイプ	人工芝	人工芝	人工芝	テキスタイル	人工芝
パイル高	10 mm－18 mm	13 mm－22 mm	18 mm－30 mm	12 mm－25 mm	>30 mm
充填材	無充填	一般的に珪砂	一般的に珪砂	珪砂	珪砂と弾性ゴム
フリーパイル高	－	≥25%	<25%	－	－
タフト数	≥60, 000/m ²	≥37, 500/m ²	－	－	－
耐摩耗性	≤350 mg	≤350 mg	－	重量減少率≤2%	－
散水	必要	任意	不必要	不必要	不必要
ショックパッド	必要	必要	必要	必要	任意

表2 ホッケー・ターフ製品の規格

規格		ホッケー・ターフ製品の種類
JHA グローバル規格		無充填人工芝 (Non-filled synthetic turf)
JHA ナショナル規格	クラスⅠ	無充填人工芝 (Non-filled synthetic turf) サンドドレスト人工芝 (Sand dressed synthetic turf)
	クラスⅡ	サンドフィルド人工芝 (Sand filled synthetic turf)
JHA マルチスポーツ規格	クラスⅠ クラスⅡ	無充填人工芝 (Non-filled synthetic turf) サンドドレスト人工芝 (Sand dressed synthetic turf) サンドフィルド人工芝 (Sand filled synthetic turf)
		テキスタイルサーフェイス (ドレスト、フィルド、無充填) (Textile surface)
	クラスⅢ	ロングパイル人工芝 (フィルド、無充填) (long pile synthetic turf)

表3 製品特定検査基準 (材料特定検査)

構造/タイプ		特性	基準
カーペットタイプ		人工芝 テキスタイル	－
カーペットの製造方法		タフトッド、織物、ニット、ニードルパンチ	－
カーペットパイル色		RALクラシック番号	同じであること
カーペットパイルタイプ		ストレート、カール、モノフィラメント、スプリットフィルム	－
ショックパッド		構造のタイプ、製品名	－
充填材		タイプ / 組成	－
構造	特性	検査方法	許容範囲
ターフ・カーペット	パイルの高さ mm	ISO 2549	±10%
	タフト数 /m ²	ISO 1763(JIS L 1021-5)	±10%
	*パイルの太さ dtex	FIFA TM 23 or JIS L 1013	±10%
	繊維鑑別	JIS L 1030 or 赤外線分光分析	同じであること
	カーペット質量 kg/m ²	ISO 8543(JIS L 1021-4)	±10%
	透水性 mm/h	JIS A 1218 準用 or EN 12616	≥90% ≥150mm/h
ショックパッドと 弾性層	厚さ mm	EN 1969	90%－130%
	質量 kg/m ²	ISO 8543(JIS L 1021-4)	±10%
	衝撃吸収率 %	FIFA TM 04a(CEN TS 16717)	±5% SA
	透水性 mm/h	JIS A 1218 準用 or EN 12616	≥90% ≥150mm/h
充填材	粒度	FIFA TM 20(EN 933-1)	60% d～D
	みかけ密度 kg/m ³	EN 1097-3	±15%
テキスタイル カーペット	厚さ mm	ISO 1763(JIS L 1021-3)	≤10%
	繊維鑑別	JIS L 1030 or 赤外線分光分析	同じであること
	質量 kg/m ²	ISO 8543	≤10%
	透水性 mm/h	JIS A 1218 準用 or EN 12616	≥90% ≥150mm/h

*ロングパイル人工芝のみ実施

**は申請書により確認を行い、検査を実施しない。

表4 耐久性と材料の検査基準

検査項目		検査方法	基準値
色		RALクラシック色見本	グリーンまたはブルーあるいは FIHまたはJHAが承認した均一な色
透水性	ターフ・システム カーペット ショックパッド	JIS A 1218 準用 or EN 12616	≥ 150mm/h
カーペットの引張強さ		EN ISO 13934-1	≥15N/mm たて、よこ方向の差≤30%
耐候性 JIS B 7753	パイル糸の引張強さ	EN 13864	処理前後 モノフィラメント糸≥5N、解繊糸≥30N
	パイル糸の耐光堅ろう度	JIS L 0804	変退色 4－5級以上
耐温水浸漬性 EN 13744	タフトの引抜強さ	JIS L 1021-8 B法(1束)	≥25N 処理後の強度低下≤25%
耐熱風暴露性 (厚さ≤25mm) EN 13817	ショックパッドの引張強さ	EN 12230	≥0.15MPa 処理後の強度低下≤25%
	ショックパッドの衝撃吸収率	FIFA TM 04a (CEN TS 16717)	処理後との差 ≤±5%
	ショックパッドの厚さ	EN 1969	処理後との差 ≥85%
耐摩耗性 (無充填、ドレストタイプ、テキスタイルのみ)		EN 13672	≤350mg (2000回処理後)

耐候性処理時の設定は、ブラックパネル温度：63℃、設定照射照度：300nm～400nm の波長領域で 220MJ、散水時間：18/120 分とする。

表5 性能検査基準

項目	条件	JHAグローバル	JHAナショナル		JHAマルチスポーツ		
			クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅢ
					サッカー、ミニサッカー、フットリス、体育活動用	ホッケー、テニス用	ロングパイル
ボール 垂直反発高さ EN 12235	乾燥	—	100-425mm		100-450mm	100-500mm	≥75mm
	湿潤	100-400mm	100-425mm		100-450mm	100-500mm	≥75mm
	散水15分・45分	100-400mm	—		—		
ボール 転がり距離 EN 12234	乾燥	—	≥ 9.0m		≥ 8.0m		≥ 5.0m
	湿潤	≥ 10.0m	≥ 9.0m		≥ 8.0m		≥ 5.0m
	散水15分・45分	≥ 10.0m	—		—		
	偏差	≤±10%	≤±20%		≤±20%		—
	変位	≤ 0.50m @9.5±0.01m	≤ 0.45m @8.5±0.01m		≤ 0.40m @7.5±0.01m		—
衝撃吸収率 FIFA TM 04a (CEN TS 16717)	乾燥	—	40%-65%		40%-70%	30%-65%	55%-70%
	湿潤	45%-60%	40%-65%		40%-70%	30%-65%	55%-70%
垂直変位 FIFA TM 04a (CEN TS 16717)	乾燥	—	4-9mm		4-10mm	2-9mm	4-12mm
	湿潤	4-9mm	4-9mm		4-10mm	2-9mm	4-12mm
靴底摩擦 EN 15301-1	乾燥	—	25-45Nm		25-45Nm		25-50Nm
	湿潤	25-45Nm	25-45Nm		25-45Nm		25-50Nm
備 考	*ラボテストでは、ボール転がり距離検査を実施しない。 **ロングパイル人工芝の製品検査は、Lisport摩耗5200回往復処理後も性能検査基準を満たすこと。ただし、摩耗処理条件は、FIFA Quality Concept for Football Turf－Handbook of Test Methods（January 2012 Edition）のFIFA TM 09準用（各摩耗輪の重量(軸を含む)：26800±100g、各摩耗輪に取り付けられたスタッドの数：145個、摩耗輪のサイズ：長さ300±2mm×直径118±1mm、摩耗輪の回転数：前輪7回転時(9本歯)、後輪3回転(21本歯)、摩耗輪の往復時間(1サイクル)：6.5秒；直線速度0.1m/s、サンプルの往復時間(1サイクル)：2.3秒(1.9cm)) とする。						

表6 現地検査（人工芝敷設前の下部構造特性）要求基準 （ナショナル規格以上では、2024年4月1日施行）

項目	基準値	備考
勾配	縦断≤0.2% 横断≤0.4%	最大勾配≤1.0%
平滑性(平坦性)	各ライン≤2.4mm	外観検査(不陸の有無)
透水性	15以下/300mℓ	現場透水試験

表7 現地検査（フィールドテスト）要求基準

フィールド規格	JHAグローバルエリート規格	JHAグローバル規格	JHANational規格	
			クラスⅠ	クラスⅡ
公認製品	FIH Global		FIH National	FIH Community Hockey Plus
	JHAグローバル規格		JHANational規格 クラスⅠ	JHANational規格 クラスⅡ
*パイル糸の種類	捲縮モノフィラメント	ー	ー	
ショックパッド	必要		必要	
POFサイズ	91.40m×55.00m		91.40m×55.00m	
最小ランオフ	端側 ≥5m FOP同仕様	≥3m (POF同様仕様)	≥3m (POF同様仕様)	
	横側 ≥3m FOP同仕様	≥2m (POF同様仕様)	≥2m (POF同様仕様)	
*オペレーティングゾーン	端側・横側 ≥1m	任意	任意	
FOPの色	グリーン か、ブルー (RAL5002or5005) JHA承認色		グリーン か、ブルー (RAL5002or5005) JHA承認色	
ラインマークの色	白 (タフインカッティン)	白 (タフインカッティンを推奨)	白 or 黄 (強く推奨)	
*5m破線	必要	任意	任意	
ラインマークの正確性	ライン幅75mm、ライン長±50mm、 ライン幅±10mm、サークル弧半径±30mm、 PSスポット位置±30mm、300mmマーク±30mm、 面対角線の差<300mm		ライン幅75mm、ライン長±50mm、 ライン幅±10mm、サークル弧半径±30mm、 PSスポット位置±30mm、300mmマーク±30mm、 面対角線の差<300mm	
*その他のラインとマーク	認められない	認める	認める	
平滑性	3m直定規 最大起伏≤6mm		3m直定規 最大起伏≤6mm	
勾配	縦断≤0.2% 横断≤0.4% 中心軸で対称	縦断≤0.2% 横断≤0.4% (最大勾配 縦・横断≤1.0%)	縦断≤0.2% 横断≤0.4% (最大勾配 縦・横断≤1.0%)	
*灌漑システム	必要	必要 (両方を強く推奨)	推奨	
*自在・移動式散水	必要			
FOPの性能要件				
ボール垂直反発高さ	100mm－400mm		100mm－425mm	
	偏差 ≤10% (総平均)		偏差 ≤20% (総平均)	
ボール転がり距離	≥10.0m		≥9.0m	
EN 12234	偏差 ≤±10% (総平均)		偏差 ≤±20% (総平均)	
	変位 ≤0.50m @9.5m		変位 ≤0.45m @8.5m	
衝撃吸収率	45%－60%		40%－65%	
FIFA TM 04a (CEN TS 16717)	偏差 ≤±5% 総合平均からのSA (絶対値)		偏差 ≤±5% 総合平均からのSA (絶対値)	
垂直変位 FIFA TM 04a (CEN TS 16717)	4mm－9mm		4mm－9mm	
靴底摩擦抵抗	25Nm－45Nm		25Nm－45Nm	
	偏差 ≤±5Nm (総平均)		偏差 ≤±5Nm (総平均)	
透水性	≥150mm/h (JIS A 1218 準用 or EN)		≥150mm/h (JIS A 1218 準用 or EN)	
周囲のフェンス				
*テクニカルテーブル	最小値 幅4m×奥行き3m	幅4m×奥行き3m以上を推奨	幅4m×奥行き3m以上を推奨	
*フィールドの向き	北／南、北側最大偏差 ≤±15°	任意	任意	
*バックライン側フェンス	≥7.0m	≥7m強く推奨	≥7m強く推奨	
*サイドライン側フェンス	1.0m (最小値)	1.0m以上を推奨	1.0m以上を推奨	
製品検査				
材料特定検査	・新規ならびに張替時には、ラボテスト製品と同一製品であることを確認するために、フィールドに敷設されている製品の代表するサンプルを抜き取り、表3 製品特定検査基準 (材料特定検査) と同様の確認検査を実施する。			
備考	*は申請書により審査を行い、現地検査を実施しない。			

フィールド規格	JHAマルチスポーツ規格		
	クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅢ
公認製品	FIH Community Hockey Plus	FIH Community GEN2	FIH 3G Multi-Sport
	JHAマルチスポーツ規格 クラスⅠ	JHAマルチスポーツ規格 クラスⅡ	JHAマルチスポーツ規格 クラスⅢ
*パイル糸の種類	ー		
ショックパッド	必要		任意
POFサイズ	91.40m×55.00m		
最小ランオフ	≧3m（POF同様仕様）		
	≧2m（POF同様仕様）		
*オペレーティングゾーン	任意		
FOPの色	グリーン か ブルー（RAL5002or5005） J H A 承認色		
ラインマークの色	白 or 黄（強く推奨）		
*5m破線	任意		
ラインマークの正確性	ライン幅75mm、ライン長±50mm、 ライン幅±10mm、サークル弧半径±30mm、 PSスポット位置±30mm、300mmマーク±30mm、 面対角線の差<300mm		
*その他のラインとマーク	認める		
平滑性	3m直定規 最大起伏≦6mm		
勾配	縦断≦0.2% 横断≦0.4% （最大勾配 縦・横断≦1.0%）		
*灌漑システム	推奨		
*自在・移動式散水			
FOPの性能要件			
ボール垂直反発高さ	100mm－450mm	100mm－500mm	≧75mm
EN 12235	偏差 ≦20%（総平均）		
ボール転がり距離	≧8.0m		≧5.0m
EN 12234	偏差 ≦20%（総平均）		ー
	変位 ≦0.40m @7.5m		ー
衝撃吸収率	40%－70%	30%－65%	55%－70%
FIFA TM 04a(CEN TS 16717)	偏差 ≦±5% 総合平均からのSA（絶対値）		
垂直変位	4mm-10mm	2mm-9mm	4mm－12mm
FIFA TM 04a(CEN TS 16717)			
靴底摩擦抵抗	25Nm－45Nm		25Nm-50Nm
EN 15301-1	偏差 ≦±5Nm（総平均）		
透水性	≧150mm/h（JIS A 1218 準用 or EN）		
周囲のフェンス			
*テクニカルテーブル	幅4m×奥行き3m以上を推奨		
*フィールドの向き	任意		
*バックライン側フェンス	≧7m強く推奨		
*サイドライン側フェンス	1.0m以上を推奨		
製品検査			
材料特定検査	・新規ならびに張替時には、ラボテスト製品と同一製品であることを確認するために、フィールドに敷設されている製品の代表するサンプルを抜き取り、表3 製品特定検査基準（材料特定検査）と同様の確認検査を実施する。		
備考	＊は申請書により審査を行い、現地検査を実施しない。		

注釈)

1) ランオフエリア

①ランオフエリア内側はプレイフィールドの表面と同質素材で、その範囲はバックライン側が最小3m、サイドライン側が最小2mとする。それ以外の材質でもよいが、その外側（ランオフエリア外側）に試合運営のために最小1mのエリアを確保すること。これはあくまで必要最低限であって、バックライン側は内側3m＋外側2m、サイドライン側は内側2m＋外側2mを強く推奨する。

ただし、ランオフエリアの外側にチームベンチ、競技役員席を設ける必要があることを考慮すること。

②ウォーターガン(高圧放水銃)や照明灯のポストなどがランオフエリアに突き出てはならない。ポップアップ式スプリンクラーのヘッドは、下げた位置にあるときにランオフエリアの表面と同じ平面（蓋の表面を周りと同じ材質で加工）に高さを維持できるのであればランオフエリアにあってもよい。

2) ラインマーキング

①ホッケー競技規則の変更による新しいマーキングは、ペンキで描くか、植設しなければならない。不要になったマーキングは、ペンキで塗り消すか、人工芝カーペットに植設することを推奨する。ただし、競技会や特別な試合で当該ラインマーキングを完全に消さなければならないこともある。また、JHAは当該ラインマーキングを消すよう要求することができる。

②ロゴや広告を、プレイフィールドやランオフエリアに記すこと（植設も可）ができる。その際、プレイ性能が同じであり、同じ人工芝仕様であること。

ただし、競技会や特別な試合で当該ロゴや広告を完全に消さなければならないこともある。また、JHAは当該ロゴや広告を消すよう要求することができる。

3) その他

①人工芝フィールドはアスファルト舗装の影響を受けるために人工芝敷設前にアスファルト舗装の勾配、平滑性そして透水性の検査すること（強く推奨、2024年4月1日よりナショナル規格以上では、実施を義務化）。

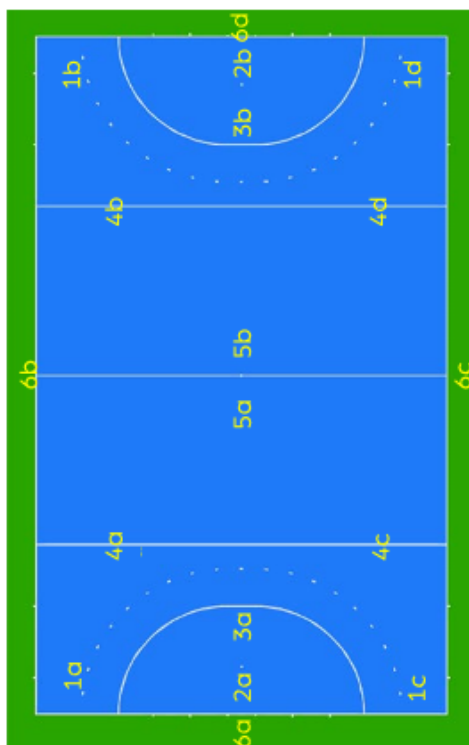
②材料特定検査は、現場サンプルであることが証明できる写真（施工現場）を添付すれば、フィールドテスト前に実施することができる。

③規程に定めないことは、JHAの許可を得ることを条件として例外を認めることがある。

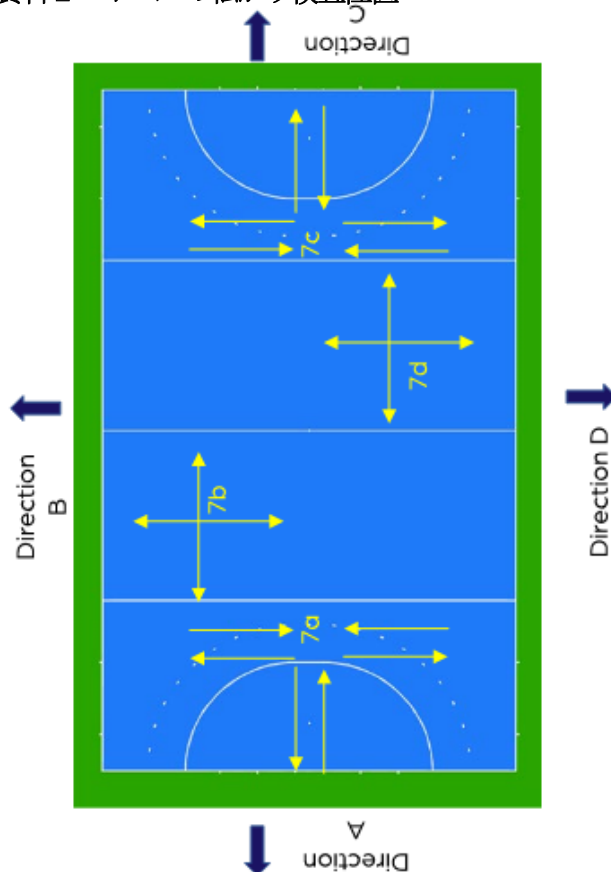
表8 公認料

適用	JHAグローバルエリート規格・JHAグローバル規格 ・JHAナショナル規格・JHAマルチスポーツ規格		公認期間
	一般施設	学校施設	
新規	110万	27.5万	10年
張替	55万	13.75万	10年
更新	11万		2年

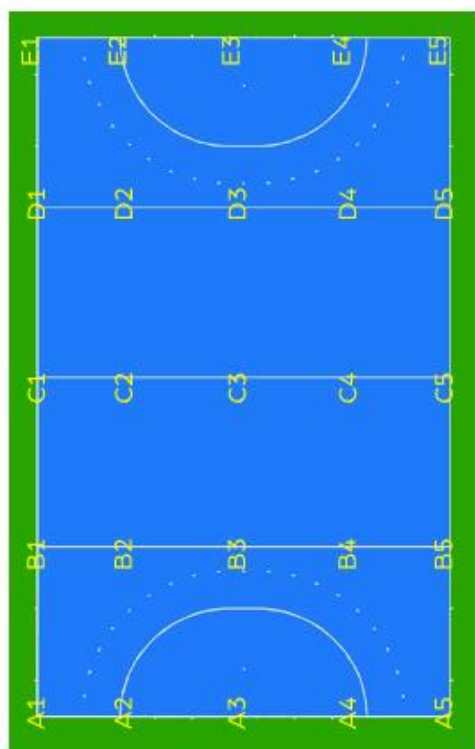
資料1 検査位置（任意の6カ所）



資料2 ボールの転がり検査位置

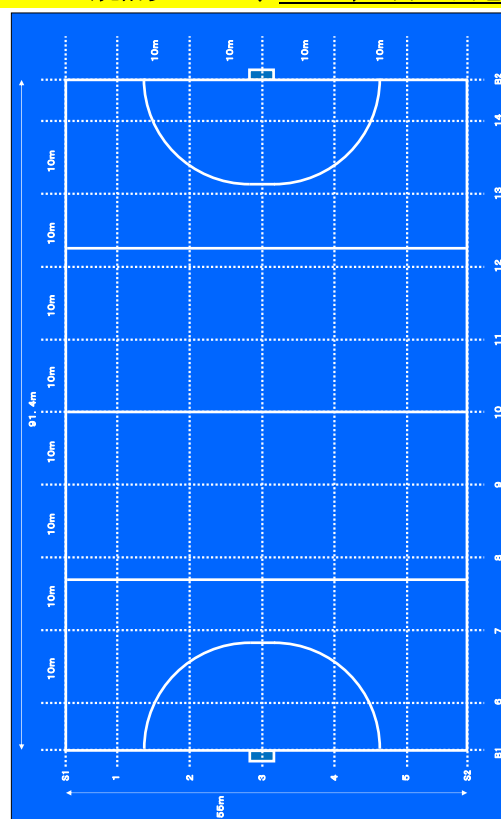


資料3 横断勾配の検査位置



資料4 ＊人工芝敷設前平滑性検査

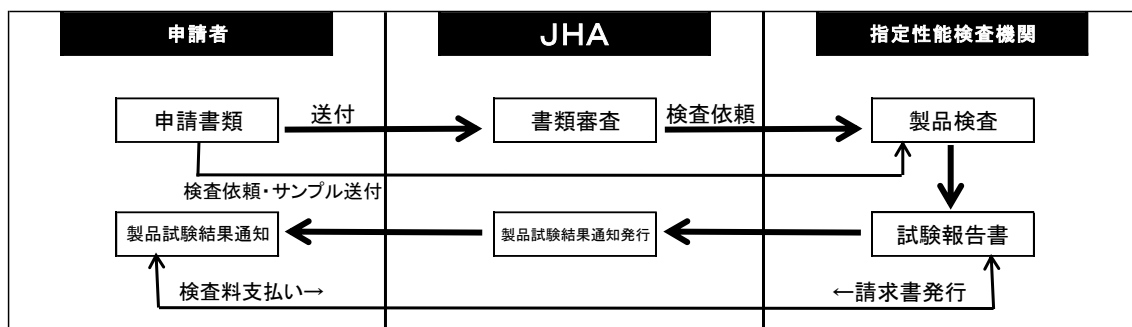
（ナショナル規格以上では、2024年4月1日施行）



＊印

- 1) 3mプロフィルメーターを用い、S1～2、B1～2、1～14の計18ライン上について測定（1.5m間隔）し、得られた数値から偏差値を求める。
- 2) 目視による外観検査により不陸の有無を確認する。必要に応じ3m直定規最大起伏 ≤ 6 mm)による測定を実施する。（測定点以外の部分も最大起伏 ≤ 6 mmで施工すること）

資料5 JHA ホッケー・ターフ製品検査申請手順



①申請者は下記書類を JHA へ提出する。

- ・ホッケー・ターフ製品検査申請書（様式 1）・ホッケー・ターフ製品仕様（様式 2）
- ・JHA（FIH）試験報告書 ・JHA（FIH）公認証 ・充填式製品では充填状態（充填素材、厚さ等）の断面図
- ・その他必要と思われる書類等

②JHA より指定性能検査機関へ製品検査を依頼する。

③申請者はホッケー・ターフ製品サンプル（1m×1m、2 枚とパイル糸 10m）、充填材 3kg を指定性能検査機関へ提出する。

無充填式（ウォーターベース）： 試料（アンダーパットを含む）を指定性能検査機関へ提出

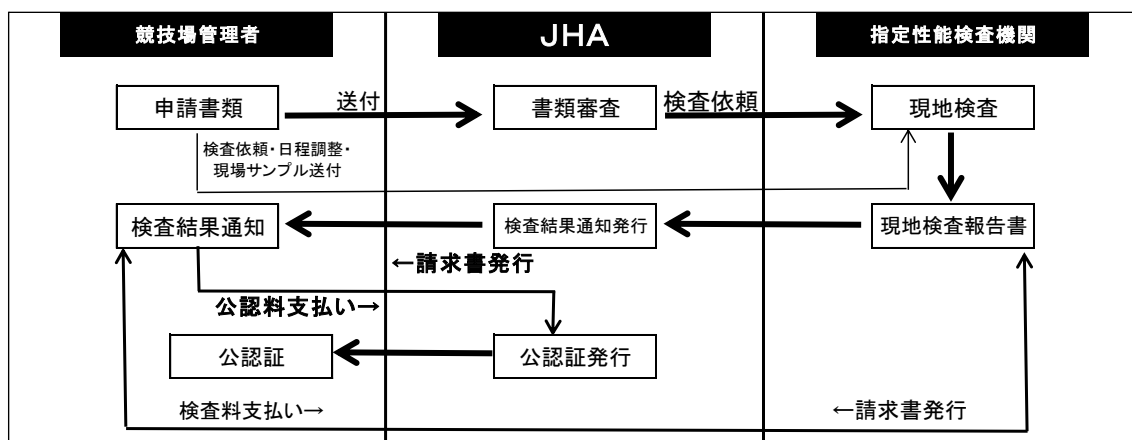
充填式（サンドベース等）： 申請者が指定性能検査機関にてサンプルの敷設（施工）

④指定性能検査機関より JHA へ「試験報告書」を発行する。

⑤JHA は、「製品試験結果通知」及び指定性能検査機関発行の「試験報告書」を申請者へ送付する。

※「製品試験結果通知」及び「試験報告書」が JHA 公認フィールドであるとの解釈にはなりません。

資料5 JHA フィールド公認申請手順



注）人工芝フィールドはアスファルト舗装の影響を受けるために人工芝敷設前にアスファルト舗装の勾配、平滑性そして透水性の検査すること（強く推奨、2024 年 4 月 1 日よりナショナル規格以上では、実施を義務化）。

①競技場管理者は下記書類を JHA へ提出する。

- ・フィールド公認申請書（様式 3）・ホッケー・ターフ製品仕様（様式 2）・JHA（FIH）試験報告書
- ・JHA（FIH）公認証 ・散水を必要とするフィールドでは、散水システム仕様と散水範囲図
- ・照明施設がある場合は、照明範囲図 ・フィールド設計図（平面図、人工芝断面図） ・その他必要と思われる資料等

②JHA より指定性能検査機関へ現地検査を依頼する。

競技場管理者は指定性能検査機関と検査に関する調整を行う。

③申請者は現場サンプル（1m×1m、2 枚）、充填材 3kg、現場写真等を指定性能検査機関へ提出する。

④指定性能検査機関は、※「現地検査（人工芝敷設前の下部構造特性）報告書」（ナショナル規格以上）「現地検査報告書」を JHA へ提出する。

⑤JHA は、「検査結果通知」を競技場管理者へ送付する。

⑥競技場管理者は、公認料の納付を行なう。

⑦JHA は、競技場管理者へ「公認証」を発行する。

ホッケー場照明施設ガイドライン

1 概 要

スポーツ活動の生活化により様々なスポーツ施設が、だれでもが何時でも快適に利用できることが重要視されています。また、レベルの高い競技会やテレビジョン放送される競技会などにおいては非常に高画質な照明が要求されています。(公・社) 日本ホッケー協会では、このような現状を踏まえて、競技者、競技関係者、観客、放送関係者などに対して、安全、円滑そして快適に競技会を運営するために、国際ホッケー連盟のガイドラインに基づき、ホッケー場照明施設ガイドラインを定めた。

2 競技会区分及び適用

	競技会区分	適 用
未 T V 撮 影	トレーニング	レクリエーション活動。一般的なトレーニング
	クラス I	地域又は特定地域の一般的な競技会
	クラス II	国際、国内、地域又は特定地域の最高水準の競技会
T V 撮 影	リージョナル	レクリエーション活動。一般的なトレーニング
	ナショナル	地域又は特定地域の一般的な競技会
	インターナショナル	国際、国内、地域又は特定地域の最高水準の競技会

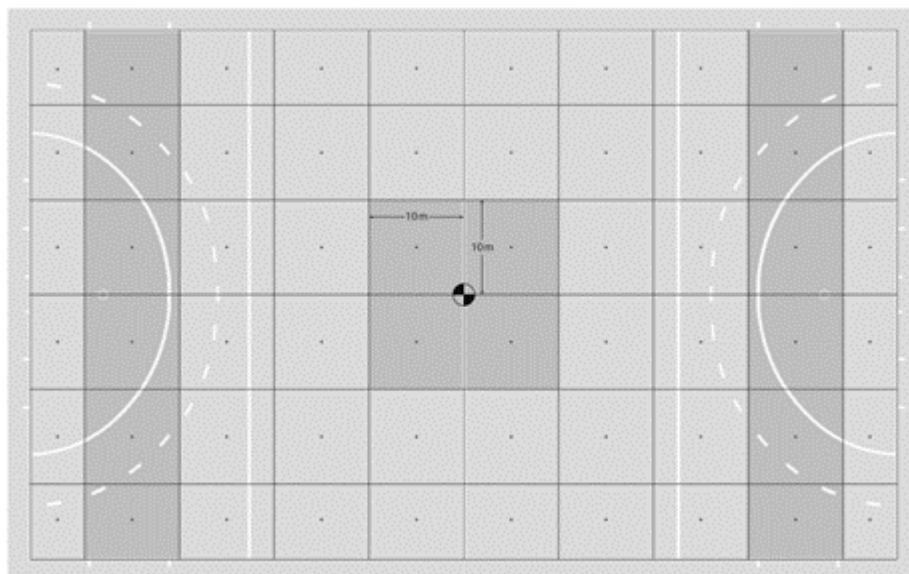
3 照明範囲

サイドラインとバックラインに囲まれた範囲。

4 照明環境基準

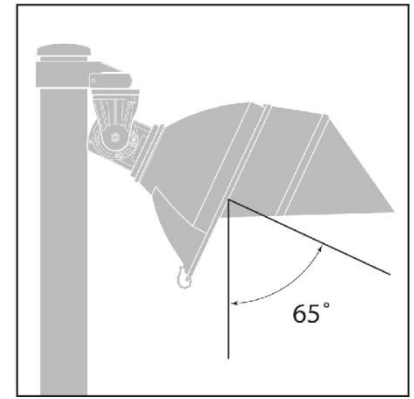
	競技会区分	水平面照度 lux	鉛直面照度 lux	水平面均斉度		鉛直面均斉度		不快グレア (GR max)	演色性 (Ra min)	光色 (K)
				(Min/Max)	(Min/Ave)	(Min/Max)	(Min/Ave)			
未 T V 撮 影	トレーニング	>200	n/a	>0.5	>0.7	n/a	n/a	<50	>65	>4000
	クラス I	>350	n/a	>0.5	>0.7	n/a	n/a	<50	>65	>4000
	クラス II	>500	n/a	>0.5	>0.7	n/a	n/a	<50	>65	>4000
T V 撮 影	リージョナル	800-1000	>750	>0.65	>0.7	>0.65	>0.7	<50	>65	>4000
	ナショナル	1500-3000	>1400	>0.65	>0.7	>0.65	>0.7	<50	>65	>4000
	インターナショナル	1500-3000	>2000	>0.7	>0.8	>0.65	>0.8	<50	>65	>4000

* 測定は、10m×10m の各グリッド (TV 撮影は 5m×5m) で行う。



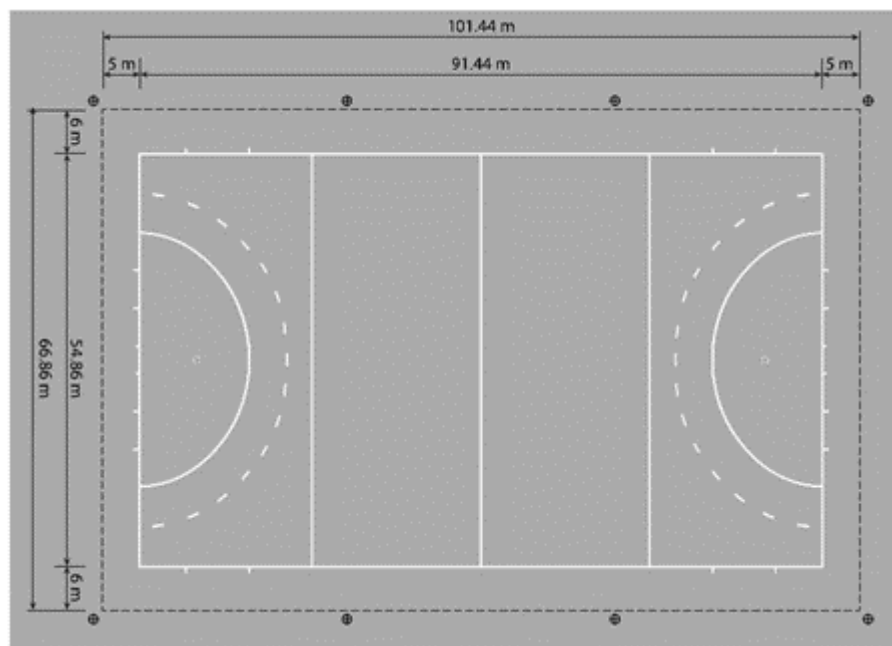
5 照明器具の照射方向

照射方向角度は、垂直角 $<65^{\circ}$ とする。



6 照明塔

照明塔の柱は、サイドラインより最低 6m 以上、バックラインより最低 5m 以上離れた所に設置する。



7 その他

- 1) このガイドラインは、国際ホッケー連盟 (FIH) が基準等を変更した場合、これに合わせて変更する場合がある。
- 2) 照明施設設置に対しては、環境への影響を配慮すること。
 - (1) 自然生態系への配慮
 - (2) 光害対策
 - (3) 省エネ・CO₂の削減 等
- 3) 2020 年 12 月 31 日から一般照明用の高圧水銀ランプの製造、輸出及び輸入が禁止になりました。については、計画的に代替製品への切り替えをすること。

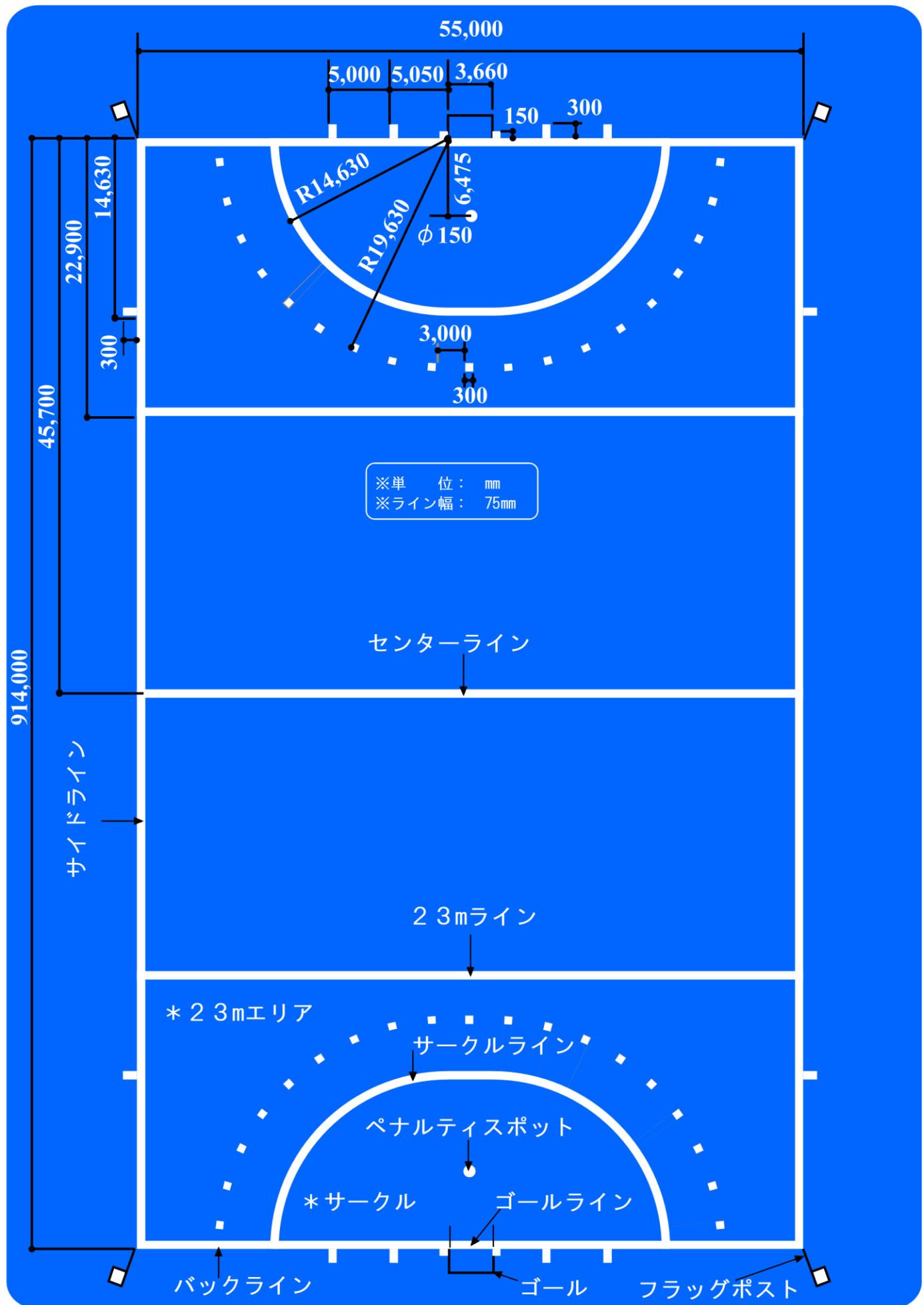
付則 1) 平成 27 年 1 月 1 日施行 2) 平成 30 年 4 月 1 日改定 3) 2021 年 4 月 1 日改定

プレイフィールドのマーキング

1. プレイフィールドは、バックラインとサイドラインで仕切られた長方形である。
2. ラインとマークの幅は 75 mm である。
3. サイドライン及びバックラインの周囲にあるマークもプレイフィールドに含まれる。
4. ライン
 - 1) バックラインは、長さ 55m である。
 - 2) サイドラインは、長さ 91.4m である。
 - 3) ゴールラインは、バックラインの一部でゴールポスト間の部分である。
 - 4) センターラインは、2本のサイドラインの中点を結んだラインである。
 - 5) 23m ラインは、バックラインから 22.9m (各ライン外側同士の長さ) 地点にバックラインと平行で両サイドライン間に描かれたラインである。23m ラインとバックライン及び両サイドラインで囲まれたエリアを 23m エリアと呼ぶ。
 - 6) サークルラインは、ゴールラインから 14.63m (両ライン外側同士の長さ) 地点にゴールラインと平行なラインと、そのラインの両端からバックラインに向かってゴールポストの内側角を中心として半径 14.63m の四分円のラインのことである。
サークルラインとバックラインに囲まれたエリアをサークルと呼ぶ。
サークルラインは、サークルの一部である。
サークルの 5.00m 外側に破線を引く。この破線は、サークルラインの外側の縁から破線の外側の縁までの長さを 5.00m とする。破線の間隔は 3.00m ずつ、破線の長さは 300mm とする。

注：シニアの国際大会を実施する場合は、サークルから 5.00m 外側の破線が必須です。

5. マーク
 - 1) サイドラインの外側に向かって、バックラインから 14.63m (ライン及びマーク外側同士の長さ) 地点に長さ 30cm のマークを印す。
 - 2) バックラインの外側に向かって、ゴールポスト外側角から 5m と 10m (マーク外側までの長さ) 地点に長さ 30cm のマークを印す。
 - 3) バックラインの外側に向かって、バックライン中点から 1.83m (マークの内側までの長さ) 地点に長さ 15cm のマークを印す。
 - 4) ペナルティスポットは、ゴールの中央から 6.475m (バックライン外側からの長さ) 地点を中心に直径 15cm のスポットを印す。



6人制プレイフィールドのマーキング

1. プレイフィールドは、バックラインとサイドラインで仕切られた長方形である。
2. ラインとマークの幅は75 mmである。
3. サイドライン及びバックラインの周囲にあるマークもプレイフィールドに含まれる。
4. ライン
 - 1) バックラインは、長さ30mである。
 - 2) サイドラインは、長さ50m～55mである。
 - 3) ゴールラインは、バックラインの一部でゴールポスト間の部分である。
 - 4) センターラインは、2本のサイドラインの midpoint を結んだラインである。
 - 5) サークルラインは、ゴールラインから12m（両ライン外側同士の長さ）地点にゴールラインと平行なラインと、そのラインの両端からバックラインに向かってゴールポストの内側角を中心として半径12mの四分円のラインのことである。
サークルラインとバックラインに囲まれたエリアをサークルと呼ぶ。
サークルラインは、サークルの一部である。
5. マーク
 - 1) サイドラインの外側に向かって、バックラインから12m（ライン及びマーク外側同士の長さ）地点に長さ30cmのマークを印す。
 - 2) サイドラインの内側に向かって、バックラインから16m（ライン及びマーク外側同士の長さ）地点に長さ30cmのマークを印す。さらにゴールライン中央から16m（ライン及びマーク外側の長さ）地点にバックラインと平行に長さ30cmのマークを印す。
 - 4) バックラインの外側に向かって、ゴールポスト外側角から4mと8m（マーク外側までの長さ）地点に長さ30cmのマークを印す。
 - 5) ゴールライン中央から20m（バックライン外側とマーク内側の長さ）地点にバックラインと平行に長さ100cmのマークを印す。
 - 6) ペナルティスポットは、ゴールの中央から6m（バックライン内側からの長さ）地点を中心に直径15cmのスポットを印す
 - 7) 必要に応じ、バックライン midpoint から1.83m（マークの内側までの長さ）地点から外側に向かって長さ15cmのマークを印す。

55,000

サイドライン

27,500

30,000

4,000 4,050

3,660

150 300

12,000

16,000

R12,000

6,000

φ 150

20,000

300

1,000

300

300

※単位：mm ※ライン幅：75mm

※サイドライン：55m～50m（基本は55m）

センターライン

サークルライン

ペナルティスポット

*サークル

ゴールライン

バックライン

ゴール

フラッグポスト

ホッケー競技場の施設・備品ガイドライン

競技者、観客、競技関係者、運営関係者などに対して、安全、円滑そして快適に競技会を運営するために国際ホッケー連盟のガイドラインに基づき JHA 主催大会におけるホッケー競技場内の施設・備品のガイドラインを定める。

1. ゴール

- 1) ゴールは、ホッケー競技規則「フィールド及び装具について」に適合すること。
- 2) ゴールポストとクロスバーの色は、白あるいは JHA が承認したピッチやボールと対照的な明るい色であること。
- 3) ゴールポストとクロスバーの全面の角は、丸くする（半径 3 mm±1 mm）こと。
- 4) サイドボードとバックボードの内側は、衝撃吸収材（例えば、ゴム製）で覆うこと。
- 5) 予備のゴールを各フィールド当たり 1 基準備すること。

2. ゴール用ネット

- 1) ゴール用ネットは、ホッケー競技規則「フィールド及び装具について」に適合すること。
- 2) ゴールネットを吊り下げる（フリーハンギング ネット）ための支柱やフレームは、ネットの外側にあり、ボールが支柱やフレームに当たって跳ね返らないこと。
- 3) ゴールネットの色は、プレイフィールドと同色系を推奨する。
- 4) 予備のゴールネットを各フィールド当たり 1 枚準備すること。

3. フラッグポスト

- 1) フラッグポストは、ホッケー競技規則「フィールド及び装具について」に適合すること。
- 2) フラッグポストの直径は 22mm を推奨する。
- 3) 予備のフラッグポストを各フィールド当たり 2 本準備すること。

4. テクニカルテーブル

- 1) 太陽光（まぶしさを避ける）と観客の視界を遮らないことを考慮し、どちらかのサイドライン側のピッチ中央に配置する。
- 2) テクニカルテーブルからピッチ全体（チームベンチ、スコアード、時計等）を見渡せること。
- 3) テクニカルテーブルの前全面が、サイドラインから 4～8 m の距離にあること。
- 4) テクニカルテーブルのエリアとして、最低 6 m×3 m の広さを確保すること。
- 5) テクニカルテーブル（最低 L4m×D3 m×H2.2m）の横からピッチへのアクセスができること。
- 6) 雨、風、太陽光、散水が防げること。
- 7) 屋根や天井は、十分な高さがあり、観客の視界を妨げないようにすること。
- 8) 強化ガラス等で囲む場合は、窓を設置する等フィールドと直接コミュニケーションがとれるようにすること。
- 9) テクニカルテーブルのフロアは、ピッチより 250mm 以上の高さにすること。
- 10) テクニカルテーブルに設置される机の大きさは、最低 1800 mm×450 mm を 2 台とする。
- 11) 机の前面とサイドは、フロアから机のトップまで覆われていること。
- 12) テクニカルテーブルには、4 名（オフィシャル 3 名、リザーブアンパイア 1 名）が座れるようにすること。可能であるならテクニカルテーブルのすぐ近くに、TD、UM、医療関係者、負傷者搬出用（担架）要員が座れるようにすること。
- 13) 照明、電気のコネクト、インターネットに接続されているパソコン、プリンター、天候に応じてヒーターを設置すること。
- 14) TD、大会本部、放送席等に連絡することができるコミュニケーションツールを準備すること。
- 15) テクニカルテーブルに、退場者が座れる椅子を TD が指示する位置（テクニカルテーブル側面 or 前面）4 脚準備すること。ボールを防ぐために退場者の椅子の前面にネットかフェンス等（高さ 1 m 推奨）を設置すること。
- 16) ペナルティコーナークロック用の時計あるいはカード（10 秒・5 秒）を準備すること。
※サジェスションアンパイア、電光掲示板がある場合は不要。
- 17) テクニカルテーブルをスタンド中央に設置することもできる（観客の視界を遮らないことを考慮）。

5. チームベンチ

- 1) テクニカルテーブルから 5 m 以内の両サイドに設置すること。サイドラインからの距離は、テクニカルテーブルと同じ距離とする。（※テクニカルテーブルからチームベンチの近い方の端までの距離。
- 2) 雨、風、太陽光、散水が防げる構造であること。
- 3) 屋根や天井は、十分な高さがあること。ただし、観客の視界を妨げないこと。
- 4) チームベンチのエリアとして、最低 8 m×3 m の広さを確保すること。
- 5) チームベンチの前全面にボールを防ぐためのネットやフェンス等（高さ 1 m 推奨）を設置すること。

6) 控え選手とチーム役員が座れる椅子があること（椅子の座面幅は最低 1 人 370mm、可能であれば 1 列に座れる）ように準備すること。

また、チームドクターまたはフィジオによる処置スペースとチームの荷物等が置けるスペースをあること。

7) 電気のコンセント、必要により照明やヒーターを設置すること。

8) チームベンチとしてベンチフード(サッカー競技で使用)があればそれを使用することを推奨する。

6. 防球フェンスや防球ネット（ホッケー競技場施設基準表 2 参照）

1) ランオフエリアの外側に、ボールが外に出ることを防ぐための、防球ネット(通常サイドネットと呼ぶ)、フェンス、壁等を設置すること。

2) バックライン側のランオフエリアの外側全面に観客等の安全のために高い防球ネットか防球フェンスを設置すること。

3) 防球フェンスや防球ネットはボールが外に出ないためのものだけではなく、観客等の安全と視界を妨げないように考慮すること。

4) ボールがピッチの外側にでたことにより事故等が発生した場合、主催者は一切の責任を負わない。

7. スコアボード、時計およびタイマー

1) フィールド上のいかなる地点からも視認できる大きさのスコアボードと時計をテクニカルテーブルとチームベンチから見える位置に設置すること。

2) ハーフタイムとインターバルの時間経過および得点後とペナルティコーナークロックの 40 秒の時間経過を明示するタイマー（秒単位表示）をプレイヤーから見える位置に設置することが望ましい。

3) スコアボードと時計は、テクニカルテーブルから操作できることが望ましい。

4) ハーフタイムとインターバル時間の経過を表示する

5) 時計は、デジタル方式が望ましい。

8. チェンジングルーム

1) 試合のチームには、スタジアム内にそれぞれ鍵のかかる部屋（チームベンチより 25m 以内を推奨）を 1 室準備することが望ましい。また、各部屋にはシャワーが設置されていることが望ましい。

2) アンパイアには、チームのチェンジングルームから離れた場所に鍵のかかる部屋を準備することが望ましい。また、部屋にはシャワーが設置されていることが望ましい。

3) 競技場には、救護室を準備すること。また、救護室には、最低限の応急処置ができるファーストエイドキットと AED を準備すること。

4) ドーピングを実施する大会では、ドーピングテストが実施できる部屋を準備すること。

5) 競技役員の待機及びミーティングスペースとしての部屋を 1 室準備すること。

6) TD・UM 専用の部屋を各 1 室準備すること強く推奨する。

9. 公認試合球

公式試合で使用する公認試合球は、次の通りとします。

競技会	公認試合球（FIH公認ボール規格）	FIH 2022/23 規格	グローバル規格	ナショナルエリート規格	
高円宮杯日本リーグ	グローバル規格	商品名	Kookaburra Dimple Elite	Kookaburra Dimple Standard	Chingford Gold
全日本選手権					Grays Select
全日本社会人大会					
国民体育大会			製造会社	Kookaburra Sport Pty Ltd.	Anwar Khawaja Composites
全日本学生選手権大会					Grays Hockey
全日本大学王座決定戦・東西交流戦					
全国高等学校選手権大会	グローバル規格 または ナショナルエリート規格	・ JHA 用具販売公認時業者が販売または提供した FIH 公認ボールであること。 ・ 大会実施要項には、競技会で使用するボールの商品名を明記すること。			
全国高等学校選抜大会					
全日本中学生選手権大会					
全日本中学生都道府県対抗11人制					
スポーツ少年団交流大会					
全日本マスターズ大会					
マスターズ Japan Cup					
全国大会の予選会					

10. その他

1) 競技会場において受動喫煙が生じないように細心の注意を払わなければならない。

フィールドおよびテーブル 主な用具・備品一覧

番号	品 目	数 量		備 考	✓欄
1	ゴール	3	基	予備 1 基	
2	ゴールネット	3	枚	予備 1 枚	
3	コーナーポール（フラッグ付き）	6	台	予備 2 台	
4	得点板	1	台	テーブルやベンチより見える位置	
5	時計	1(2)	台	試合時間、休憩時間、P C クロック表示	
6	シンビン	4	席	テーブルの左右or前各 2 席	
7	防水シート	4	枚	ベンチ、テーブル用 予備 1 枚	
8	コピー機	1	台	11番 P C 用プリンターと共用可	
9	ネット環境（Wi-Fi）	1	回線	日本協会主催・共催大会必要	
10	ノートパソコン	1	式	日本協会主催・共催大会必要 コンセント要	
11	P C 用プリンター	1	式	日本協会主催・共催大会必要 関連消耗品要	
12	審判用インカム	6	台	日本協会主催・共催大会必要	
13	無線通信機（トランシーバー）	3	台	日本協会主催・共催大会必要	
14	扇風機・ストーブ	3	台	状況に応じ	
15	WBGT測定器（暑さ指数計）	1	台	状況に応じ	
16	A E D	1	台		
17	FIRST AID KIT	1	組		
18	担架	2	台	頭部固定装置付きを推奨	
19	PC防具ボックス	2	箱	ゴール裏に置きPC時使用の防具用ボックス	
20	処置用手袋	2	箱	処置用(1) ボールパトロール用(1)	
21	消毒用エタノール	2	本	予備 1 本	
22	消毒用ポリバケツ	1	個		
23	ブラシ	2	本	血液等の洗浄用	
24	医療用手袋	1	箱		
25	雑巾（タオル）	3	枚		
26	ボール	2	打	1 打、予備 1 打	
27	計測リング	2	個		
28	湾曲ゲージ	1	個		
29	ハンドプロテクターボックス	1	個		
30	GK防具ゲージ	1	組		
31	警告用カード	2	組		
32	ストップウォッチ	6	個		
33	ホーン	2	個		
34	ホイッスル	2	個		
35	キャプテン用腕章	2	枚		
36	G K 用シャツ	3	枚	3 色各 1 枚	
37	ボールパトロール用ビブス	3	組	3 色（6～8 枚）	
38	レターケース	1	個	記録用紙等入れ	
39	バインダー	4	枚	A 4 版タテ型	
40	クリアホルダー	4	枚	透明 A 4 版	
41	ゴミ箱	1	個	テーブル用	
42	メモ用紙	1	冊	テーブル用	
43	筆記用具	1	組	鉛筆、ボールペン、マジック、消しゴム、定規等	
44	テクニカルテーブル用プログラム	1	冊		
45	大会要項、運営規程、競技規則	1	式		
46	記録用紙、負傷報告書等	1	式		
47	備品等補修関連用品	1	式	結束バンド、紐、黒布テープ、養生テープ、ハサミ等	
48					
49					
50					
備考	・フィールド条件や大会の試合条件等を考慮し、必要な用品備品等を準備すること。				

用具製造販売事業者公認制度

第1条（目的）

本制度は、国際ホッケー連盟のホッケー用具に関する規程を反映させ、安全かつ高水準の用具を日本国内に普及させることにより日本のホッケー競技の健全な発展と競技力向上を図ることを目的とする。

第2条（用具製造販売事業者公認制度）

1. 第1条の目的に適合するホッケー用具の製造または販売を行う事業者で、希望する者に対し、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）は用具製造販売事業者の公認を行う。
2. 用具製造販売公認事業者は、第1条の目的に適合する事業者であることをJHAが公認したことを意味する。
3. 公認を希望する事業者は、所定の申請書（様式4）をJHAに提出しなければならない。
4. JHAは申請書に基づき指定を希望する事業者が第1条の目的に適合しているか等の必要な審査を行う。審査に合格した場合は、用具製造販売事業者の公認を行い、「用具製造販売事業者公認証」を交付する。
5. 新たに公認証を交付された事業者は、規定の新規登録料（30万円）をJHAに納付しなければならない。登録料が納付されるまでは、公認は効力を有しない。
6. 用具製造販売公認事業者は、毎年取扱ブランドの登録の提出（様式5）と規定の年間公認料（30万円）を毎年6月末日までにJHAに納付しなければならない。
7. JHA公認事業者は、「用具製造販売公認事業者」であることを宣伝する権限が与えられる。

第3条（用具）

1. 用具製造販売公認事業者が販売または提供した1）ボールを公認ボール2）スティックを公認スティック3）スティック計測用リングおよび湾曲ゲージを公認リング、公認湾曲ゲージと呼ぶ。
2. JHAが主催または共催する試合においては、用具製造販売公認事業者が販売または提供した公認ボールおよび公認スティック以外のボールおよびスティックは使用できない。
3. 公認ボールおよび公認スティックは国際ホッケー連盟の規程に適合したものでなければならず規程を満たさない公認ボールおよび公認スティックはJHAが主催または共催する試合では使用できない。
4. JHAが主催または共催する試合で使用するFIH公認ボール製品の表面には、JHA公認マーク（JHA APPROVED NO. 事業者番号）が表示されていなければならない。（注1参照）
5. JHAが主催または共催する試合で使用する公認スティックの表面には、シールまたはプリントによるJHA公認マークが表示されていなければならない。
6. 用具製造販売公認事業者は、自らが販売または提供する公認ボールおよび公認スティックが国際ホッケー連盟の規程に適合するように努めなければならない。
7. 公認リングおよび公認湾曲ゲージは、それらのサンプルをJHAに提出し許可を得た製品とする。JHAが許可したそれらの製品については、事業者登録番号あるいはJHAの刻印を認める。
8. 用具に起因する事故の責任は用具製造販売事業者が負う。
9. JHAは用具製造販売公認事業者が販売または提供する用具の適格性について責任を負わない。

第5条（公認の取消し）

1. 用具製造販売公認事業者が次の各号に該当する場合は、公認を取り消す。
 - (1) 第1条の目的に適合する事業者ではないとJHAに判断された場合。
 - (2) 国際ホッケー連盟の規程を満たさない用具を販売、提供した場合。
 - (3) 指定期日までに規定の年間公認料を納入しなかった場合。
 - (4) JHAに不利益をもたらした場合。
2. 公認を取り消す場合は、当該の用具製造販売公認事業者に弁明の機会を与えたうえで決定し、その内容を公表する。

第6条（公認の返上）

1. 用具製造販売公認事業者が公認を返上する場合は、「公認返上申請書」および「JHA人工芝製造・販売指定企業証」をJHAに提出しなければならない。JHAで申請書が受理された時点で、当該事業者の公認は効力を失う。
2. 公認を返上した事業者が、再度公認を希望する場合は、第2条3項に規定する申請書を提出しなければならない。
3. 公認返上から2年以内に再公認を希望する場合は、新規登録料を免除する。

第7条 本制度に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、JHAで協議し決定する。

- 付則 1) 平成17年12月17日総会承認 2) 平成19年6月16日総会改正 3) 平成19年11月24日総会改正
 4) 平成23年6月4日総会改正 5) 平成27年6月7日改正 6) 平成29年4月1日改定
 7) 平成30年4月1日改定 8) 2019年4月1日改正 9) 2021年7月5日改正
 10) 2022年4月1日改正

注1 JHA 公認ボールには、

- (1) 公式試合で使用するボールは、JHA 公認ボールであること
- (2) JHA 公認ボールは、FIH 公認ボール製品 (FIH 公認マークがなくても良い) であること
- (3) JHA 公認ボールの JAH 公認マーク (JHA APPROVED NO. 事業者番号) は、
 - ① FIH 公認マーク入り製品ではシールで表示すること
 - ② FIH 公認マークなし製品では、シールかプリントで表示こと
- (4) 事業者独自の JHA 公認マークを使用する場合には
 - ① 事業者番号 (JHA APPROVED NO. 事業者番号) が表示されていること
 - ② JHA 技術委員会の承認を得ること

資料1 公認マーク

【公認スティックに表示するマーク】

J.H.A APPROVED
NO. JHA-K0000

資料2 用具製造販売公認事業者一覧

公認事業者	事業者番号	住所
株式会社 ジャンボ	JHA-K0001	〒357-0006 埼玉県飯能市中山403-1 TEL 042-973-6424
株式会社 ビッグバン	JHA-K0002	〒600-8125 京都府京都市下京区木屋町上ノ口富浜町180番地 TEL 075-343-1122
326株式会社	JHA-K0006	〒916-0107 福井県丹生郡越前町上糸生83-20 TEL 090-8704-7294
株式会社 Majestic Plan	JHA-K0007	〒632-0081 奈良県天理市二階堂上ノ庄町141番地25 TEL 0743-20-0542
株式会社 SNOOZER	JHA-K0008	〒567-0829 大阪府茨木市双葉町3番24号 オーキッドビル204号室 TEL 072-609-7161

JHA 人工芝製造・販売指定企業制度

第1条 (目 的)

本制度は、国際ホッケー界の趨勢を反映させ、安全で高水準の人工芝フィールドの普及、及び日本のホッケー競技力向上と競技の発展を図ることを目的とする。

第2条 (人工芝製造・販売企業指定)

1. JHA (公益社団法人日本ホッケー協会) 人工芝製造・販売企業の指定を希望する企業は、「JHA人工芝製造・販売指定企業申請書」をJHAに提出する。
2. JHAは、JHA事業本部競技運営部で協議し、JHA理事会の承認を得て指定を認める。
3. JHAは、その結果を申請企業に通知する。
4. JHA から指定を受けた企業は、新規指定登録料 30 万と年間指定料をJHA へ納入すること。JHAは、その納入が確認されれば「JHA人工芝製造・販売指定企業証」を交付する。

第3条 (製造・販売製品)

1. JHA公認ピッチは、JHA指定企業が製造・販売するFIH (国際ホッケー連盟) 公認人工芝製品あるいはJHA 公認人工芝製品とする。
2. JHAが主催する国内競技会は、「JHAホッケー競技場施設基準」に基づいたJHA公認フィールドで実施する。
3. JHAより要請があるとき、指定企業は、製造・販売する製品などに関する情報・試料・資料等を提供しなければならない。
4. 指定企業は、「JHA人工芝製造・販売指定企業」を宣伝する権限が与えられる。

第4条 (年間指定料)

1. 指定企業は、年間指定料 30 万円を毎年6月末までに、JHA へ納入するものとする。

第5条 (指定の取消し)

次の各号に該当する場合は、指定を取り消し、その旨を JHA ホームページ等で公示する

- 1) 年間指定料が納入されない場合。
- 2) その他、JHA に不利益をもたらすような事態が生じた場合。
- 3) 取り消された企業は、「JHA 人工芝製造・販売指定企業証」を JHA へ返却しなければならない。

第6条 (指定返上)

1. 指定返上を希望する企業は、「JHA指定返上申請書」および「JHA人工芝製造・販売指定企業証」をJHAに提出・返却すること。
2. 指定を返上した企業が、再度指定を希望する場合は、第2条に基づいて申請手続きを行わなければならない。
3. 指定返上から 2 年以内に再指定を希望する場合は、新規指定登録料を免除する。

第7条 (その他)

1. 本制度に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、JHA 事業本部競技運営部で協議し決定する。
2. JHA 事業本部競技運営部長は必要に応じ随時会議を招集することができる。会議の出席者は、JHA 事業本部競技運営部長が必要と認める者 (JHA、JHA 指定企業、JHA 指定性能検査機関等) とする。
3. JHA 指定性能検査機関は、本制度に準じる。

付 則 1. 平成 23 年 5 月 23 日施行

2. 平成 29 年 4 月 1 日改定・平成 29 年 5 月 20 日修正

1) 平成 29 年 3 月 31 日現在、JHA 人工芝製造・販売指定企業にたいして、平成 29 年度年間指定料の納入を確認後に「JHA 人工芝製造・販売指定企業証」発行する。

2) 「人工芝指定企業連絡協議会規約」は、廃止する。

3. 2023 年 4 月 1 日改定 組織変更に伴う修正

資料1 JHA人工芝製造・販売指定企業一覧

指定企業	指定番号	住所
MCCスポーツ株式会社 (旧:株式会社アストロ)	JHA－AT201701	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル TEL 03-3748-7806
株式会社 NKT	JHA－AT201702	東京都港区虎ノ門1-8-10 セイコー虎ノ門ビル6F TEL 03-6205-4623
積水樹脂株式会社	JHA－AT201704	東京都港区東新橋1丁目5番2号 汐留シティセンター10階 TEL 03-6758-1060
アシストインターナショナル株式会社	JHA－AT201705	東京都中央区日本橋蛸殻町1-5-11 TEL 03-5649-2400
JHA指定性能検査機関		
一般財団法人 カケンテストセンター	JHA－AT201700	東京都中央区日本橋本石町4-4-20 三井第2別館 TEL 03-3241-2545 大阪府大阪市西区江戸堀2-5-19 大阪事業所 TEL 06-6441-0315

新型コロナウイルス対策 ガイドライン



新型コロナウイルス対策ガイドライン

本ガイドラインをひな形として各大会の実行委員会（主管協会）にて会場及び自治体と協議の上、大会におけるガイドラインの制定をお願いします。

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と感染予防並びに本大会の円滑な実施のため、本ガイドラインを設置する。

2. 本大会に参加できる条件

- ① 体調が優れていること（例：発熱が無い、咳・喉・味覚・嗅覚に異常が無い、体のだるさが無い、等）。
- ② 同居する家族や身近な関係者に感染が疑われる方がいないこと。
- ③ 大会初日の1週間前までに母体となる企業や学校からの対外試合参加への自粛要請がないこと。

1週間前以降に当該要請が発令された場合は棄権とし、対戦チームが不戦勝（スコア5-0）となり、次戦に進出する。

3. コロナウイルス罹患者や濃厚接触者が生じた場合の対応

※ 本項の適用期間は大会初日の6日前から大会最終日の3日後まで

※ 濃厚接触とは、マスクなど飛沫感染防止の策をとらずに15分以上1m程度の距離で対面した場合を想定

- ① 所属企業や大学（学生課など）に報告し、指示を受けること。チームスタッフ（監督や部長など）、並びに本大会事務局（**連絡先を記載**）にも連絡し、随時状況を報告すること。チーム関係者以外の場合は、本大会事務局へ確実に連絡並びに報告を行うこと。
- ② 罹患者や濃厚接触者は、大学や保健所、医療機関等の指示に確実に従い、感染を拡大しないような行動を留意すること。

4. 体調管理についてのお願い

本大会の参加にあたっては、健康管理シートやアプリ等を使用した体調管理を行うことを推奨します。

5. 大会運営に関する対応

- ① 試合中ベンチに入っているスタッフ及び選手はマスクの着用を推奨する。但し、選手に関しては、ウォーミングアップ時、試合中、クールダウン時は着用しなくても良い。尚、競技役員のうち審判員は選手と同様の対応、審判員以外はスタッフと同様の対応とする。
- ② 定期的な手洗い、うがい、消毒を徹底すること。
- ③ 会場指定の更衣室を利用し、利用時間は厳守すること。利用時間の終了時には各チームが責任

を持って速やかに消毒をおこなうこと。

- ④ ボールパトロールは全ての試合でx名配置する。役割にあたる前に手指消毒をすること。但し、マスクは着用しなくてもよい。
- ⑤ PC時は個人専用の防具（フェイスマスク、グローブ、ニーパッド等）を準備すること。
- ⑥ ドリンクボトル、タオル、コップ等は共有しないこと。
- ⑦ 試合中の担架係について、運営サイドでは用意しない。ケガ等で担架での搬送を要する場合は各チームのベンチ内メンバーで対応すること。使用した担架は、速やかにチームで消毒すること。
- ⑧ 試合終了後は、各チームが責任を持って速やかにチームベンチを消毒すること。次試合のチームは、前の試合が終了しベンチの消毒が完了した後にTO指示により、ベンチの使用及び試合会場の使用を認める。
- ⑨ 観客席における観戦を可能とする。また、観客席でのマスク着用を推奨する。尚、会場の受付では検温を実施するが、その結果により、入場できない場合がある。附表のガイドラインを参照のこと。

6. その他

- ① 本ガイドラインに定めていない事項で新型コロナウイルス対策に関わる事案が発生した場合は、主催団体と主管団体、大会TDにて速やかに協議を行い、判断し、関係者にアナウンスする。
- ② 政府指針の変更や自治体からの要請等、情勢の変化により、主催団体と主管団体、大会TD間の協議にて、本ガイドラインを改訂することがある。

附表 会場における有観客対応ガイドライン

観客数の上限	無し
試合の撮影	当該試合チームや取材スタッフを最優先、当該チームと次試合で対戦する予定のチームを次優先とする。 ※撮影場所が混雑している場合等は大会事務局にて調整することがあります
健康管理	試合1週間前から、検温を含めた体調管理を各自で実施すること。
入場時	検温、手指消毒 ※37.5 度又は平熱+1 度以上や体調不良が見受けられる場合は入場できません
応援スタイル	マスクを外しての声を出しての応援は控えること。 他者と2m 以上の距離を保てない中で会話をする場合はマスクの着用を推奨。 (大会事務局または大会TDが不適切と認めた応援については、注意を行う場合がある)
飲食	会場内での食事は会話を行わないことを前提に認める。

情 報 共 有



2023年度 国外・国内競技会 主催・共催計画

2023/3/24時点

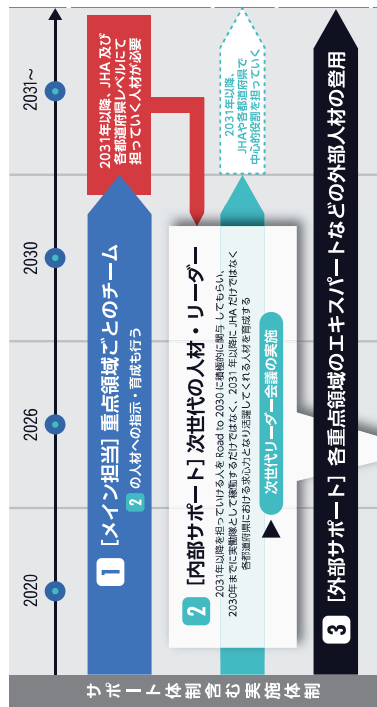
大会名	大会回数	期 間	主管協会・連盟	会 場	主催・共催
高円宮杯2023男子日本リーグ	第22回	4月15日(土)～9月10日(日)	ホッケー ジャパンリーグ	山梨学院ホッケースタジアム・阿須運動公園ホッケー場・越前町営朝日総合運動場・立命館OICフィールド・今市青少年スポーツセンター人工芝競技場・姫室ホッケー場・川崎重工ホッケースタジアム・大井ホッケー競技場サブピッチ・大井ホッケー競技場・小矢部ホッケーフィールドby三井アウトレットパーク・三成公園ホッケー場・OSPホッケースタジアム・駿河台大学ホッケー場	共催
高円宮杯2023女子日本リーグ	第27回	4月22日(土)～11月5日(日)	ホッケー ジャパンリーグ	大井ホッケー競技場・川崎重工ホッケースタジアム・ロカ・コーラレッドスパークスホッケースタジアム・立命館OICフィールド・今市青少年スポーツセンター人工芝競技場・山梨学院ホッケースタジアム・親里ホッケー場・駿河台大学ホッケー場	共催
Hockey Junior World Cup 男子アジア予選		5月23日(火)～6月1日(木)		オマーン	AHF
Hockey Junior World Cup 女子アジア予選		6月2日(金)～6月11日(日)	実行委員会	川崎重工ホッケースタジアム	AHF
Sultan Azlan Shah Cup		7月〔調整中〕		マレーシア	
全日本大学ホッケー王座決定戦・東西交流戦	第42回	7月14日(金)～7月17日(月)	関西学連	立命館OICフィールド 親里ホッケー場	主催
全国高等学校ホッケー選手権大会	男子第86回・女子第65回	7月29日(土)～8月2日(水)	北海道	道立野幌総合運動公園人工芝ホッケー場 北海学園札幌高等学校人工芝グラウンド 札幌ドーム屋外人工芝サッカー場	共催
全国スポーツ少年団ホッケー交流大会	第46回	8月11日(金)～8月13日(日)	東 京	大井ホッケー競技場(メインピッチ・サブピッチ)	共催
全日本中学生ホッケー選手権大会	第53回	8月19日(土)～8月21日(月)	岡 山	瀬戸町江尻レストパーク多目的広場	主催
SOMPO Japan Cup 2023		9月2日(土)～9月3日(日)	実行委員会	大井ホッケー競技場メインピッチ	主催
全日本マスターズホッケー大会	第21回	9月16日(土)～9月18日(月)	広 島	広島市広域公園第2球技場	主催
アジア競技大会	第19回	9月23日(土)～10月8日(日)		中国・杭州	
国民体育大会ホッケー競技	第78回	10月8日(日)～10月12日(木)	鹿児島	樋脇屋外人工芝ホッケー場 丸山自然公園ホッケー場	共催
全日本社会人ホッケー選手権大会	男子第65回・女子第45回	10月21日(土)～10月25日(水)	佐 賀	伊万里市国見台球技場 伊万里実業高等学校グラウンド	主催
Sultan of Johor Cup		10月27日(金)～11月4日(土)		マレーシア	
全日本学生ホッケー選手権大会	第72回男子・第45回女子	11月8日(水)～11月12日(日) 〔調整中〕	関東学連	大井ホッケー競技場他	主催
全日本中学生都道府県対抗 11人制ホッケー選手権大会	第24回	11月11日(土)～11月12日(日)	福 井	福井県立ホッケー場 越前町営朝日総合運動場	主催
全日本男子・女子ホッケー選手権大会	第97回・第84回	11月23日(木)～11月26日(日)	東 京	大井ホッケー競技場	主催
マスターズホッケー JAPAN CUP	第4回	12月2日(土)～12月3日(日)	東 京	大井ホッケー競技場	主催
全国高等学校選抜ホッケー大会	第55回	12月23日(土)～12月27日(水)	関東高体連	大井ホッケー競技場他	共催
【仮称】インドアホッケーフェスティバル		未定	実行委員会	未定	

2023年度 国民体育大会ブロック大会 一覧表

2023.1.16/現在

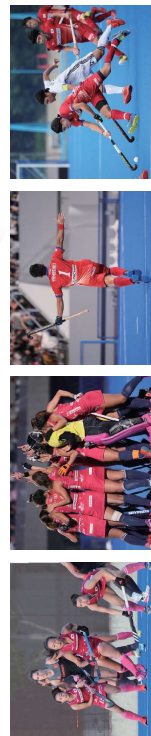
ブロック	北海道	東 北	関 東	北信越	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州
担当開催 都道府県	北海道	岩手県	埼玉県	新潟県	三重県	兵庫県	山口県	愛媛県	大分県
責任者	手倉森 勇夫	佐々木 光司	池田 潤二	松田 章	芳野 正英	岡花 宏明	田中 孝昌	赤坂 重則	幸野 弘靖
開催場所	北海道立野幌総合運動公園人工芝ホッケー場	岩手町ホッケー場 岩手町総合グラウンド	阿須運動公園ホッケー場 駿河台大学ホッケー場	新潟市城山運動公園ホッケー場	はなの里スタジアム (三重県名張市)	丹波篠山総合スポーツセンター(兵庫) グリーンランドみずほホッケー場(京都)	玖珂総合公園 人工芝グラウンド	松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場	玖珠町メルヘンの森スポーツ公園・九重町活いきランド多目的グラウンド
開催日	6/17(土) ～ 6/18(日)	8/24(木) ～ 8/27(日)	8/25(金) ～ 8/28(月)	8/25(金) ～ 8/27(日)	8/25(金) ～ 8/27(日)	8/18(金) ～ 8/20(日)	8/25(金) ～ 8/27(日)	8/18(金) ～ 8/20(日)	8/25(金) ～ 8/27(日)
備 考									

2030 年以降 JHA だけではなく各都道府県において求心力となる人材の発掘・育成を Road to 2030 プロジェクトへの積極的関与を通じて行うことで、2030 年をきっかけにより強靱な組織づくりを行う



2 [内部サポート] 次世代の人材・リーダー について

2030 年までの 10 年間を通じ、実働隊として 関与し創れる若手人材が全国区で必要団体として中核的な人材戦線が必要であり、2030 年までの間に Road to 2030 に積極的に関与しサポートを通じ、プロジェクト完了後の 2031 年以降、JHA だけではなく求心力となり基礎人材となり活躍する人材を各都道府県に配置することで、全国におけるホッケー文化・ホッケーファミリーの拡充をより強固なものにしていく



さくら JAPAN
サクラ JAPAN

JAPAN HOCKEY Road to 2030

東京2020レガシーで
ホッケーの新時代を創る

東京 2020 オリンピック競技大会をきっかけに
世の中がスポーツに、そしてホッケーにもより注目するきっかけとなった
しかし東京 2020 オリンピック競技大会は始まりにすぎず、
そのレガシーとして日本ホッケー協会は何かができるのか？

理念・ビジョン・スローガン

JHA として今後 10 年を見据えて「Japan Hockey Road to 2030」を策定し、今後 10 年の活動の基盤となるビジョン・理念・スローガンを設定した。

理念 MISSION	ホッケーを通じてスポーツ文化の振興に努め、豊かな社会形成に貢献する
ビジョン VISION	JHA は、ホッケーファミリーのつながりを大切にし、ホッケーファミリーの未来への活力を創造し、ホッケーファミリーの豊かさを楽しめる提供に努めます
スローガン SLOGAN	Try all !! (for the hockey family) 全力で全員でやるべきことをやってみよう、やり尽くそう、挑戦あるのみ それは未来のホッケーファミリーのため

基本方針

「Japan Hockey Road to 2030」の内容を策定するにあたり、次の 3 つを基本的な方針として設定した。これらは今後、実施しなければならぬタスクが明らかになり、それに対するアクションプランを策定する際、基本となる方針である。

01	ホッケーを通じて楽しみ・感動を分かち合い、お互いに支え合えるような社会を実現することを目指す ● ホッケーを通じて日本を元気にしていく ● 社会に貢献する
02	「ホッケーファミリー」の拡大に向けて行動する ● ホッケーに何らかの形で関与する人々を「ホッケーファミリー」と定義 ▶ 競技者のみならず、家族、指導者、地域、行政、教育機関、職場、創発協賛者、ファン、スポンサー、メディア等ホッケーに何らかの関与をもつ人々 ● 一人一人がホッケーファミリーのために行動する ● 社会に幅広く支持される組織・選択される競技となることで、結果としてホッケーファミリーが拡大することを旨とする
03	基本的な考え方を尊重する ● 人の重視（「する」「みる」「ささえる」） ● 連携・協働の推進による開放的な組織 ● 未来志向でのアプローチ

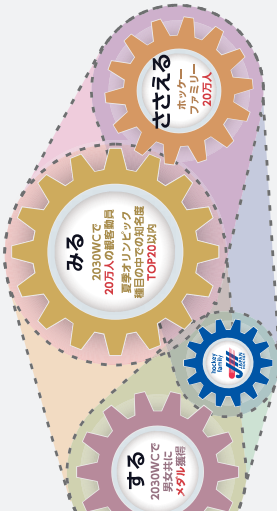
2030年 WC日本開催を柱としたホッケー変革

これからの 10 年、JHA の理念・ビジョン・スローガンを基本方針を具体化するために、2030 年に日本でホッケーワールドカップの招致・実行する。9 つの重点領域を通じて、一層の組織力強化や財政基盤の拡充を図り、全国のホッケーファミリーの拡充やカルチャーの醸成を行う。設立 100 周年を迎えようとする日本ホッケー協会にとってこの取り組みは、日本におけるホッケー文化を大きく変え、次の 100 年を作っていく大きな変革を創出する。

全ては 2030 年のために

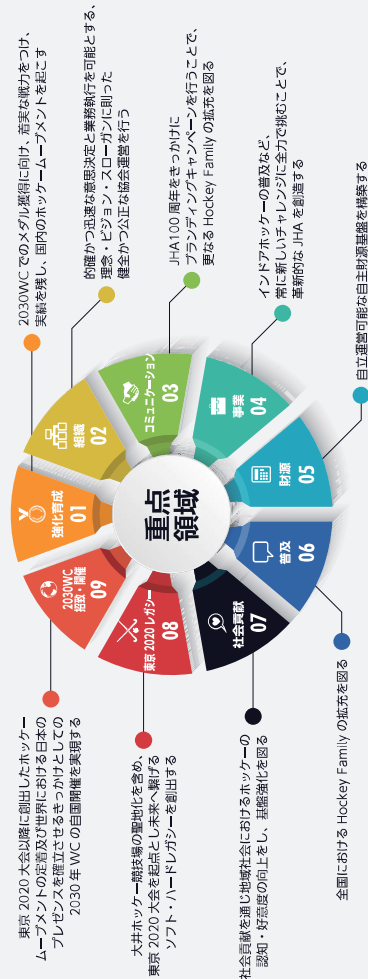
Hockey Family の「2030 年のあるべき姿」

Hockey Family の「する」「みる」「ささえる」は独立しているのではなく、それぞれが成長し、2030 年の WC を柱とした目標に近づくことでシナジーを創り出し、結果 2030 年の「あるべき姿」を達成できる



9 つの重点領域

これら 9 つの重点領域をベースに 2030 年までのアクションプラン及びタスクを明確にしていく。



ロードマップ

2030 年にはお互いに支えられるような社会を構築すべく、そのきっかけとして 2030 年に FIH ワールドカップ日本開催をし、その先にある豊かな社会形成に貢献をホッケーを通じて行う



アスリートの盗撮、 写真・動画の悪用、 悪質なSNS投稿は 卑劣な行為です。

スポーツは、子供から大人まで誰もが楽しめるものです。そのためにも安心してスポーツに取り組める環境を守っていく必要があります。盗撮はもちろん、アスリートの写真・動画を使用した性的目的のSNS投稿やWEB掲載は、アスリート、更には多くのファン、家族、関係者を傷つける絶対に許されない卑劣な行為です。すべてのアスリートが競技に集中し、スポーツを心から楽しめる環境を守るため、スポーツ界全体でこの問題に取り組みます。

- ▶ 大会における盗撮防止事例を共有し、各大会での防止策の取り組みを後押しします。
- ▶ 研修等を通じ、アスリート自身がネットやSNSで身を守る必要性を啓発していきます。
- ▶ SNS投稿やWEB掲載の実態把握に努め、関係機関に共有していきます。

この問題を解決するには皆様のご理解が欠かせません。

これからも安心してスポーツができる環境を守るために、ご理解ご協力をお願いいたします。

安全な環境を、すべてのスポーツ愛好者のために。 SAVE ATHLETES, SAVE SPORT.

大会会場で盗撮等が疑われる行為を見かけましたら大会主催者にお知らせください。

アスリートを傷つける性的目的のSNS投稿やWEB掲載を見かけましたら下記サイトよりご連絡ください。
今後の対応に活用するとともに、悪質な事例については当局への通報も検討します。

<https://www.joc.or.jp/about/savesport/>



- ▶ 盗撮は迷惑防止条例で犯罪として処罰される可能性があります。
- ▶ SNS等で本人の名誉を傷つける書き込みは犯罪(名誉毀損罪)として処罰される可能性があります。
- ▶ 匿名による投稿であっても、法的手続きにより、投稿者が特定され、損害賠償請求の対象になる可能性があります。

フェアプレイで 日本を元気に

あくしゅ、あいさつ、ありがとう



行動としての フェアプレイ

ルールを守る、審判や対戦相手を尊重する、
全力を尽くす、勝っても驕らず、
負けてもふてくされたりしないなど、
行動に表れるフェアプレイのこと。



フェアプレイ 精神

(フェアな心<魂>)

スポーツの場面に限らず日常生活の中でも、
自分の考えや行動について善いことか悪いことかを
自分の意志で決められること。
自分自身に問いかけた時に、
恥ずかしくない判断ができる心(魂)のこと。



公益社団法人 日本ホッケー協会 事業本部競技運営部
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 Japan Sport Olympic Square
TEL 03-6812-9200 FAX 03-6812-9210 <http://www.hockey.or.jp>

